

(令和5年11月更新)

# 堺市国土強靭化地域計画

～災害に強い安全・安心なまち堺をめざして～

令和4年 3月

堺 市



## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 計画の策定趣旨・位置付け .....                           | 1  |
| 1. 計画策定及び修正の趣旨 .....                             | 1  |
| 2. 計画の位置付け .....                                 | 2  |
| 3. 計画期間 .....                                    | 2  |
| 第2章 計画の基本的な考え方 .....                             | 3  |
| 1. 基本目標 .....                                    | 3  |
| 2. 対象とする災害（リスク） .....                            | 3  |
| (1) 地震被害想定 .....                                 | 3  |
| (2) 風水害被害想定 .....                                | 6  |
| ① 洪水氾濫（外水氾濫） .....                               | 6  |
| ② 洪水氾濫（内水氾濫） .....                               | 23 |
| ③ 土砂災害 .....                                     | 30 |
| (3) 高潮被害想定 .....                                 | 35 |
| 3. 事前に備えるべき目標 .....                              | 36 |
| 4. 計画推進に当たっての実施方針 .....                          | 37 |
| 第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価 .....                   | 38 |
| 1. 起こしてはならない最悪の事態 .....                          | 38 |
| 2. 施策分野の設定 .....                                 | 39 |
| 3. 脆弱性評価 .....                                   | 39 |
| (1) 脆弱性評価の考え方 .....                              | 39 |
| (2) 脆弱性評価結果 .....                                | 40 |
| 第4章 具体的な取組 .....                                 | 46 |
| 1. 直接死を最大限防ぐ .....                               | 46 |
| 2. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる .....     | 52 |
| 3. 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する ..... | 58 |
| 4. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない .....                   | 72 |
| 5. 必要不可欠な行政機能を確保する .....                         | 76 |
| 6. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する .....                | 82 |
| 7. 経済活動を機能不全に陥らせない .....                         | 84 |
| 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する .....       | 89 |
| 第5章 計画の推進と見直し .....                              | 96 |
| 1. 計画の推進体制 .....                                 | 96 |
| 2. 計画の進捗管理 .....                                 | 96 |
| 3. 計画の見直し .....                                  | 97 |
| 4. 計画の策定・見直し履歴 .....                             | 97 |
| 5. 市の他計画等の見直し .....                              | 97 |
| 用語の説明 .....                                      | 98 |



# 第1章 計画の策定趣旨・位置付け

## 1. 計画策定及び修正の趣旨

堺市では、平成22年9月に「地震に強い堺市」「震災から素早く立ち直る堺市」をつくることを目的に「堺市地震防災アクションプラン」を策定し、目的の達成に必要な事前防災対策を総合的に進めてきました。また、平成26年12月には、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震による被害想定の反映、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を内容とした「堺市地域防災計画」の改定を行い、「堺市業務継続計画」などの防災関連計画を見直し、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靭な国づくりを計画的に進めています。

平成28年4月には、観測史上初めて震度7を2回記録した熊本地震が発生し、新たな課題が発現し、過去の大規模地震の課題が今回の地震でも顕在化してしまった事例もありました。

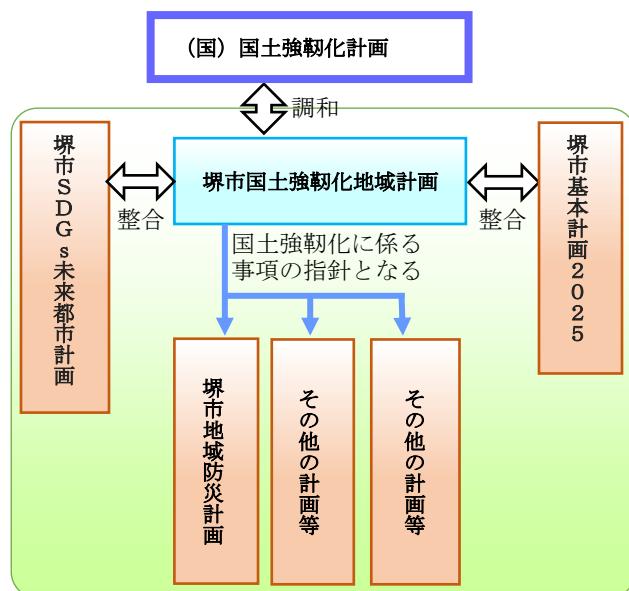
そこで、堺市においても、平成29年2月に基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から当時取組を進めていた「堺市地震防災アクションプラン」を基に「強靭な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくための「堺市国土強靭化地域計画」を策定しました。

近年では気候変動の影響等に伴い、全国的に今までに経験したことのない豪雨に見舞われ、本市においても土砂災害、風水害に起因する被害が発生しており、また令和元年12月以降には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に流行しました。

そこで洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクを本計画に新たに追加するほか、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を踏まえて「堺市国土強靭化地域計画」を修正するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画です。また、令和3年3月に策定した本市の都市経営の基本となる計画である「堺市基本計画2025」の重点戦略5「強くしなやかな都市基盤～Resilient～」や、同時期に計画全体を見直し新たに策定した「堺市SDGs未来都市計画」のゴール11「住み続けられるまちづくりを」に係るKPI達成の推進に資する計画であるほか、国土強靭化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。



## 3. 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本目標

国の基本計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

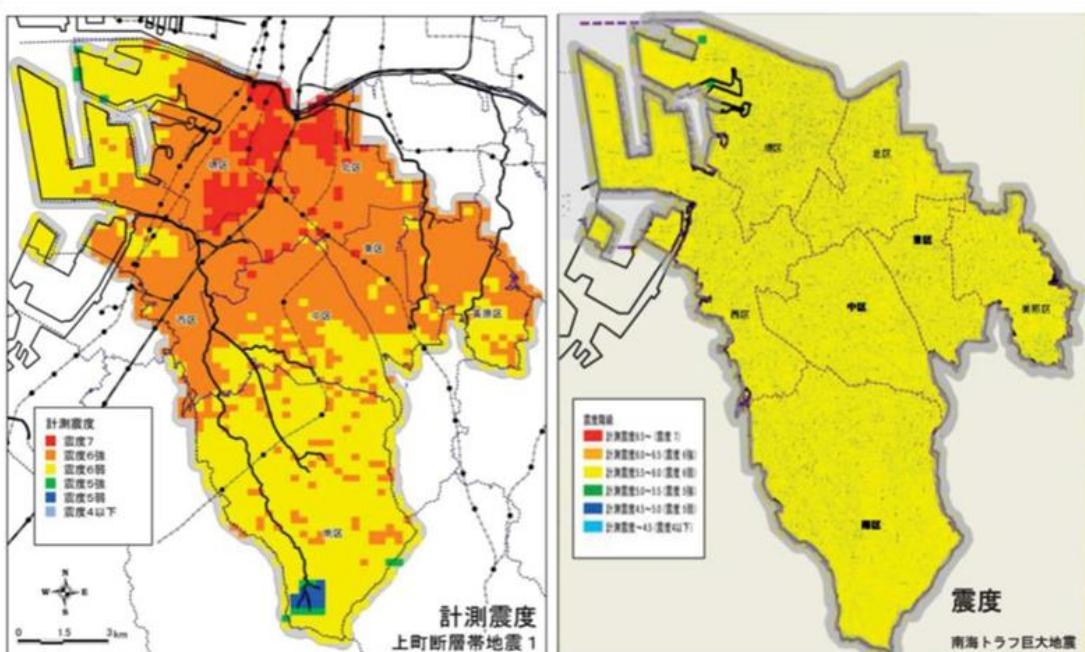
### 2. 対象とする災害（リスク）

#### （1）地震被害想定

- ・本計画において対象とする地震災害（リスク）は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震とします。

##### 【推定震度分布】

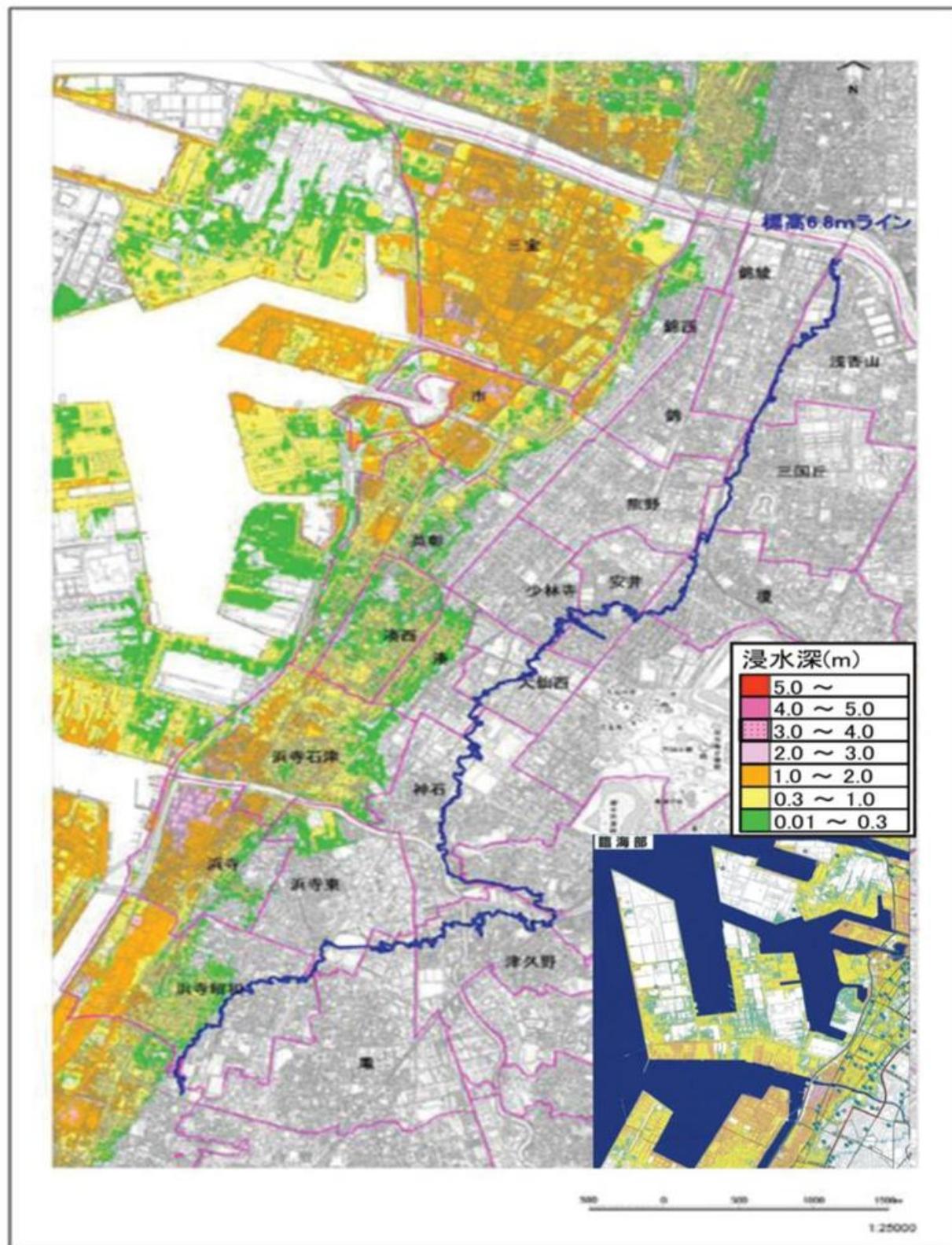
- ・2つの想定地震における推定震度分布は、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけ、震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われ、南海トラフ巨大地震では、ほぼ市全域で震度6弱の震度想定となっています。



## 【津波浸水想定区域】

- ・南海トラフ巨大地震が発生すると、堺区で津波高最大4.2m、浸水面積7.74 km<sup>2</sup>、西区で津波高最大4.9m、浸水面積9.28 km<sup>2</sup>、津波到達時間は、堺区で110分、西区で101分となります。

## 浸水想定



## 【建物被害】

- ・上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊または火災延焼によって、全壊となります。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊となります。南海トラフ巨大地震では、約4%の建物が全壊となり、堺区・西区での被害が大きくなります。このうち、津波による被害は、全壊棟数の9%、半壊棟数の26%を占めます。
- ・堺区には、老朽木造住宅や連棟長屋が建ち並び、依然として避難路等の確保が困難な個所が残る新湊地区が存在します。
- ・上町断層帯地震で、発災後1時間で80件、1日間に160件、3日間で220件の火災が発生すると予測され、延べ25,000棟の住宅が焼失します。

## 【人的被害】

- ・上町断層帯地震での死者数は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）となります。南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人であり、そのほとんどが津波による死者（6,032人）です。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合はゼロ人となります。
- ・上町断層帯地震での住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人となります。南海トラフ巨大地震での避難者数は、1週間後で約11万人となります。

## 【地盤被害】

- ・液状化は、上町断層帯地震では堺区の阪神高速道路より海側のエリアの広域で発生すると予測されます。南海トラフ巨大地震では、堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性が極めて高くなっています。
- ・宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟であり、特に南区で多く、約11,000棟と半数以上に及びます。
- ・土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所が特に南区に集中しています。

## 【道路交通被害】

- ・市が管理する750橋（平成3年4月現在）の橋りょうの内、耐震性能が特に低いとされる1996年よりも前の技術基準で建設された橋りょうは約720橋あります。
- ・細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に30～50%と高い閉塞確率となっています。

## 【ライフライン被害】

- ・水道の被害は、上町断層帯地震の場合、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあり、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止すると、本市の受水が全て停止するため市内全域が数時間程度で断水状態となります。南海トラフ巨大地震による被害は、上町断層帯地震による被害想定内です。復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震ともに25日を要します。
- ・下水道の被害は、上町断層帯地震の場合、下水管きょ被害率は25.0%（延長約830km、マンホールポンプ被害 約60基）となります。下水処理場及びポンプ場は、施設によって被害規模は異なりますが、一部機能（水処理機能など）は損傷を受けるものの最低限必要な揚水機能及び消毒機能は大きく損なわれません。南海トラフ巨大地震の場合、下水管きょ被害率は21.0%（延長約690km、マンホールポンプ被害 約50基）となります。下水処理場及びポンプ場は、地震動による被害は上町断層帯地震による被害想定内ですが、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能及び水処理機能等が停止します。

- ・停電率と停電軒数は上町断層帯地震で69.8% 278,290軒、南海トラフ巨大地震で24.7% 94,365軒（一日後）となり、復旧には上町断層帯地震で約5日、南海トラフ巨大地震で7日後の停電率3.2%となります。
- ・都市ガスの供給停止戸数は上町断層帯地震で344,000戸、南海トラフ巨大地震では14,866戸となります。復旧には、上町断層帯地震で約1～2か月を大阪府全域で要します。
- ・固定電話の被害は上町断層帯地震で回線被災率13.5%、南海トラフ巨大地震で不通契約数24.7%（1日後）となり、輻輳回復には3日、被災回線のサービス復旧には約2週間を要します。

#### 【帰宅困難者数】

- ・上町断層地震発生時の堺市内の帰宅困難者の総数は、42,120人、徒歩帰宅者の総数は324,446人となります。
- ・帰宅困難者42,120人のうち、一時滞在施設が必要な人数は19,439人となります。

## （2）風水害被害想定

### ① 洪水氾濫（外水氾濫）

浸水し始めると瞬く間に水位が上昇し、市民の生命を脅かす「河川の氾濫による被害」を洪水氾濫として、本市において次の河川で洪水氾濫が起きた場合の被害予測を行っています。

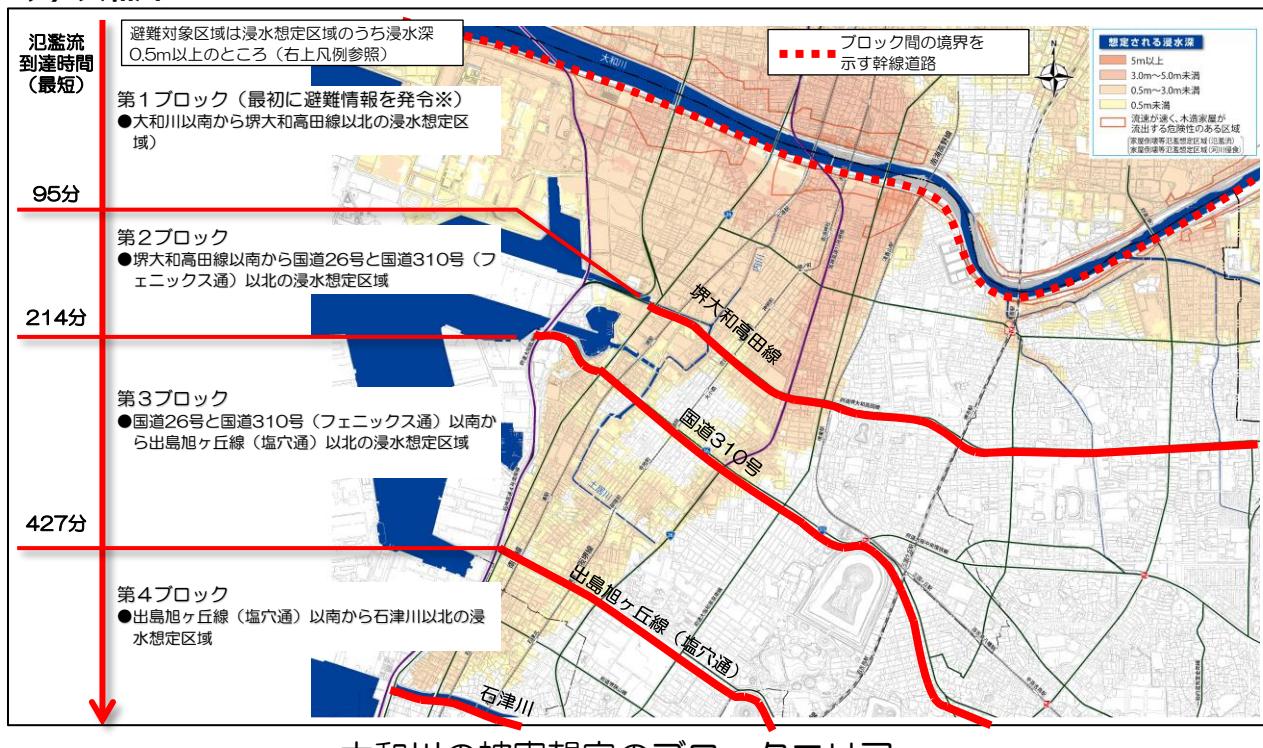
#### ● 風水害被害想定の対象河川

| 河川名 | 想定降雨         | 計画降雨量                        | 観測所          | 想定内容  |
|-----|--------------|------------------------------|--------------|---|
| 大和川 | 想定降雨         | 12時間総雨量316mm                 | 柏原           | 大和川流域に12時間総雨量316mmが降った時に、大和川が氾濫した予測結果にもとづく浸水想定区域（平成28年5月、国土交通省大和川河川事務所） |
| 西除川 | 200年に1度の想定降雨 | 概ね1時間最大83mm、24時間最大256.7mm    | 野田           | 200年に一度の大雨が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（平成24年8月、大阪府）                           |
|     | 想定最大規模降雨     | 概ね1時間最大102.5mm、24時間904.1mm   | 野田<br>布忍橋    | 想定し得る最大規模の大雨が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）                         |
| 東除川 | 200年に1度の想定降雨 | 概ね1時間最大83mm、24時間最大256.7mm    | 古川橋          | 200年に一度の大雨が降った場合の東除川の洪水氾濫を想定した結果（平成24年8月、大阪府）                           |
|     | 想定最大規模降雨     | 概ね1時間最大102.5mm、24時間904.1mm   | 古川橋<br>大堀上小橋 | 想定し得る最大規模の大雨が降った場合の東除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）                         |
| 石津川 | 200年に1度の想定降雨 | 概ね1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm  | 戎橋           | 200年に一度の大雨が降った場合の石津川水系の洪水氾濫を想定した結果（平成24年6月、大阪府）                         |
|     | 200年に1度の想定降雨 | 概ね1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm  | 万崎橋          | 200年に一度の大雨が降った場合の石津川水系の洪水氾濫を想定した結果（平成24年6月、大阪府）                         |
|     | 想定最大規模降雨     | 概ね1時間最大103.7mm、24時間最大931.4mm | 戎橋<br>万崎橋    | 想定し得る最大規模の大雨が降った場合の石津川の洪水氾濫を想定した結果（令和2年11月、大阪府）                         |

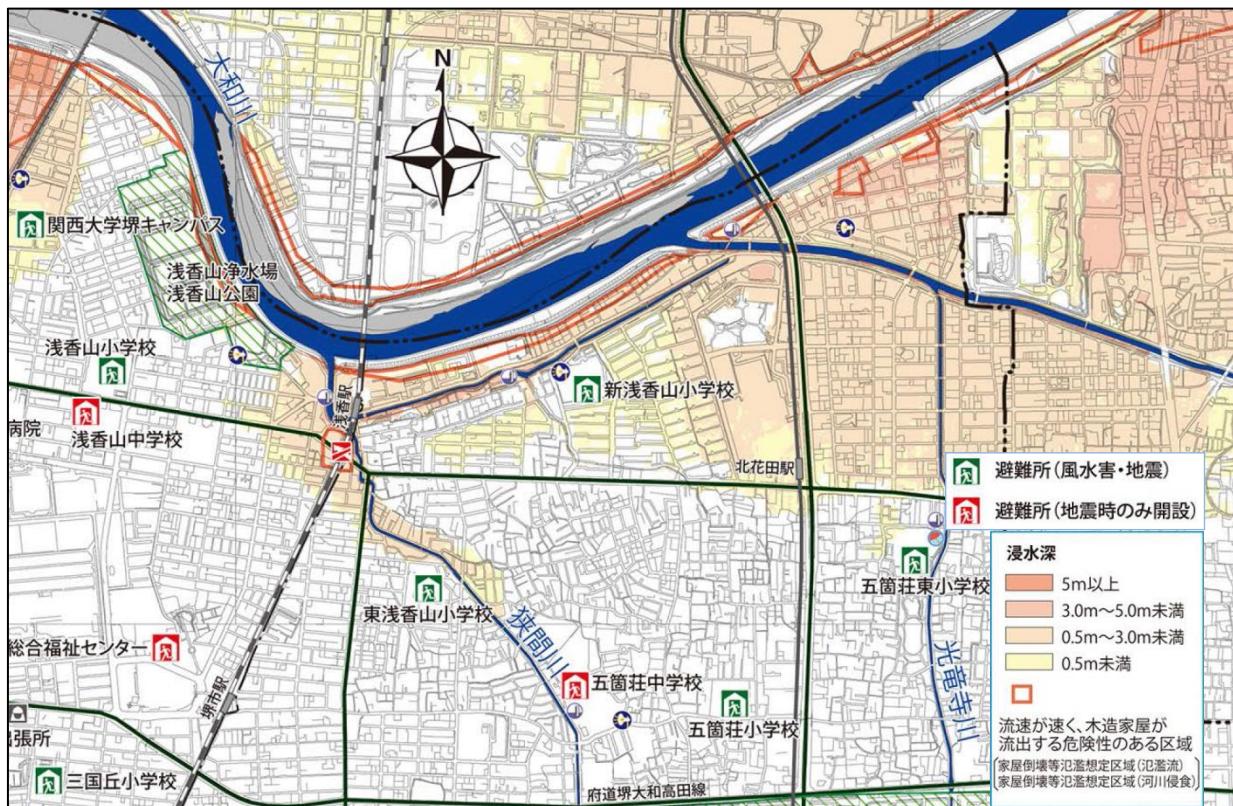
※「避難勧告等の判断・伝達マニュアル【河川氾濫・土砂災害編】（令和3年5月）」

※各河川の観測所から災害発生の連絡を受けた際の被害を想定

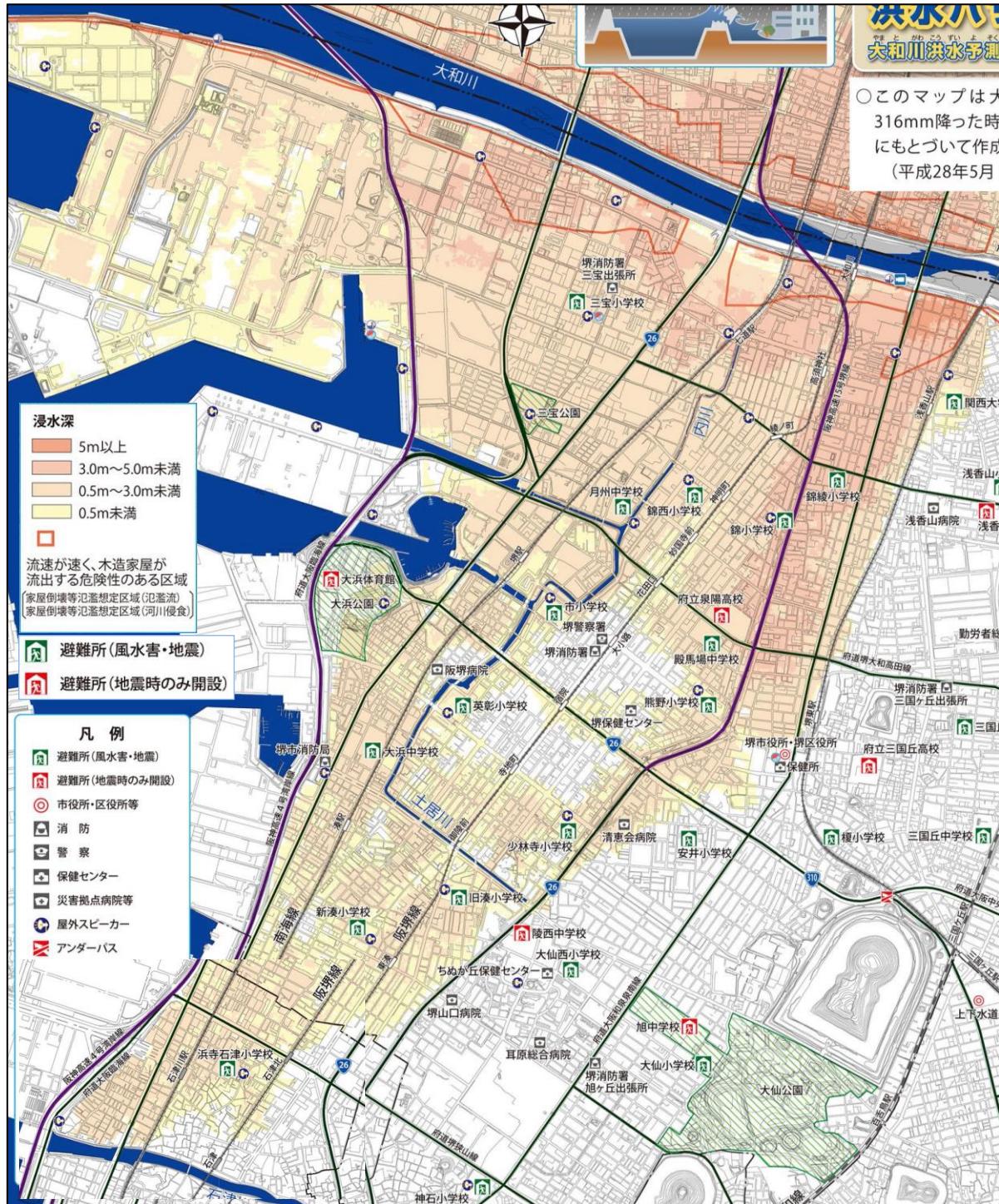
## ア) 大和川



大和川の被害想定のブロックエリア



大和川浸水想定区域図①



※大和川流域に12時間総雨量316mmが降った時に、大和川が氾濫した予測結果にもとづく浸水想定区域（平成28年5月、国土交通省大和川河川事務所）

※堺区防災マップ（平成29年3月作成）及び西区防災マップ（平成29年3月作成）より

## 大和川浸水想定区域図②

## イ) 西除川

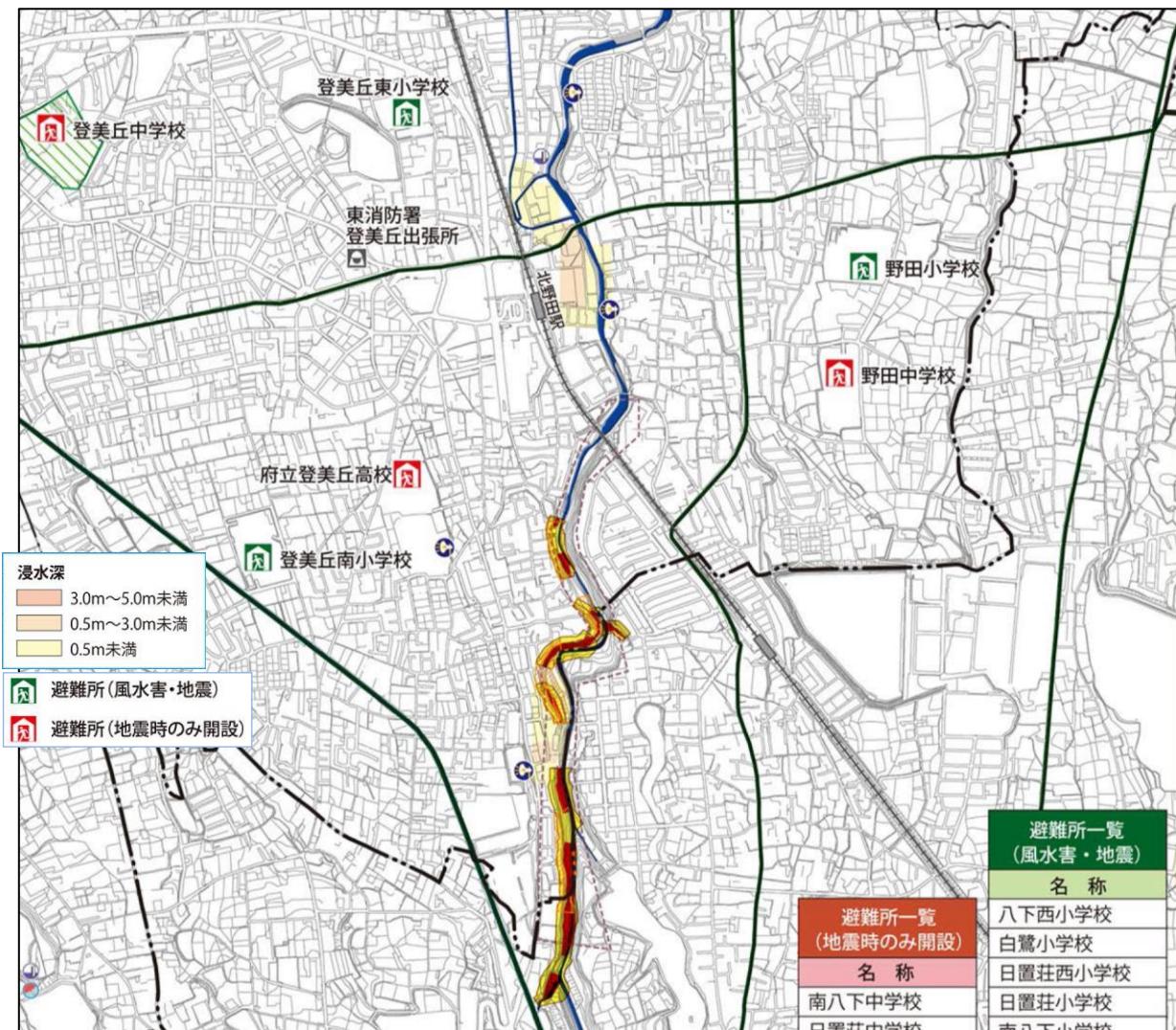
西除川では200年に一度の想定降雨と想定最大規模降雨の2つの被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（概ね時間雨量：1時間最大83mm、24時間最大256.7mm）が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（平成24年8月、大阪府）

※東区防災マップ（平成29年3月作成）より

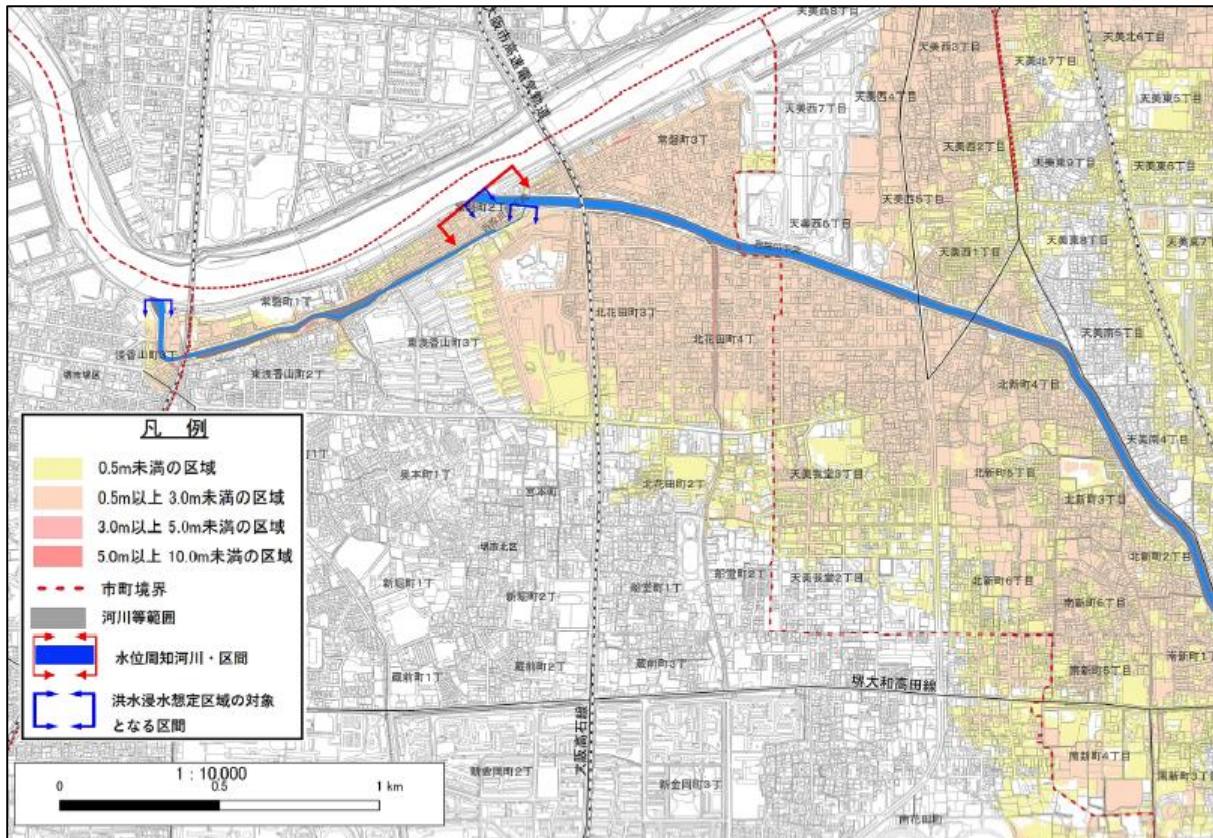
西除川浸水想定区域図①



※200年に一度の大霖（概ね時間雨量：1時間最大83mm、24時間最大256.7mm）が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（平成24年8月、大阪府）

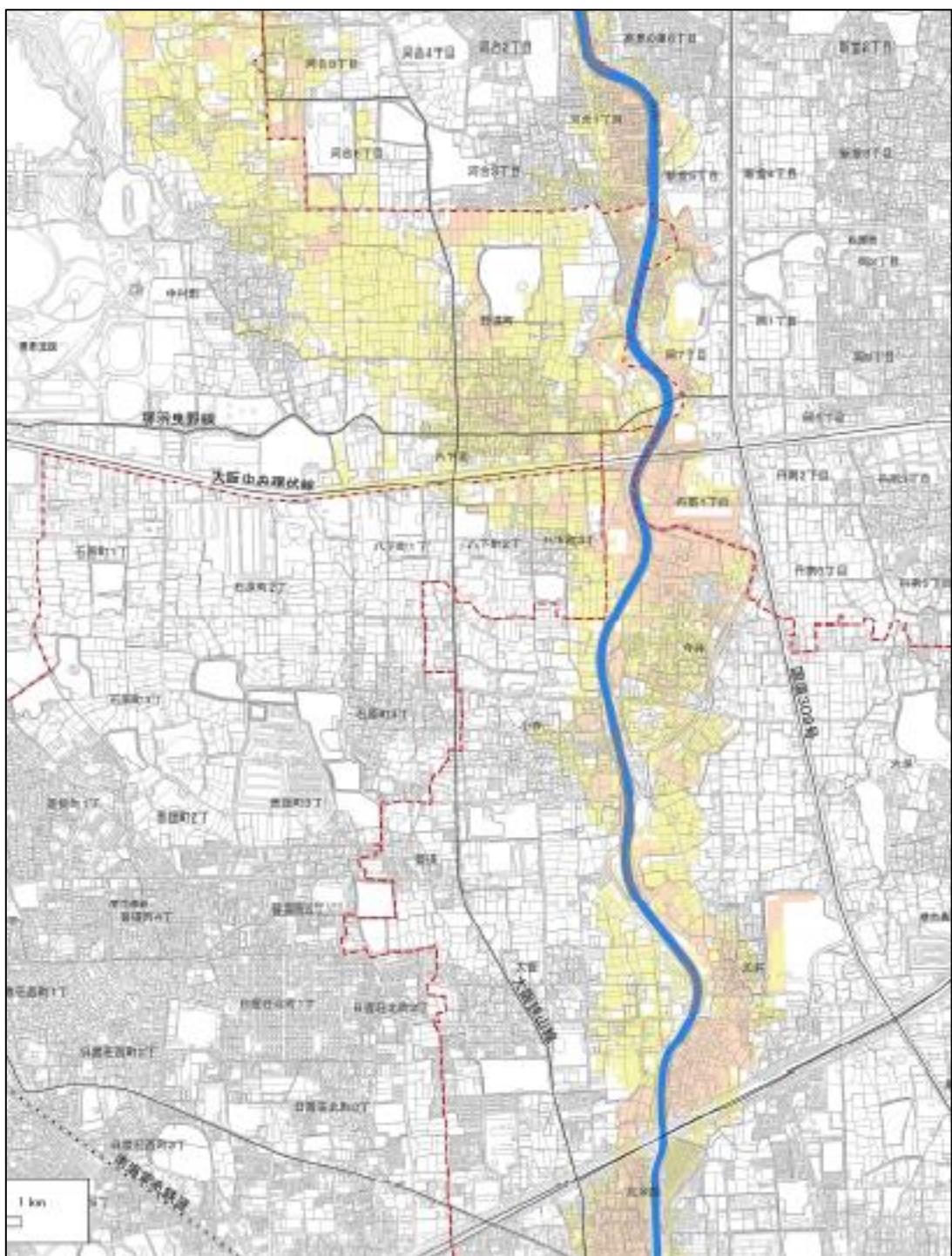
※東区防災マップ（平成29年3月作成）より

西除川浸水想定区域図②



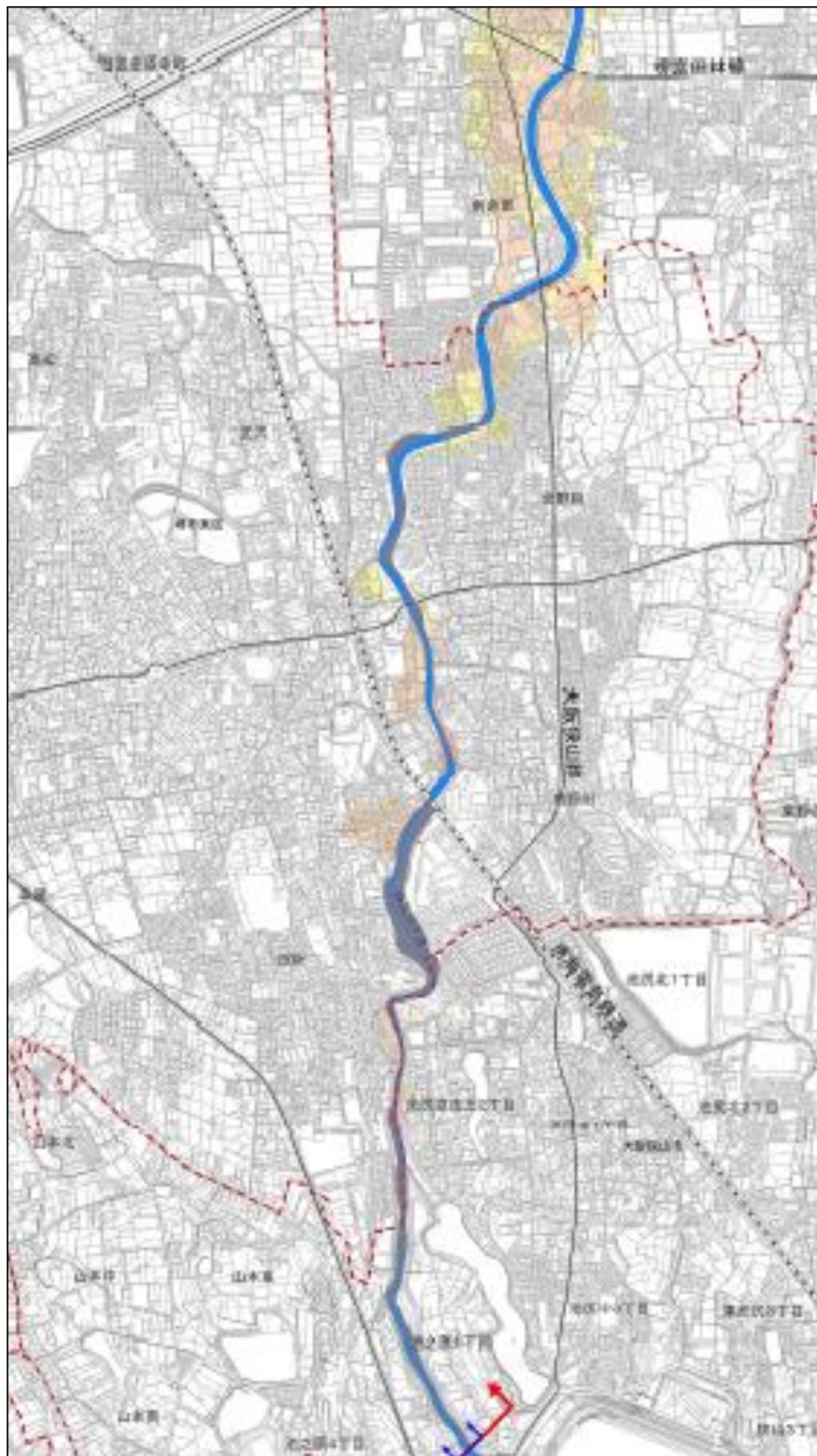
※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）

西除川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）①



※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）

西除川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）②

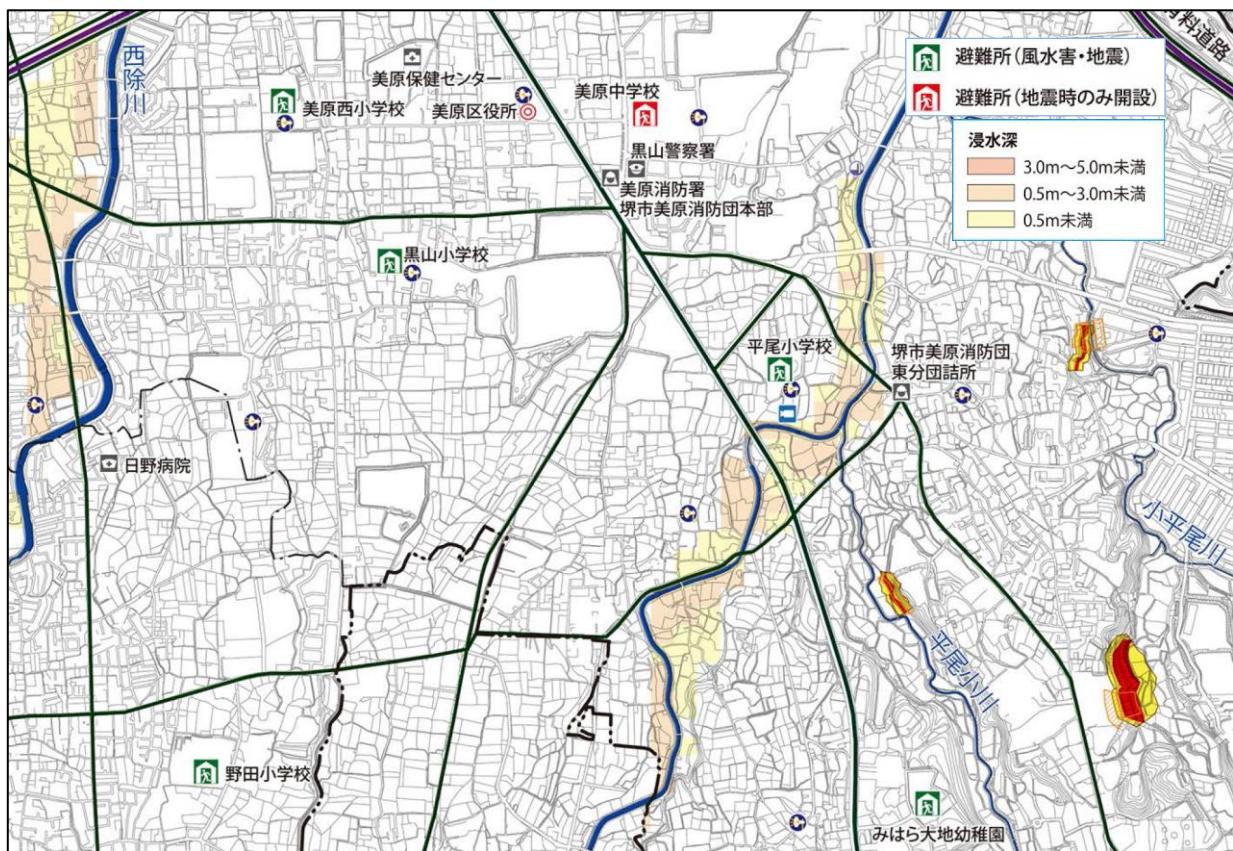


※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の西除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）

西除川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）③

## ウ) 東除川

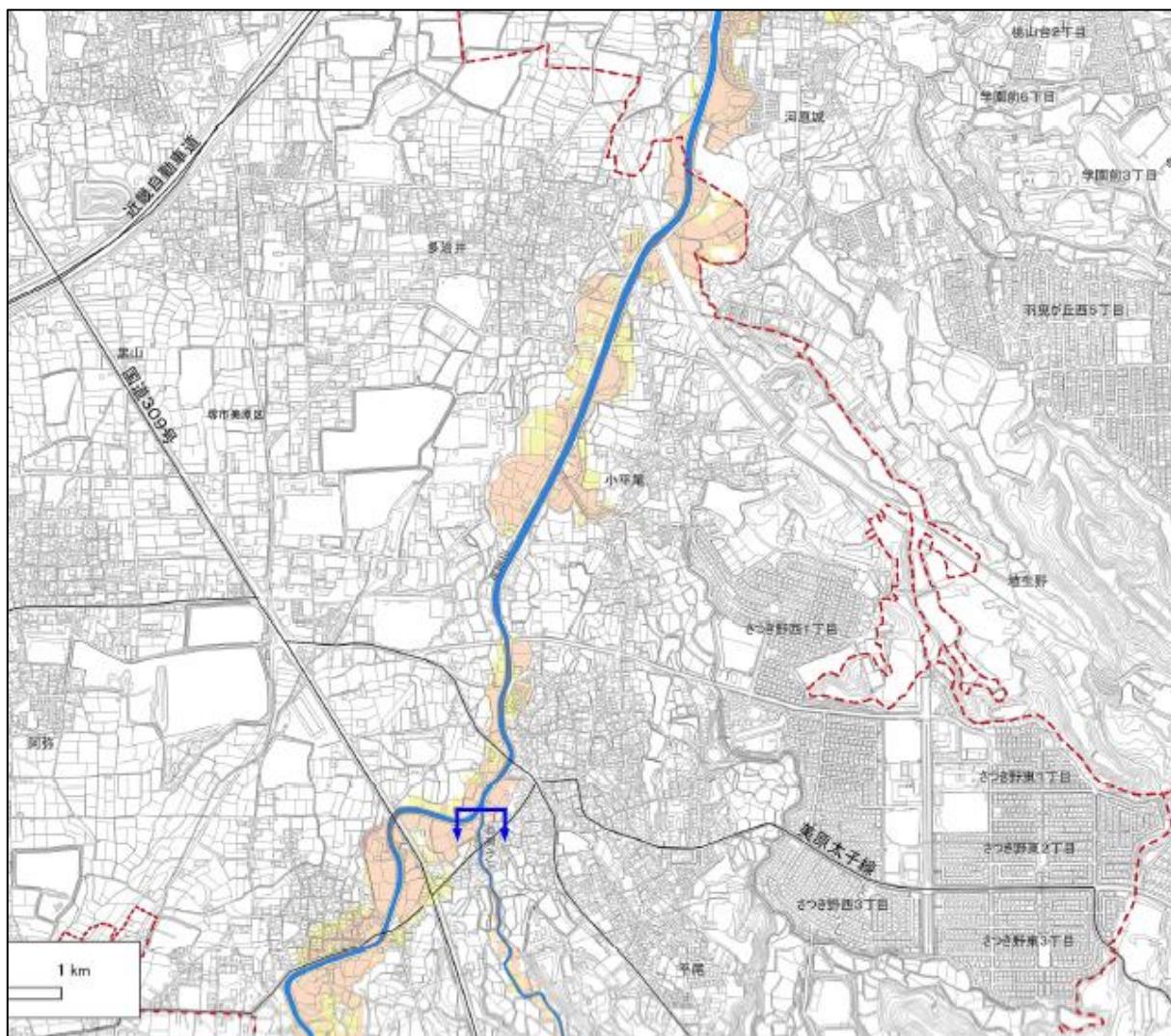
東除川では200年に一度の想定降雨と想定最大規模降雨の2つの被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（概ね時間雨量：1時間最大83mm、24時間最大256.7mm）が降った場合の東除川の洪水氾濫を想定した結果（平成24年8月、大阪府）

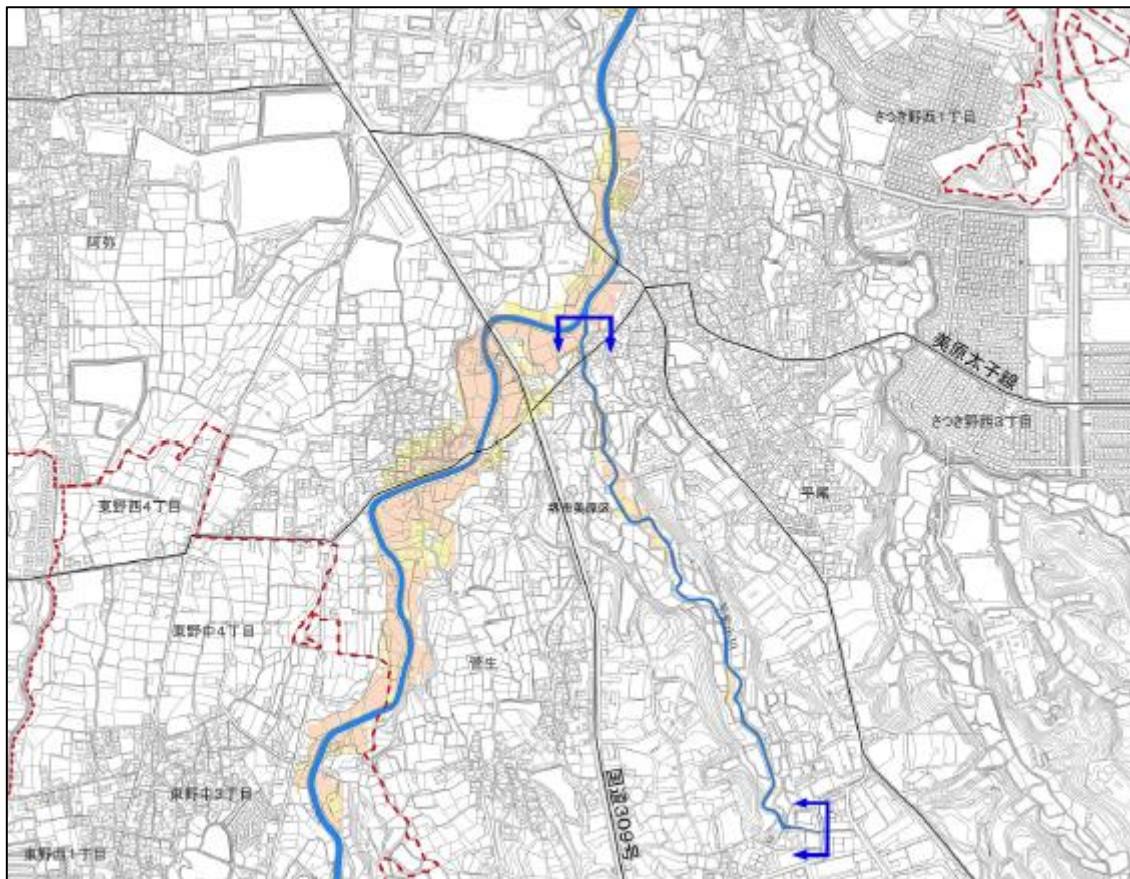
※美原区防災マップ（平成29年3月作成）より

東除川浸水想定区域図



※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の東除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）

東除川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）①

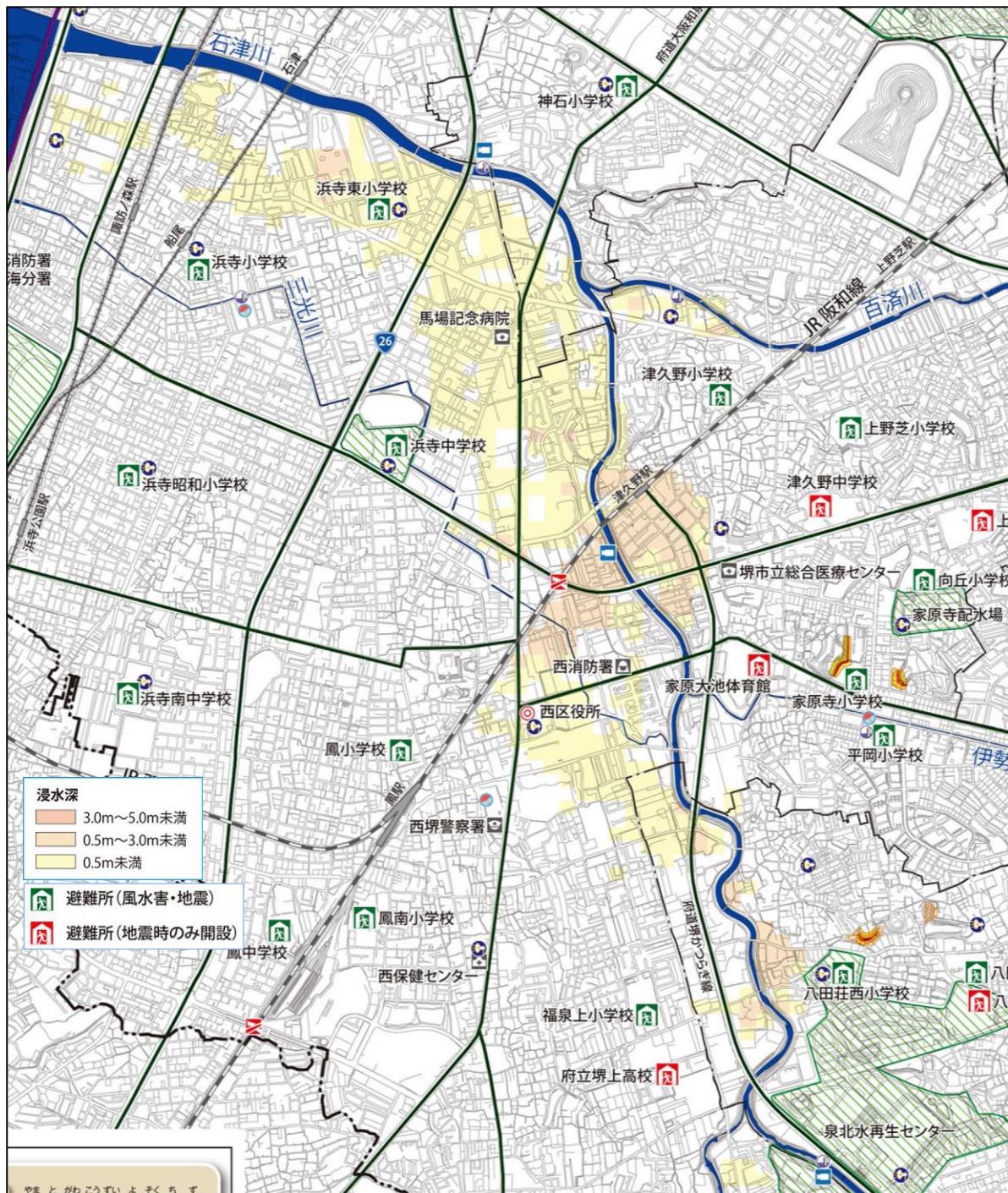


※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の東除川の洪水氾濫を想定した結果（令和元年11月、大阪府）

東除川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）②

## I) 石津川

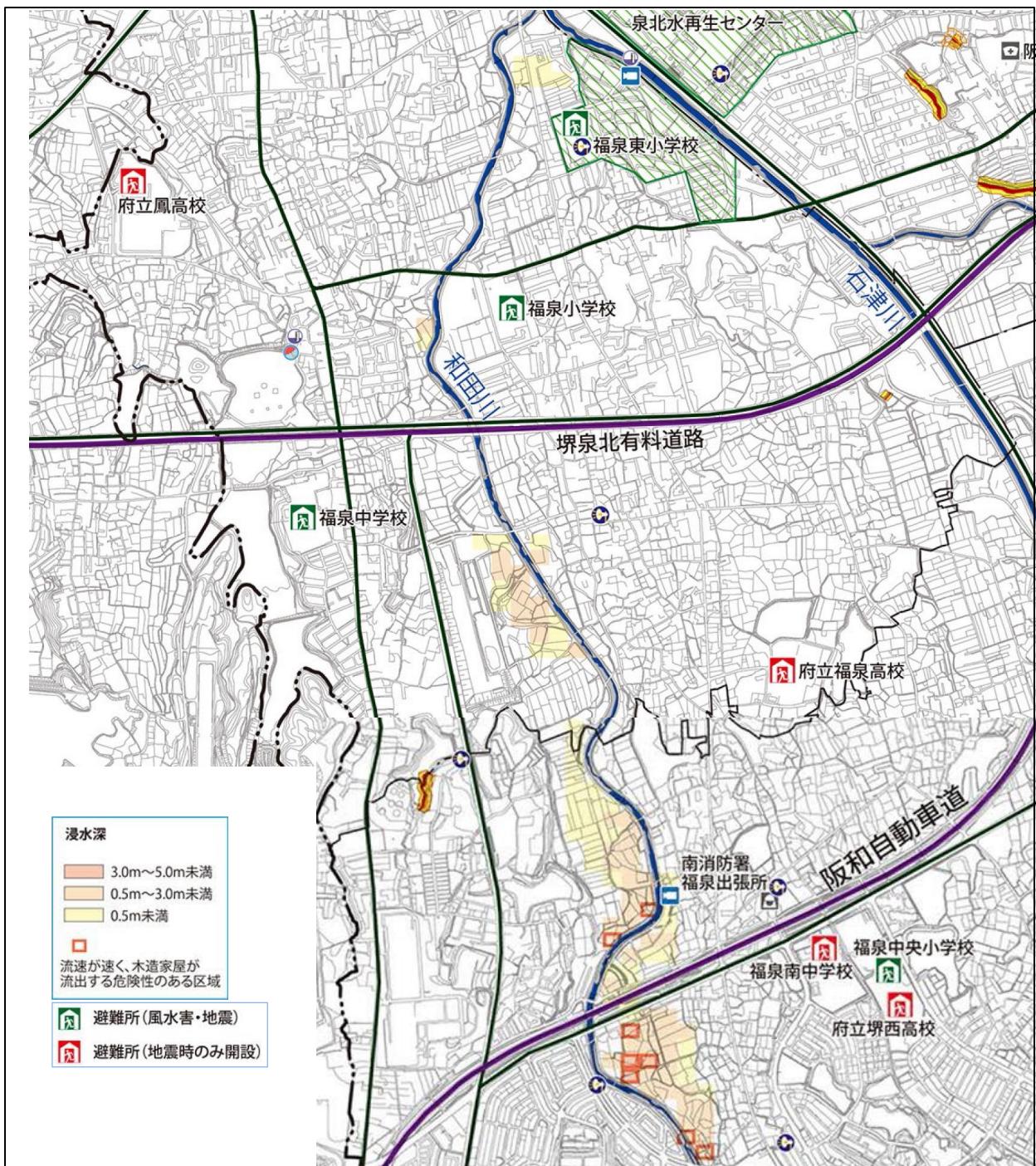
石津川（和田川含む）では200年に一度の想定降雨が戎橋観測所と万崎橋観測所から災害発生の連絡を受けた際の被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（概ね時間雨量：1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm）が降った場合の石津川水系の洪水氾濫を想定した結果（平成24年6月、大阪府）

※西区防災マップ（平成29年3月作成）より

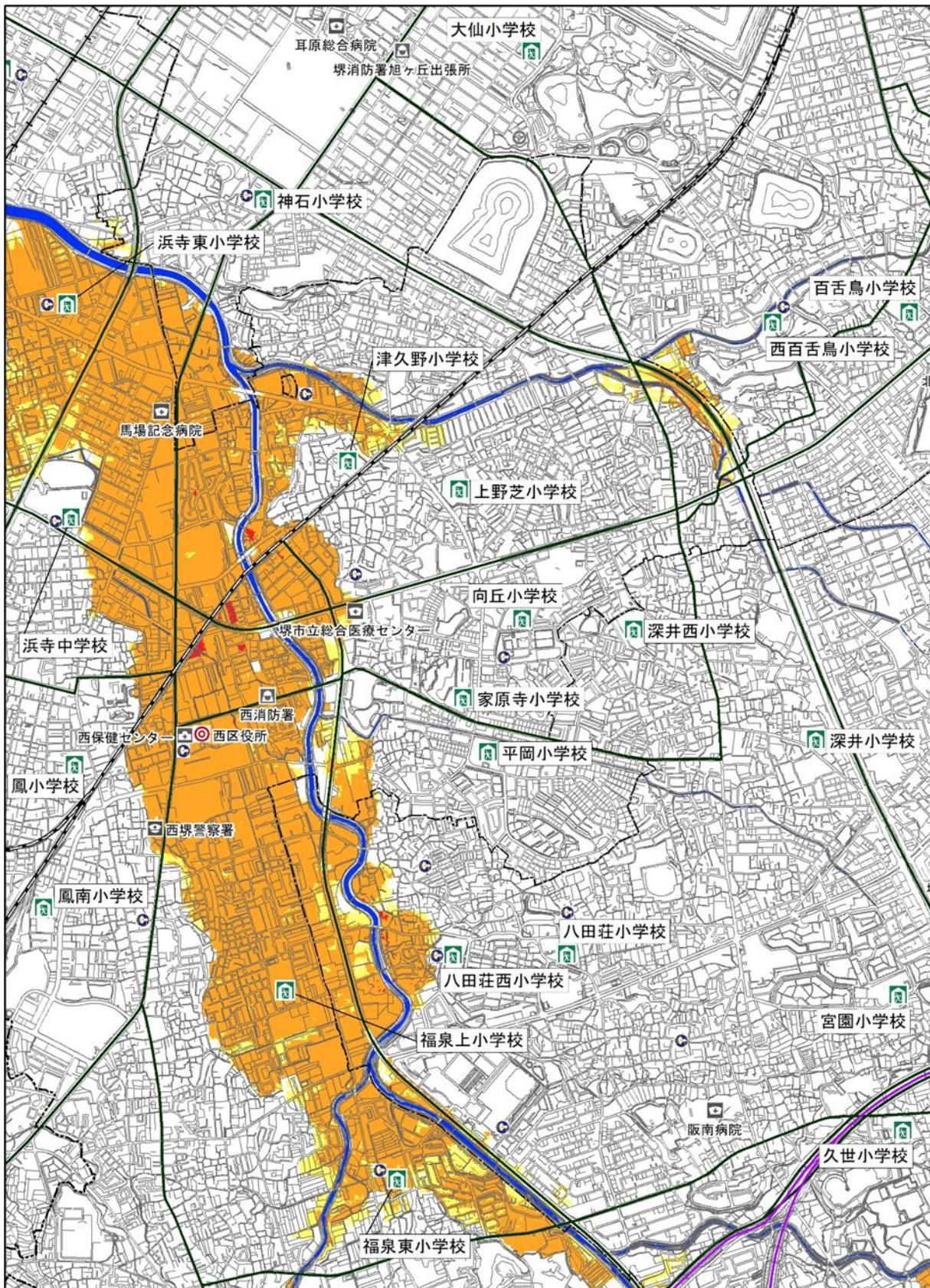
石津川浸水想定区域図①



※200年に一度の大雨（概ね時間雨量：1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm）が降った場合の石津川水系の洪水氾濫を想定した結果（平成24年6月、大阪府）

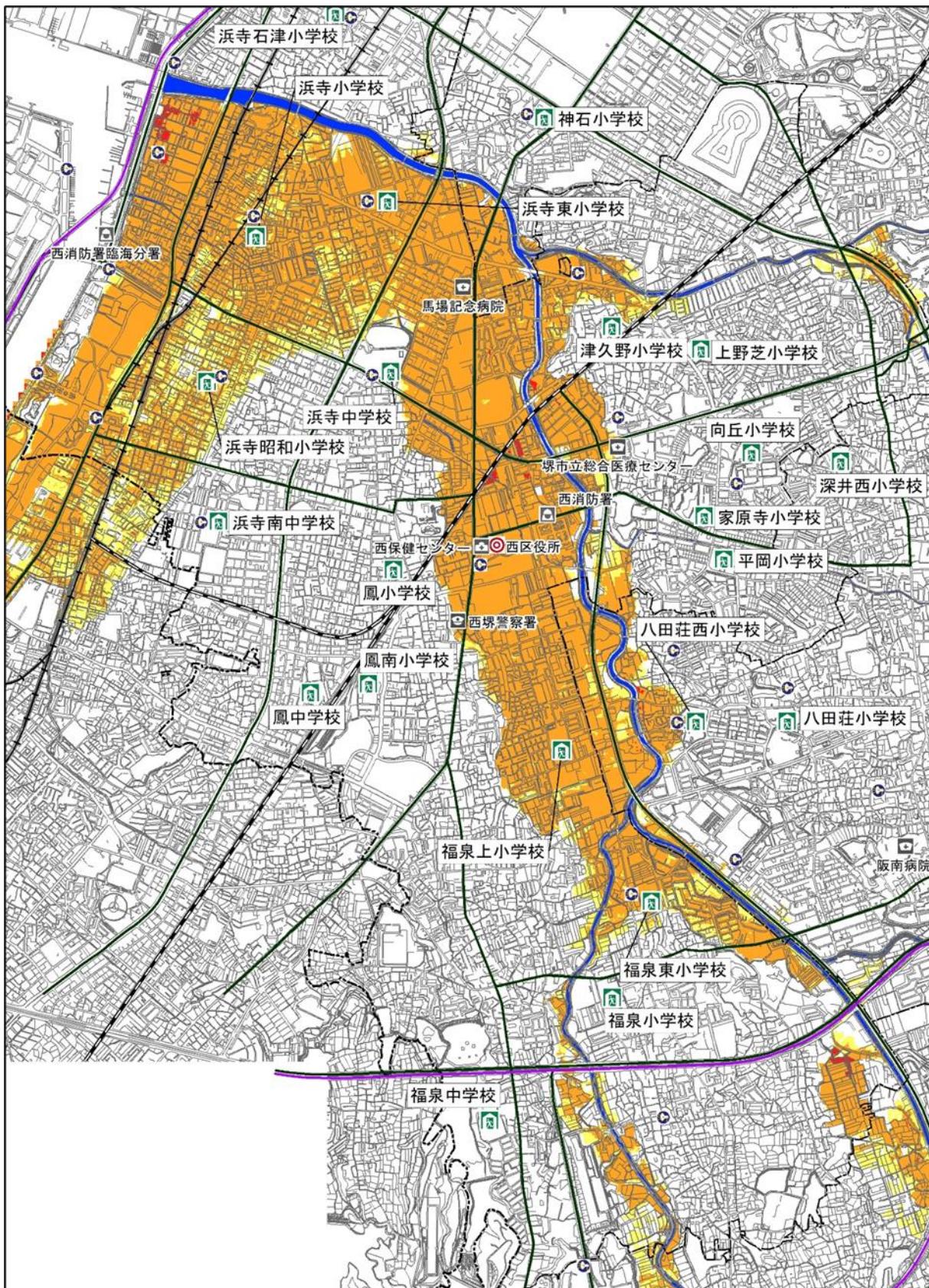
※西区防災マップ（平成29年3月作成）、南区防災マップ（平成29年3月作成）より

## 石津川（和田川）浸水想定区域図②



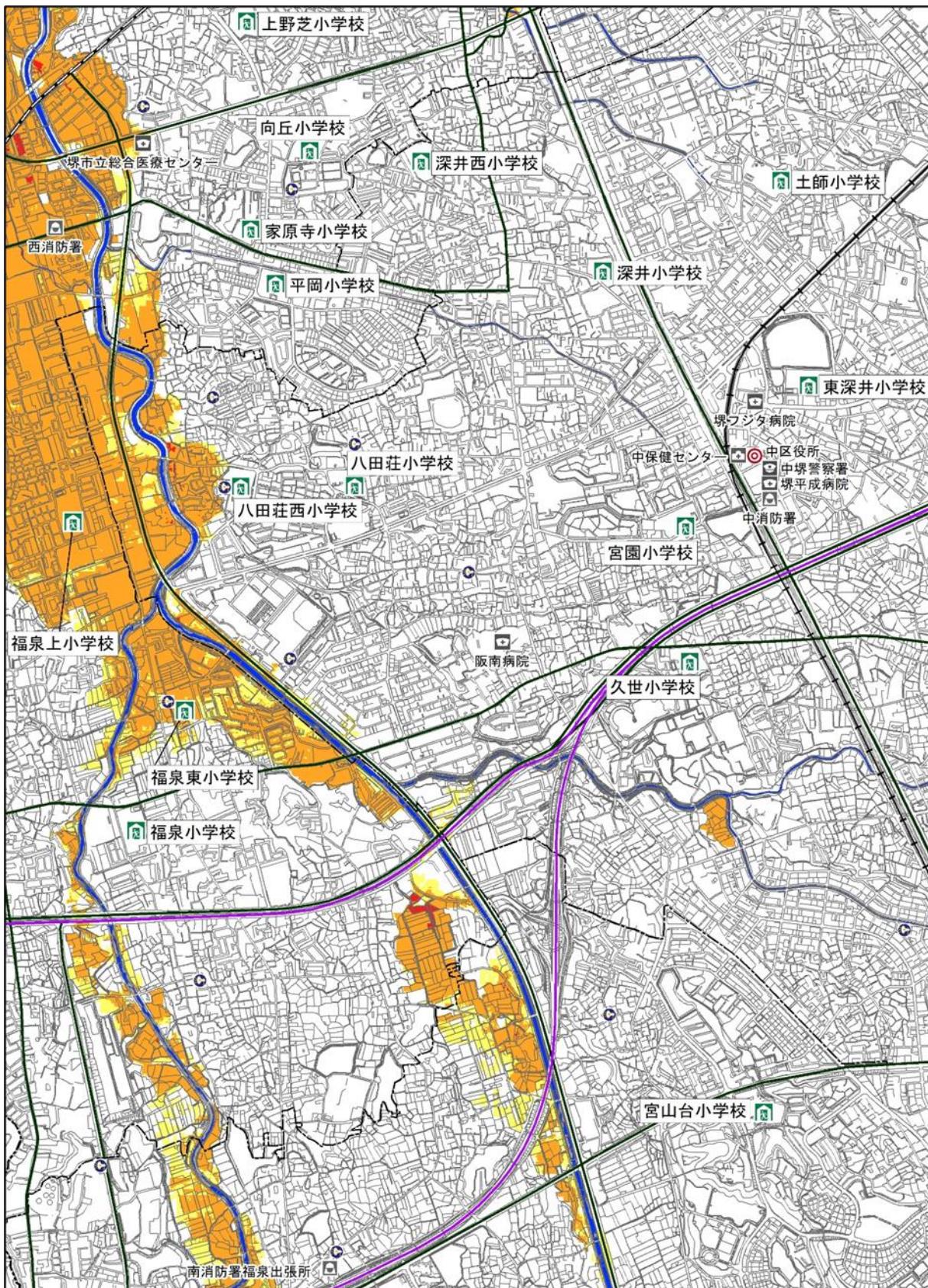
※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水氾濫を想定した結果（令和2年11月、大阪府）

石津川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（堺区・北区）①



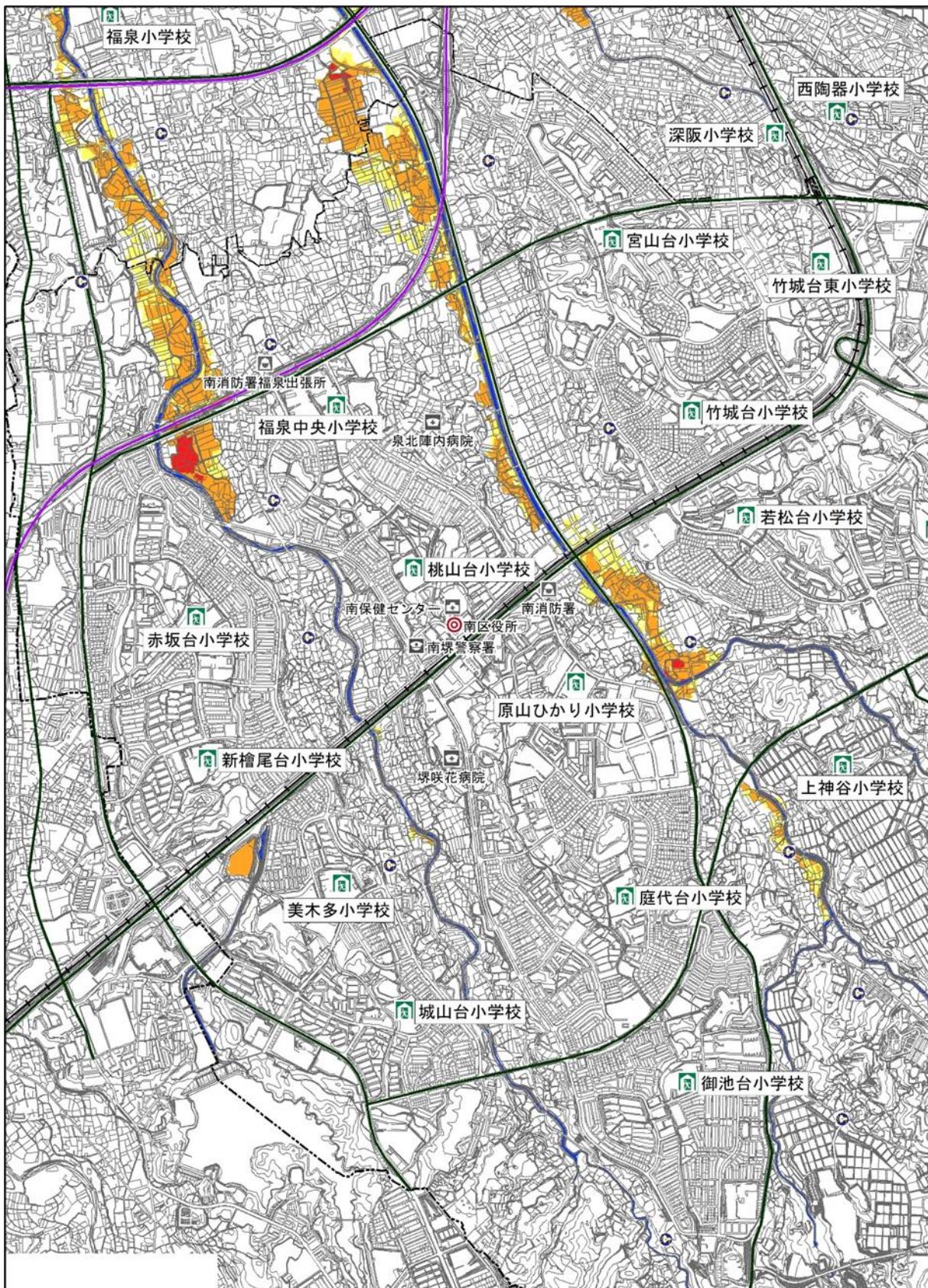
※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水氾濫を想定した結果（令和2年11月、大阪府）

石津川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（西区）②



※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水氾濫を想定した結果（令和2年11月、大阪府）

石津川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（中区）③

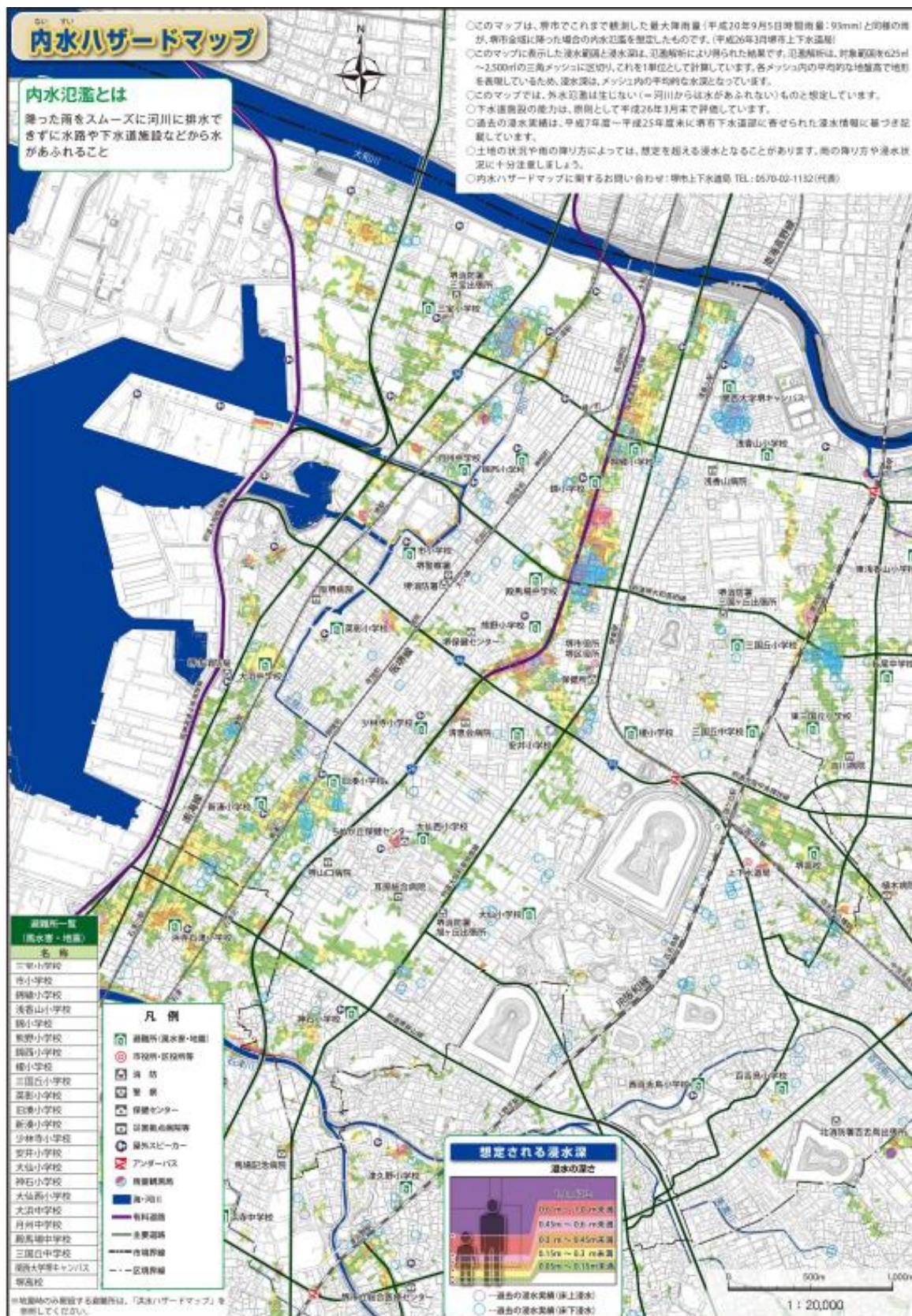


※想定し得る最大規模の大雨（概ね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水氾濫を想定した結果（令和2年11月、大阪府）

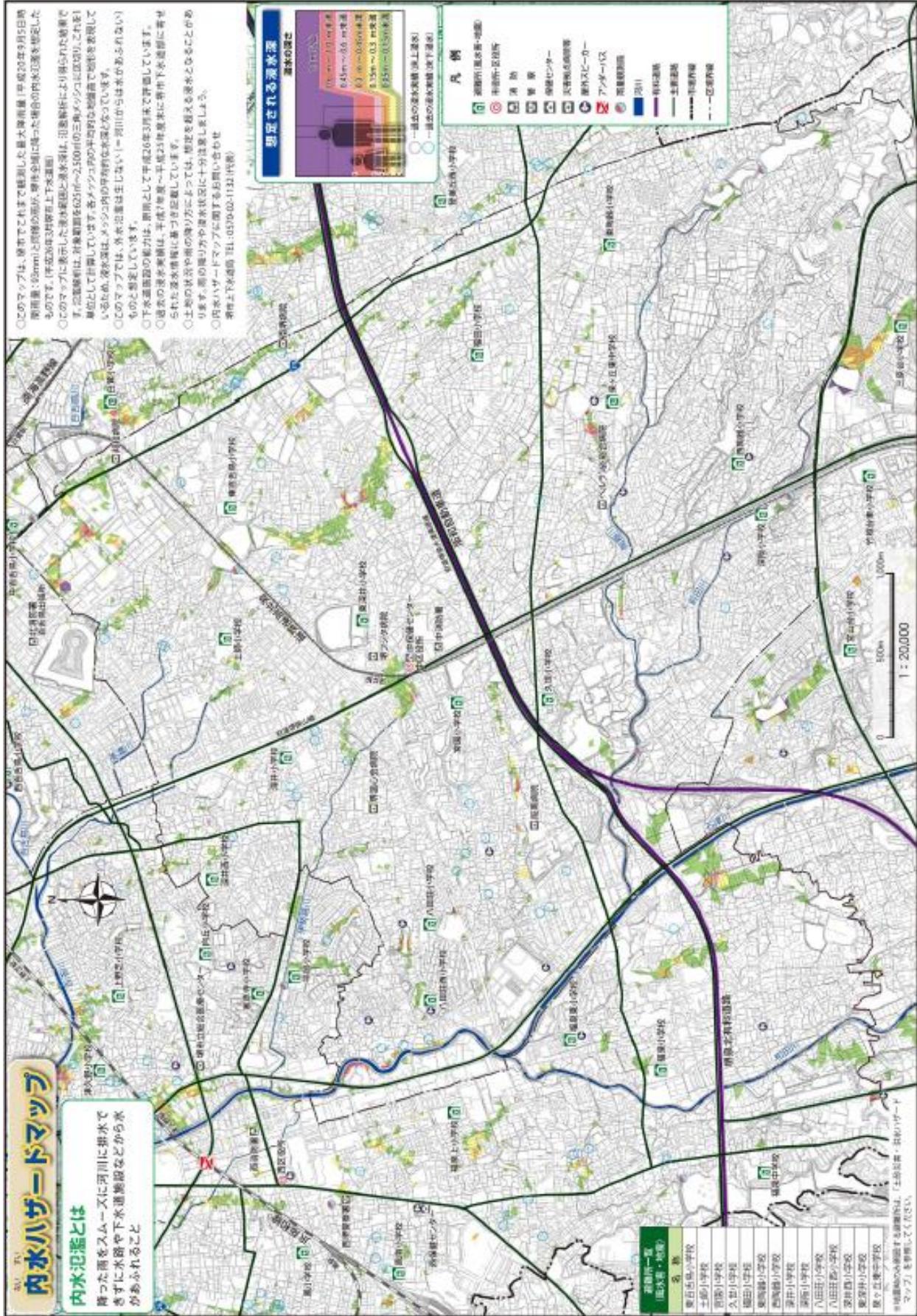
石津川浸水想定区域図（想定最大規模降雨）（南区）④

## ② 洪水氾濫（内水氾濫）

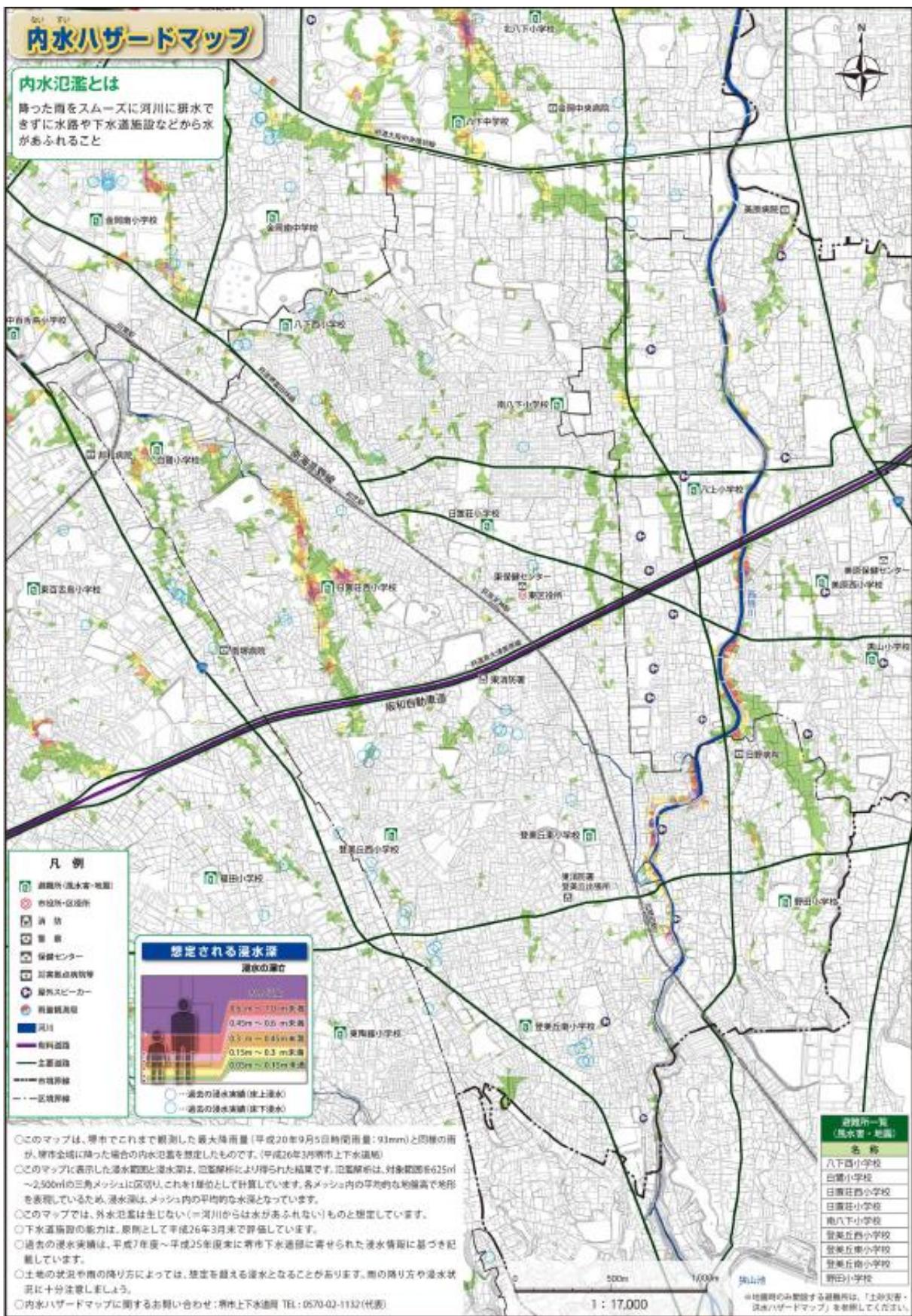
市では、本市がこれまで観測した最大降雨量（平成20年9月5日時間雨量：93mm）と同様の雨が、市全域に降った場合の内水氾濫を次のように想定している。



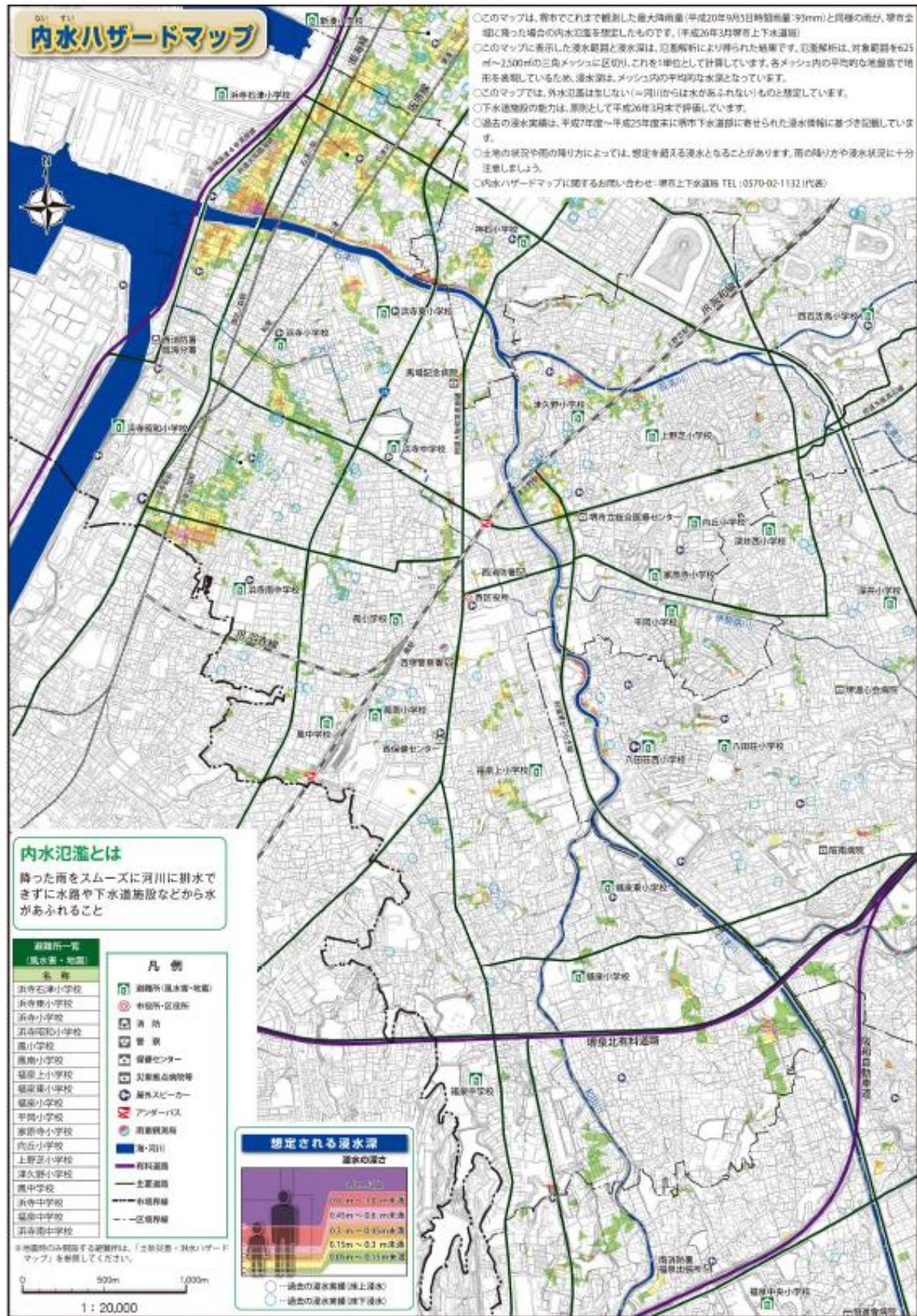
内水浸水想定区域図〔堺区〕



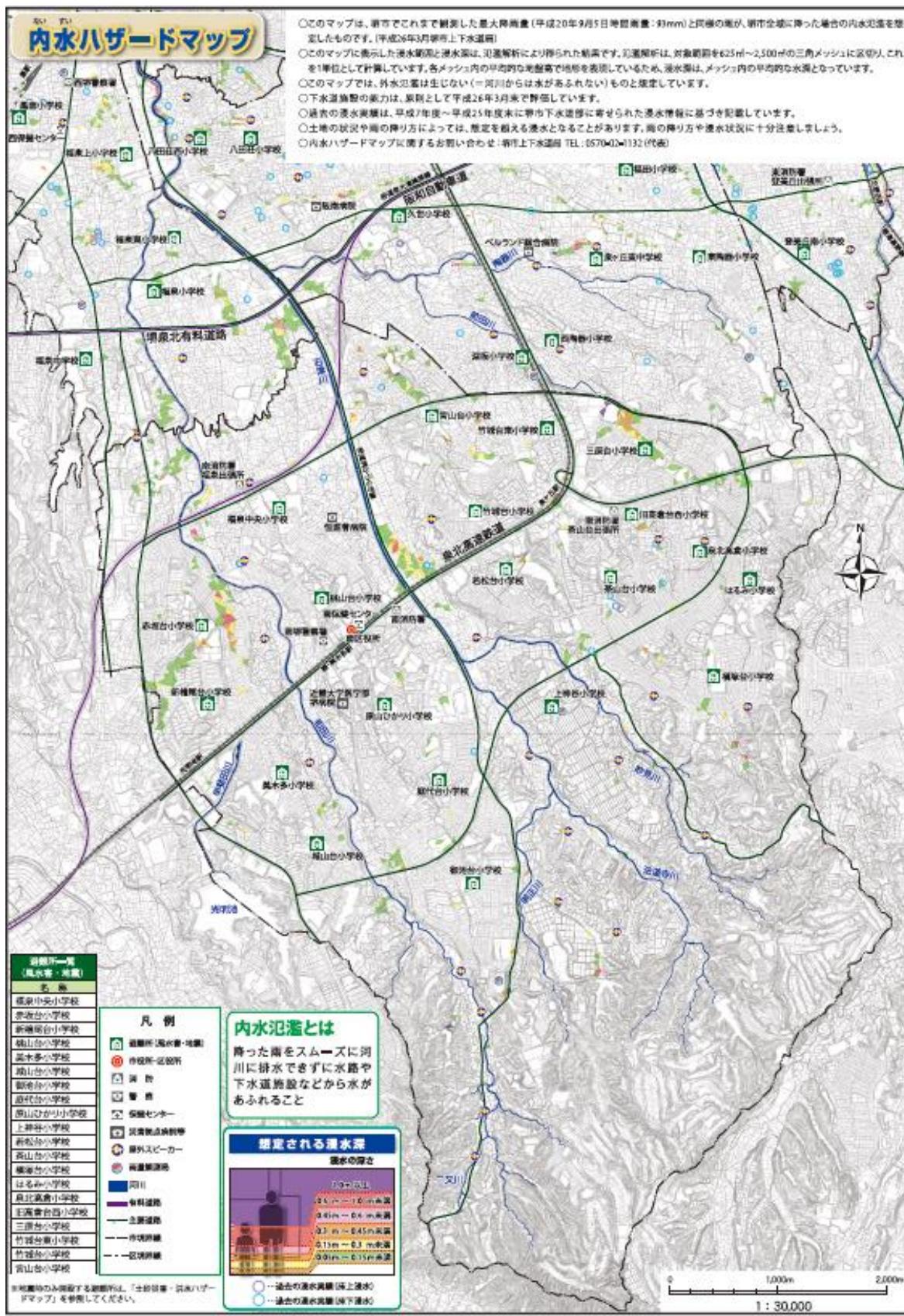
内水浸水想定区域図〔中区〕



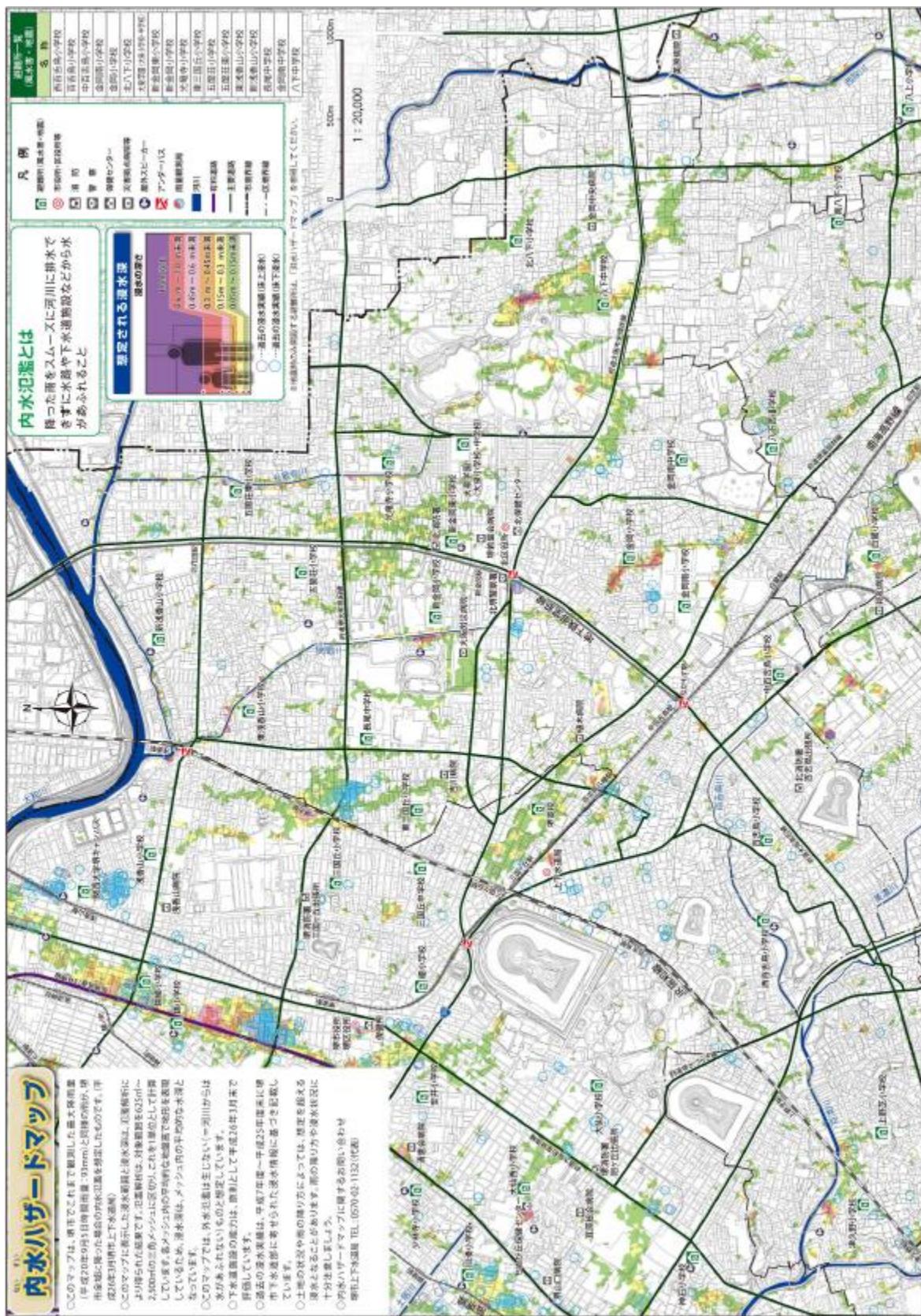
内水浸水想定区域図〔東区〕



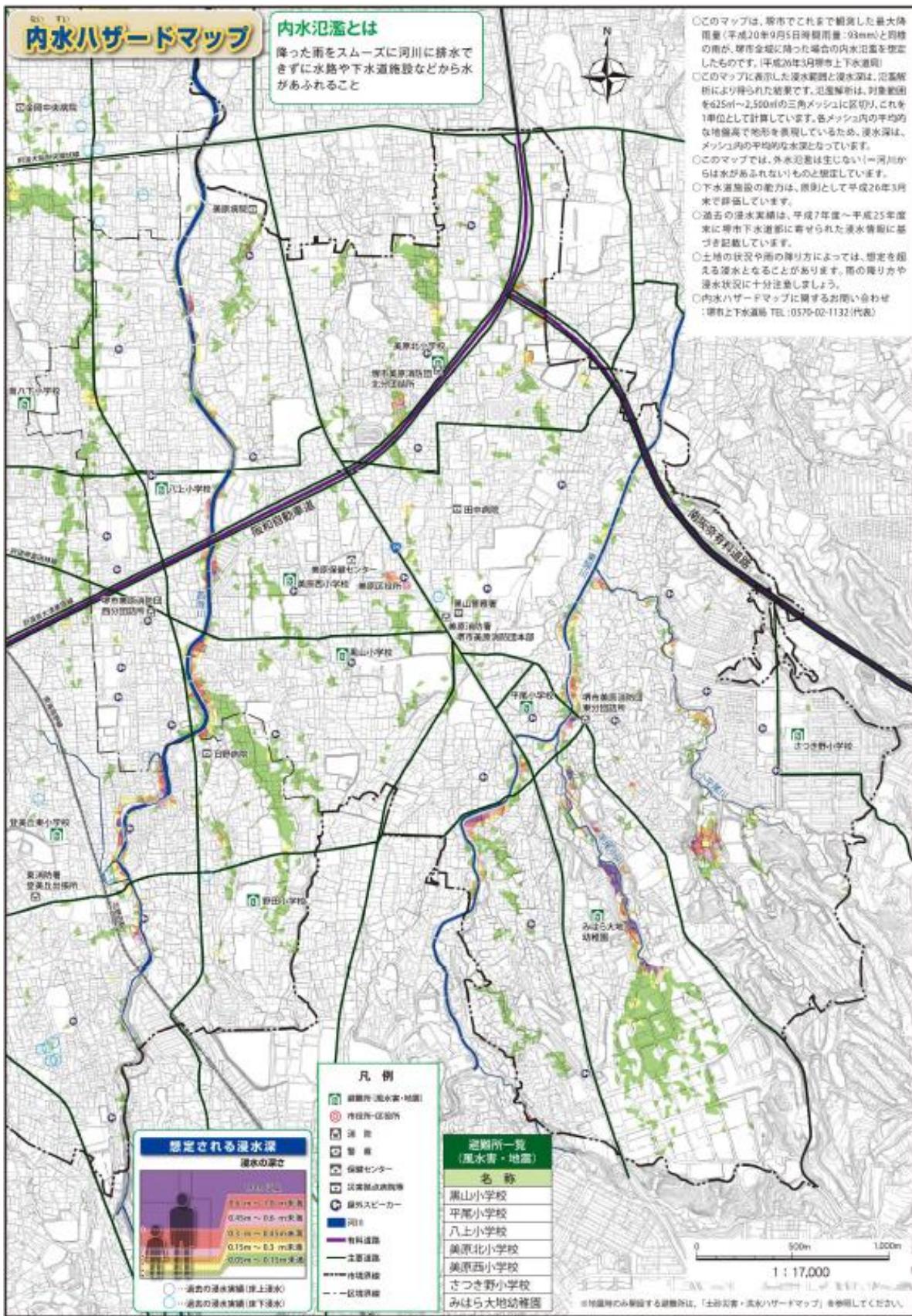
内水浸水想定区域図〔西区〕



内水浸水想定区域図〔南区〕



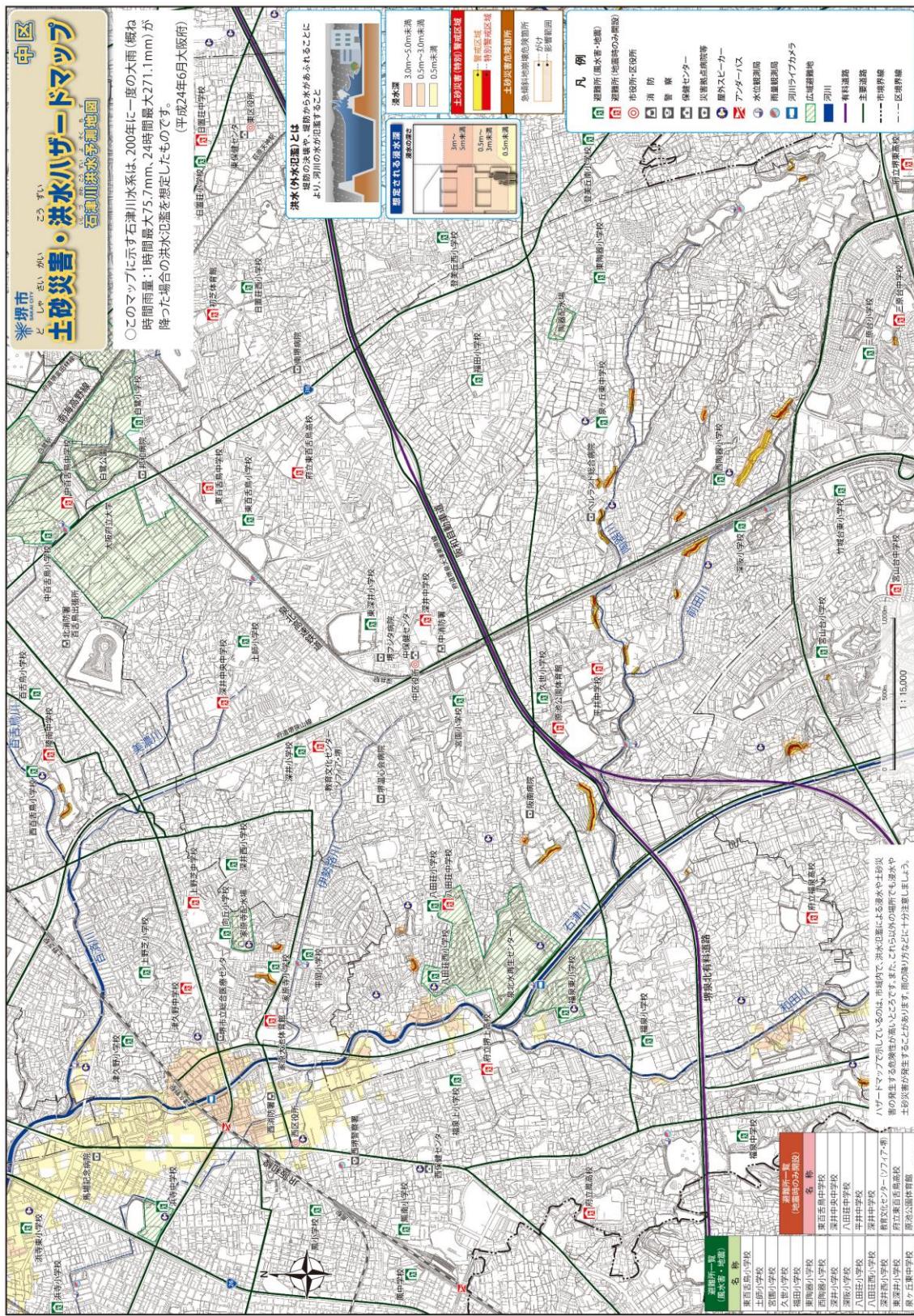
内水浸水想定区域図〔北区〕



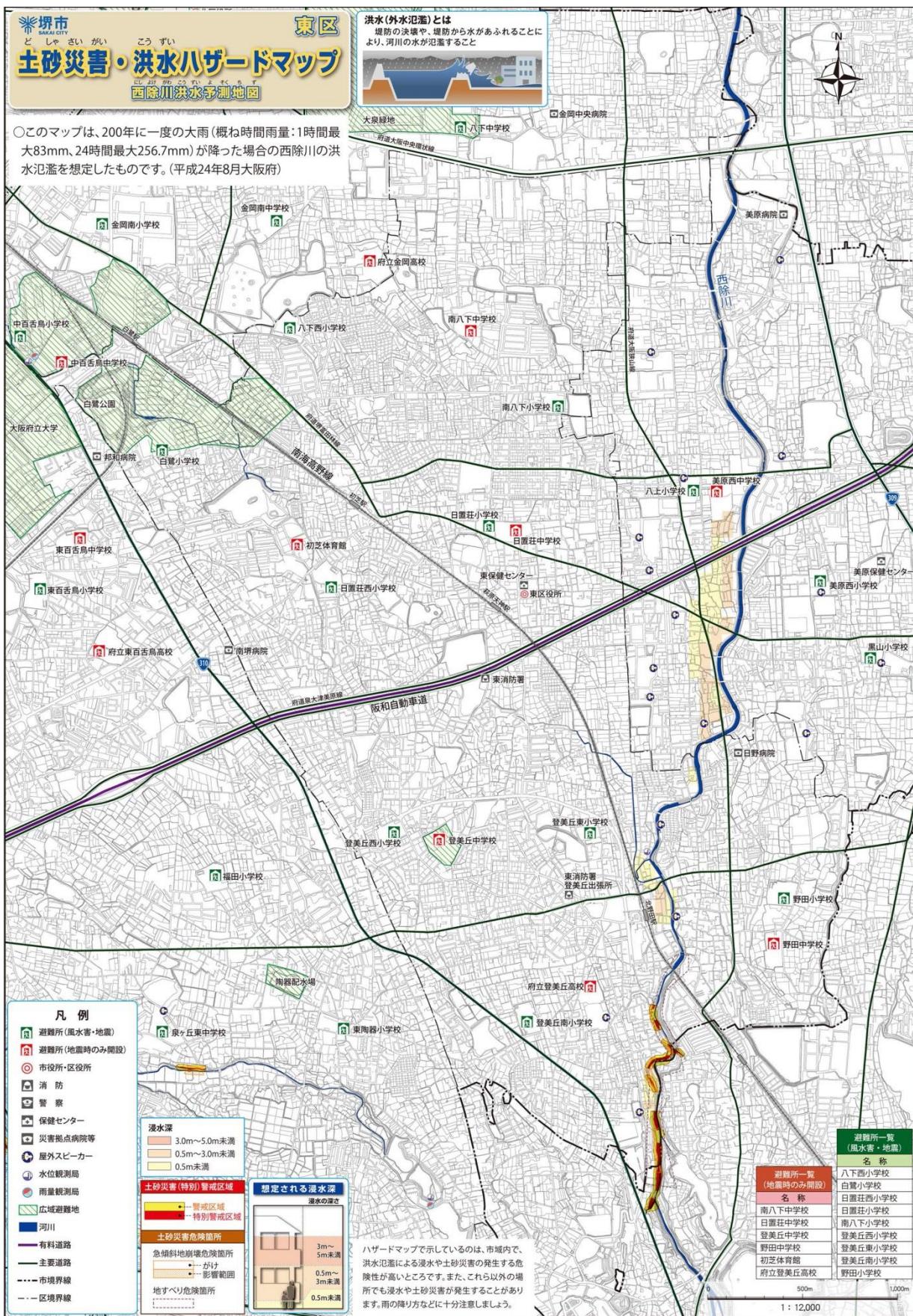
内水浸水想定区域図〔美原区〕

### ③ 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流の発生、地すべり危険箇所を対象としています。



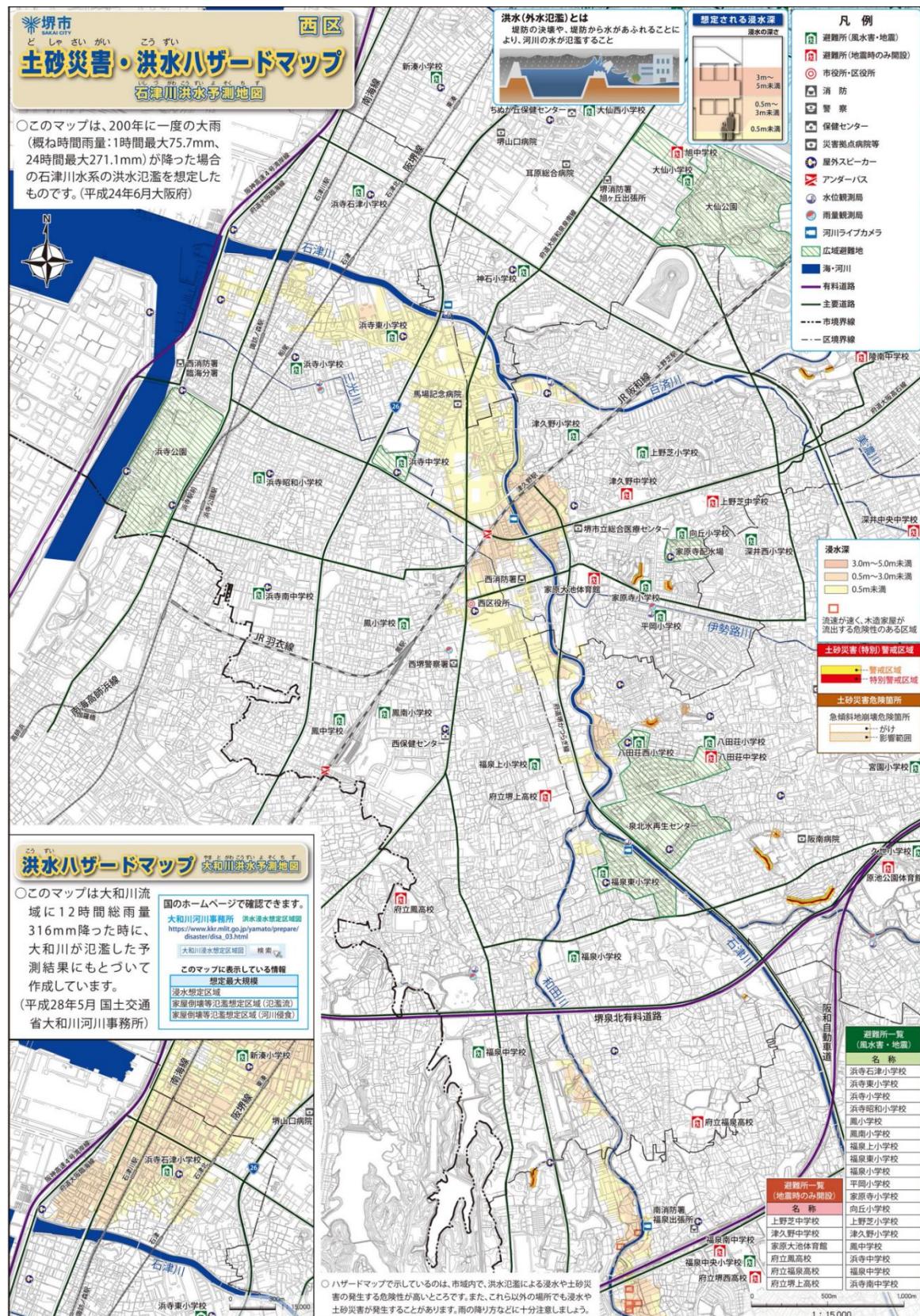
土砂災害・避難対象区域〔中区〕



※平成27年11月22日に大阪府が告示した土砂災害(特別)警戒区域の情報を更新

※東区防災マップ(平成29年3月作成)より

### 土砂災害・避難対象区域〔東区〕

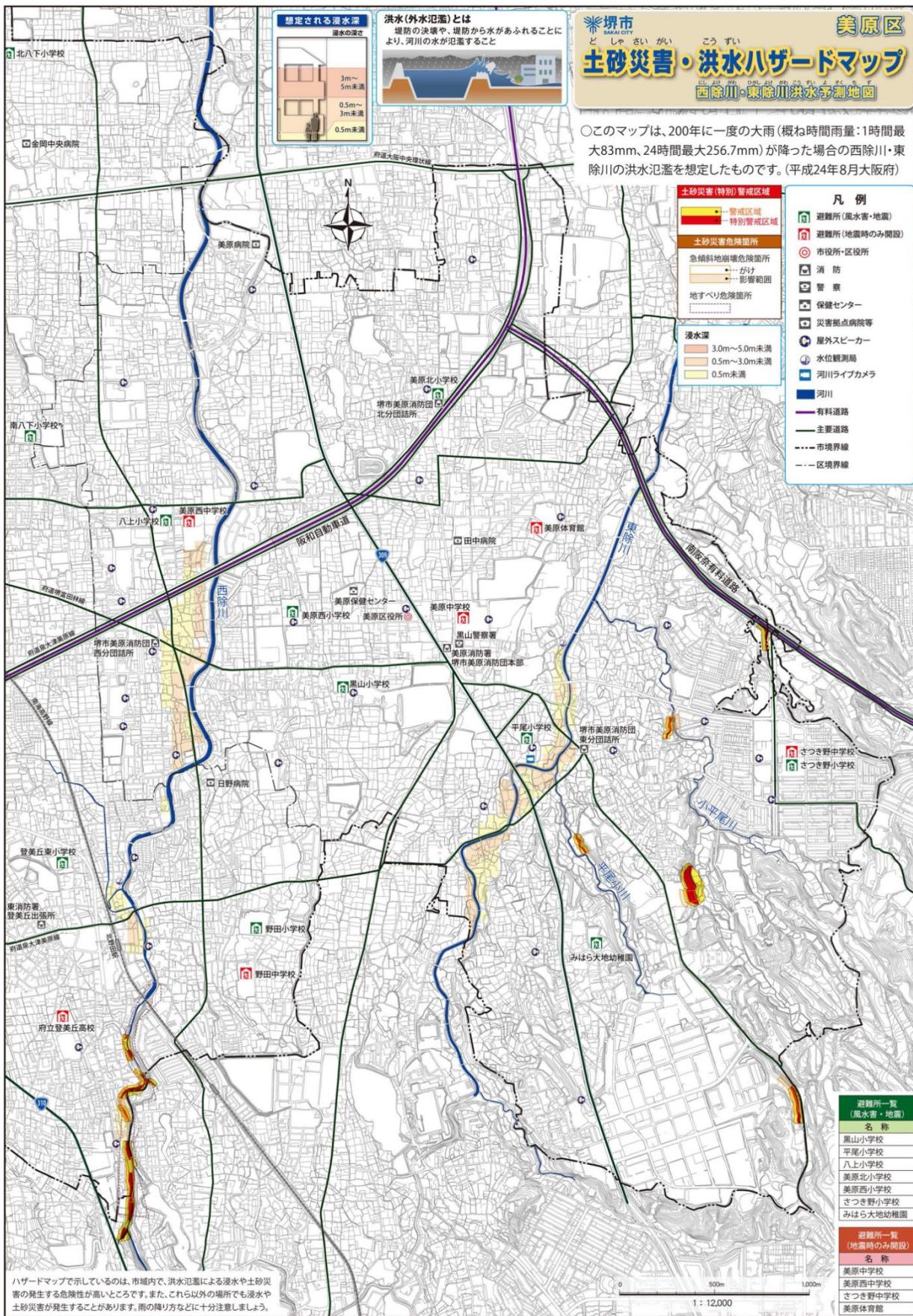


※平成28年9月9日に大阪府が告示した土砂災害（特別）警戒区域の情報を更新

※西区防災マップ（平成29年3月作成）より

### 土砂災害・避難対象区域〔西区〕





※平成27年11月22日に大阪府が告示した土砂災害（特別）警戒区域の情報を更新

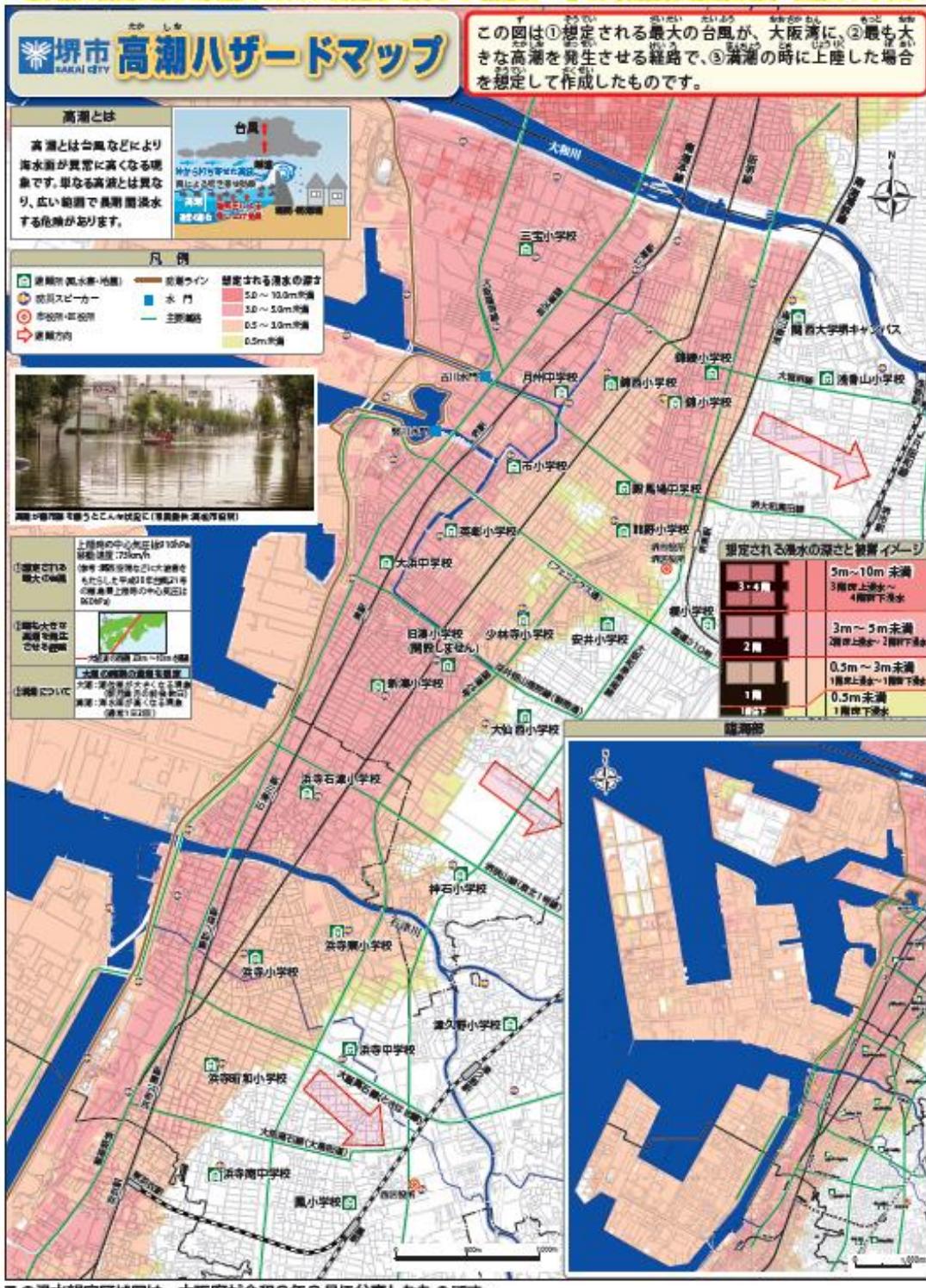
※東区防災マップ（平成29年3月作成）より

## 土砂災害・避難対象区域〔美原区〕

### (3) 高潮被害想定

高潮災害とは、以下の要因により、潮位が海岸堤防等の高さを越え、広い範囲で浸水が想定されるものとしています。本市においては高潮災害が起きた場合の被害予測を行っています。

～最大級の台風が来ると高潮でこんなに広範囲に浸水する可能性が～早めに高潮浸水想定区域外へ避難しましょう！



### 3. 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標は、災害に強い堺市をつくるため、4つの体系に分類し、国の基本計画の8つの「事前に備えるべき目標」を具体的目標とします。

#### ○ 災害に強い堺市をつくる

##### I 被害の発生を抑止する

###### 【具体的な目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

##### II 被害の拡大を抑止する

###### 【具体的な目標】

- 3 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 4 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

##### III 迅速に判断・行動する

###### 【具体的な目標】

- 5 必要不可欠な行政機能を確保する
- 6 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

##### IV 早期の復旧・復興と生活再建

###### 【具体的な目標】

- 7 経済活動を機能不全に陥らせない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

## 4. 計画推進に当たっての実施方針

---

計画の推進に当たっては、特に以下の7点に配慮して取組を進めます。

- 「自助」、「共助」の担い手である市民、民間事業者等と「公助」を担う市とが適切に連携・役割分担して取り組みます。
- 都市基盤施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・啓発等のソフト対策を適切に組み合わせ、また、災害時だけでなく、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 短期的な視点だけでなく、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- 限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の計画的な取組みにより、トータルコストの縮減、平準化を図り、効率的に施策を推進する。
- 被災した市民の目線に立った復旧復興対応が行えるように事前に備えておきます。
- 関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町村との連携強化を進め、南大阪地域の中核的都市としての役割を担います。

## 第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価

### 1. 起こしてはならない最悪の事態

基本計画では、基本法第17条に基づき「起こしてはならない最悪の事態」を想定した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行っています。本計画においても、基本計画の45の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、基礎自治体としての役割を踏まえ、34の「起こしてはならない最悪の事態」を「事前に備えるべき目標」ごとに想定しました。

| 事前に備えるべき目標  |                               |  |     | 起こしてはならない最悪の事態                                   |
|-------------|-------------------------------|--|-----|--|
| 災害に強い堺市をつくる | I 被害の発生を抑止する                  | 1<br>直接死を最大限防ぐ                               | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
|             |                               |  | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生          |
|             |                               |  | 1-3 | 大規模津波等による多数の死傷者の発生                               |
|             |                               |  | 1-4 | 豪雨や台風、高潮等で起こる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                 |
|             |                               |  | 1-5 | 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生                      |
|             | II 被害の拡大を抑止する                 | 2<br>ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める、早期に復旧させる    | 2-1 | 交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全                          |
|             |                               |  | 2-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止                                 |
|             |                               |  | 2-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                              |
|             | III 迅速に判断・行動する                | 3<br>救助・救急、医療活動が迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 3-1 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                      |
|             |                               |  | 3-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
|             |                               |  | 3-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱                             |
|             |                               |  | 3-4 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生        |
|             |                               |  | 3-5 | 被災地における疫病・感染症等大規模発生                              |
|             |                               |  | 3-6 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止           |
|             |                               |  | 3-7 | 市民の防災意識の欠如による被害拡大                                |
|             | 4<br>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない    |  | 4-1 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大        |
|             |                               |  | 4-2 | 有害物質の大規模拡散・流出                                    |
|             |                               |  | 4-3 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生                                 |
|             |                               |  | 4-4 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺            |
|             | 5<br>必要不可欠な行政機能を確保する          |  | 5-1 | 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                             |
|             |                               |  | 5-2 | 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺                        |
|             |                               |  | 5-3 | 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化                         |
|             | 6<br>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する |  | 6-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                        |

|                 |                                   |   |                 |     |  |  |  |
|-----------------|-----------------------------------|---|-----------------|-----|--|--|--|
|                 |                                   | 7 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 7-1 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等   |  |  |
| IV早期の復旧・復興と生活再建 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する |   |                 | 7-2 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下  |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 7-3 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                    |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-1 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   |  |  |
|                 | 8                                 |   |                 | 8-2 | 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延  |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-3 | 長期間にわたり学校等が再開されない事態  |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-4 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態   |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害                                  |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-6 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-7 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   |  |  |
|                 |                                   |   |                 | 8-8 | 「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」                            |  |  |

## 2. 施策分野の設定

脆弱性評価の実施に当たっては、「起こしてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として下記の5つの施策分野を設定しました。

- 行政機能・消防
- 住宅・都市・交通
- 保健医療・福祉
- 環境・産業・農林
- 市民生活支援

## 3. 脆弱性評価

### (1) 脆弱性評価の考え方

堺市の災害特性を踏まえ、34の「起こしてはならない最悪の事態」ごとの施策等について、進捗状況や新たに取り組む必要のある施策を評価・再点検しました。

## (2) 脆弱性評価結果

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○市西部に上町断層帯が南北に走る本市では、震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生する懸念があります。さらなる耐震化率を向上させるため、市民へ耐震補助制度等を周知し、民間住宅の耐震化などを引き続き推進する必要があります。

#### 1-2 密集中街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

○老朽木造住宅や連棟長屋が建ち並び、依然として避難路等の確保が困難な個所が残る新湊地区では、地震時等において延焼拡大による大規模火災、道路閉塞による地区外への避難路の喪失が懸念され、不足する道路・公園などの公共施設整備、老朽木造住宅の建替促進など、防災性の向上を図る必要があります。

#### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

○南海トラフ巨大地震により津波が発生し、避難の遅れによる多数の人的被害の発生が懸念されます。このため、迅速な水門閉鎖、共助による避難支援に取り組み、情報提供の遅れや津波知識の不足を解消する取組が必要です。さらに、避難路の確保や避難ビルの指定といったインフラ対策も重要です。

#### 1-4 豪雨や台風、高潮などを対象とした市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風、高潮などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などの必要があります。

○市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や護岸・防潮堤・洪水調節施設の整備、下水道施設の整備や都市基盤施設の老朽化対策などの実施、ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要があります。

#### 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

○急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所においては、土砂災害により住居にも被害が発生する懸念があり、対象地域の居住者を対象とした防災意識向上、かけ地近接住宅の移転等を進めていく必要があります。

### 2 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

#### 2-1 交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全

○家屋等の倒壊、液状化により、地域交通ネットワークが分断され道路が通行困難となり避難、緊急車両の通行ができない事態が想定され、沿道建築物の耐震化等を進める必要があります。

○市内主要道路網が橋梁落下や液状化によるマンホール浮上等により緊急車両等が通行できない事態が想定されます。また、津波避難路の橋梁の落下・損傷等により避難が遅れ、多数の人的被害が発生する恐れがあり、橋りょうの耐震化、脆弱性のある道路等の改善等に取り組む必要があります。

## **2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止**

- 配水池や管路等の被災により、医療機関等の重要施設をはじめ、市内広範囲が長期にわたり断水する懸念があるため、配水池や管路の耐震化、管路のバックアップを進めていく必要があります。
- 応援自治体と連携ができず、給水活動が麻痺するなど、断水地域への給水活動が滞り、長期にわたり避難者等へ飲料水が供給できない事態が懸念され、他自治体との応援体制を強化しつつ、応急給水体制の強化、飲料水備蓄の周知といった取組に加えて、給水栓の整備に取り組む必要があります。
- 人員・資機材等の不足により上水道が長期間にわたり復旧しない事態を回避するため、人員・資機材の確保や迅速な被災状況の把握が必要です。

## **2-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

- 下水処理施設等が損傷し、長期間にわたる機能停止により疫病・感染症を蔓延させる懸念があり、下水道施設の耐震化を図る必要があります。また、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制強化に取り組む必要があります。
- 人員・資機材等の不足により下水道が長期間にわたり復旧しない事態を回避するため、人員・資機材の確保や迅速な被災状況の把握が必要です。

# **3 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

## **3-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

- 警察、消防等の職員・施設等が被災により絶対的不足が生じ消火・救助・救急活動等が大幅に遅延する恐れがあります。このため、住民自身による自主防災組織による消火・救助・救急活動の促進や消防協力事業所の普及を進める必要があります。
- 消防の資機材や消火用自然水利等が不足し、消火・救助・救急活動等が大幅に遅延する事態を回避するため、消防活動に関する正確な情報収集・伝達の実施、設備・機器・消防水利の確保といった事項に取り組む必要があります。

## **3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

- 災害拠点病院等の被災や、消防機関と災害拠点病院を含む医療施設及び相互のネットワークが断絶し、医療を提供できない事態が懸念されます。このため、救急告示病院の耐震化や被災状況等の情報収集・伝達、医療機関の連携体制強化を進める必要があります。
- 医療関係者や救急資器材の不足、交通障害により現場救護所でのトリアージ、応急処置、医療機関への迅速な搬送、医療機関における適切な措置ができない事態が懸念されます。このため、医療関係者・機材・薬品等の確保に取り組む必要があります。

## **3-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱**

- 市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期にわたり滞留する事態や滞留した帰宅困難者へ水・食糧等が供給できないことが懸念されます。このため、帰宅困難者への円滑な情報提供や企業等への帰宅抑制の啓発、民間施設の活用といった取組を進める必要があります。
- 市外通勤者等の市外に滞在している時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない事態が懸念され、早期に帰宅するための支援体制の構築が必要です。

### **3-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

- 避難所運営が機能せず、環境・衛生状態の悪化により多数の災害関連死や治安悪化による犯罪が発生する事態が懸念されます。このため、地域による良好な生活環境を確保した避難所の運営体制を確立し、情報伝達設備の充実、ライフライン停止に対する備えを進めていく必要があります。
- 福祉避難所が開設・運営できず避難行動要支援者に多数の災害関連死が発生する事態や在宅避難、車中泊の要配慮者等が支援を受けられず孤立する事態を回避する必要があります。そこで、福祉避難所の運営体制を確立し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備、要配慮者に応じた避難所環境の整備、福祉サービスに携わる事業者との連携を進めていく必要があります。また、外国人市民に対応した対策を講じることも必要です。

### **3-5 被災地における疫病・感染症等大規模発生**

- 下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により、避難所等において疫病・感染症が蔓延する事態を回避するため、下水道施設の耐震化に加え、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制強化に取り組む必要があります。

### **3-6 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

- 発災直後に備蓄水・食糧を迅速に避難者へ配布できない事態や避難生活期において食糧・飲料水・生活必需品を安定して供給できない事態が懸念され、備蓄食糧・飲料水や支援物資等の確実な供給体制確立が必要です。
- 市内主要道路網が瓦礫や浸水により交通不能となり、避難所への物資供給ができない事態を回避するため、道路啓開体制の強化、沿道建物等の倒壊予防など、災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。
- 支援物資の供給においては、大阪府や配送車両、専門知識を有する物流事業者との連携が必要不可欠であるため、平常時から大阪府や物流事業者等との連携を強化しておくことが重要です。
- 被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築や漁港施設の防災対策などが必要です。

### **3-7 市民の防災意識の欠如による被害拡大**

- 市民の防災意識の欠如により、日ごろからの備えに不備が生じたり、発災時の初動に誤りが生じ、人的・物的被害が拡大することが懸念されます。このため、市民への防災に関する意識の喚起・知識の周知を継続して進めることができます。

## **4 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

### **4-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大**

- ため池の損壊及びそれに伴う農地・農業用施設の損壊等により、下流域の人家・公共用施設等に甚大な被害が懸念されるため、ため池の改修などを進める必要があります。
- ため池の損壊や農地・農業用施設の荒廃により、農業に壊滅的な打撃が生じ、再建できない状況となることを回避するため、施設所有者への啓発が重要です。

#### **4-2 有害物質の大規模拡散・流出**

- 有害物質の大規模拡散・流出が生じ、市民の健康被害が懸念されます。このため、事業所へ平常時から指導を行い、事業所の防災体制の強化を図り、設備の不備等を解消していくことが重要です。

#### **4-3 海上・臨海部の広域複合災害の発生**

- 海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐために、臨海部の石油コンビナートの耐震化等の防災対策が必要である。また、耐震強化岸壁や防潮堤・水門等の耐震対策などの整備が必要です。

#### **4-4 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺**

- 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能を確保し、道路下空間の地下鉄・地下駅の耐震対策、上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などの必要があります。

### **5 必要不可欠な行政機能を確保する**

#### **5-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

- 本庁舎、区役所、学校園等の防災拠点施設の被災により施設・設備が使用できないことで行政機能が麻痺することを回避するため、設備の充実、非常用電源設備の整備、代替施設の確保、ライフライン停止時への対応を進めていく必要があります。
- 休日深夜の発災の場合、職員の参集の遅れ等により初動対応に遅延が生じる懸念があるほか、大規模災害時においては、指揮系統の混乱や情報断絶により災害対応の麻痺が懸念されます。このため、参集体制の強化、職員の疲労対策、職員の迅速な安否確認、職員・組織の意識・知識向上といった点が重要となり、円滑な情報収集・伝達の実施、バックアップ設備の確保、部局間の連携強化、受援体制の構築に取り組む必要があります。

#### **5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺**

- 防災関係機関や民間企業と連携がとれず、治安の悪化やライフライン復旧の遅延、物資供給や復旧支援活動等の提供が受けられない事態を回避するため、自治体・関係機関・企業等との連携を強化し、防災対策の遅延等を回避する取組が必要です。
- 人材不足（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や資機材不足により道路啓開が大幅に遅延する懸念があります。このため、民間事業者等との連携を進めていくことが重要です。
- 災害ボランティアの受け入れ体制の混乱により応援を受入れることができず、市民生活の復旧が大幅に遅延する事態を回避するため、ボランティアの受け入れ体制の整備、受け入れ施設及び活動用資機材の確保に取り組む必要があります。
- 南大阪地域に甚大な被害が発生した際には、中核的都市である堺市がリーダーシップをとり、被災自治体の応援・支援を実施する必要があります。そのため、平常時から南大阪地域自治体との連携強化や緊急消防援助隊等の活動拠点を整備する必要があります。

#### **5-3 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化**

- 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、警察機能の維持や地域の安全を確保する必要がある。

## **6 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する**

### **6-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

- 避難指示や大津波警報等の伝達の遅延により避難が遅れ、多数の人的被害が発生するような事態やデマや流言による社会混乱を回避するため、要配慮者にも配慮した正確な情報発信、多様な情報伝達手段の確保が必要です。

## **7 経済活動を機能不全に陥らせない**

### **7-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

- 臨海部のコンビナートや重要な産業施設において大規模な損壊や石油タンクのスロッシングによる大規模火災や爆発等が発生する懸念があります。このため、事業者の自主防災体制を強化し、危機管理意識の向上を図ることが必要です。

### **7-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下**

- 市内企業等において、B C P等の対策不足による復旧の大幅な遅延や電力・燃料供給の寸断等によるサプライチェーンの崩壊により市内からの撤退や廃業に至ることが危惧されます。こうした事態を回避するため、事業者の自主防災体制の強化を図り、企業B C Pの策定率を高めていくことが重要です。
- また、交通障害の長期化により物流が停止することを回避するため、道路啓開体制の強化、沿道建物等の倒壊予防など、災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。

### **7-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響**

- エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、エネルギー（燃料）やライフラインの確保等を進める必要があります。
- 燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組みを進める必要があります。

## **8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する**

### **8-1 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

- 応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化を防ぐには、迅速な応急危険度判定や応急住宅の確保・供給、円滑なり災証明の発行の体制構築を進める必要があります。

### **8-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延**

- 避難生活の長期化や災証明書の発行の遅れによる支援・再建の大幅な遅延により、市民生活の安定、社会経済活動の復旧・復興が遅れる懸念があります。このため、速やかな復興計画の策定等に係る体制・手順の確立や生活再建等の相談体制の充実、ボランティアの受け入れ体制の強化等を図る必要があります。
- り災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延を回避するため、迅速な被害状況把握体制、円滑に災証明書を発行できる体制を構築しておくことが重要です。

### **8-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態**

- 学校再開の大幅な遅延により児童、生徒の就学機会が喪失し、大幅な学習の遅れが生じることが危惧されます。このため、応急仮設住宅等への移住等を進め、避難所の早期の閉鎖を図ることにより円滑に学校を再開することが必要です。
- 学校園等の被災で再開が大幅に遅延することにより保護者の生活再建に遅れが生じる懸念があり、施設の耐震化を進める必要があります。

### **8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態**

- 清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、一時集積所（仮置場）が不足することにより、大量の災害廃棄物（災害がれき及び生活ごみ等）が放置される懸念があります。また、処理が停滞し廃棄物が山積みされることにより、火災の発生や腐敗による衛生環境の悪化が危惧されます。このため、災害時の災害廃棄物の収集運搬体制を確立し、仮置場候補地の選定、広域的な相互応援支援体制を構築することが必要です。

### **8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害**

- 風評被害による市内産業、農業、漁業、観光等への多大な損害を回避するため、様々な媒体を活用した正確な情報発信体制を進めていくことが重要です。

### **8-6 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態**

- 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）などの施策を進める必要があります。
- 二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要があります。

### **8-7 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態**

- 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、防潮堤、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要があります。
- 関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期浸水の早期解消のための手順を定める必要があります。
- 被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要があります。

### **8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

- 激しい揺れ等により文化財に多大な被害が発生する懸念があり、建造物・美術工芸品保存施設の防災対策を進めていく必要があります。
- 地域コミュニティ維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）などの必要があります。

## 第4章 具体的な取組

脆弱性評価を踏まえ、「起こしてはならない最悪な事態」ごとに本市が推進していく具体的な取組は、以下の128施策（再掲除く）となります。

また、堺市基本計画2025で進められている施策は堺市国土強靭化地域計画では重要施策とします。

### 目標Ⅰ 被害の発生を抑止する

#### 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

最大震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生

(1) 最大震度7の激しい揺れにより大規模倒壊が発生

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | ○【重要施策】住宅の耐震・防火の促進【建築都市局】   |
| 1   | 地震による住宅の倒壊を防ぎ、市民の生命身体及び財産を守るために、耐震改修に対する補助を行い、耐震改修を進めます。また、耐震改修工事と一緒に防火改修工事を行う住宅に対して工事費用の補助を行い、倒れにくく燃えにくい居住環境を促進します。加えて、新築や建替え、除却も踏まえ、住宅行政や建築行政全般及び様々な施策と共に耐震化率を共通目標にして、耐震化の推進に取り組みます。<br>《住宅の耐震化率》78.7% (H27) → 95% (R7) |

|     |  |
|-----|--|
| 1-1 | ○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備【建築都市局】   |
| 2   | 老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、良好な住宅ストックの形成を図り、オープンスペース等との一体的整備に努めます。<br>《建替戸数》491戸 (H27) → 1,141戸 (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | ○【重要施策】宅地耐震化推進事業の実施【建築都市局】  |
| 3   | 大規模地震が発生した場合に、大きな被害が生じる恐れのある大規模盛土造成地について、変動予測調査を行い、市内における位置・箇所数の把握をし、併せて「宅地ハザードマップ」等の公表により、市民への情報提供を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | ○【重要施策】耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施【建築都市局】  |
| 4   | 多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加などキャンペーン活動を継続して実施し、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。 |

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

### 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における 大規模火災による多数の死傷者の発生

#### 延焼拡大による大規模火災、道路閉塞による 地区外への避難路の喪失

##### (1) 延焼拡大による大規模火災、道路閉塞による地区外への避難路の喪失

|     |  |
|-----|--|
| 1-2 | ○広域避難地及び緩衝空間の機能を有する都市公園等の整備及び都市公園の老朽化対策の推進【建設局】  |
| 1   | 広域的避難や一次的避難、救援活動拠点、火災延焼の緩衝空間となる都市公園を整備します。また、災害時に身近な防災活動の拠点として活用できる街区公園等の整備を推進します。<br>開設している都市公園については、災害時に防災活動等の拠点として活用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む都市公園施設を適切に維持管理し、常に良好な状態に保ちます。<br>『身近な公園や広場の充足度（市民1人あたりの開設公園面積）』<br>8.76 m <sup>2</sup> (R4) → 8.99 m <sup>2</sup> (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 1-2 | ○広域避難地及び一次避難地としての機能を有する都市公園の防災機能強化【建設局】                                   |
| 2   | 非常用の防災トイレの整備等により、公園の防災機能の強化を図ります。<br>『防災トイレ設置公園（公園）』42公園 (R2) → 47公園 (R7) |

|     |  |
|-----|--|
| 1-2 | ○市街地開発事業等の推進【建築都市局】  |
| 3   | 細分化された敷地の統合、耐火建築物の建設や公共施設の整備等、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を行うことにより都市機能の更新を図り、安全・安心な都市空間を形成します。堺東駅南地区市街地再開発事業では、老朽化した商業ビルを建て替え、商業施設、住宅、駐車場等を主要用途とする耐火建築物である施設建築物を整備します。また、堺東駅周辺の行政ゾーンにおいては、賑わいの創出と防災性の向上を図るため、市民交流広場を整備します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 1-2 | ○住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進【建築都市局】  |
| 4   | 老朽木造住宅や連棟長屋が建ち並び、依然として避難路等の確保が困難な個所が残る新湊地区において、整備計画に位置付けた主要生活道路の拡幅整備、公園の整備、避難路の確保を行います。また、老朽木造賃貸住宅の良質な賃貸住宅への建替え、老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助することにより、建替えを促進します。 |
| 1-2 | ○【重要施策】連続立体交差事業の推進【建設局】   |
| 5   | 鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと併せ、新たな避難経路の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。  |

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

##### 津波からの避難の遅れにより死者が発生

##### (1) 津波からの避難の遅れにより死者が発生

|     |   |
|-----|---|
| 1-3 | ○津波ハザードマップによる周知【危機管理室/区役所】  |
| 1   | 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。<br>周知の際は民間事業者等と協力するなど、効率的・効果的な周知方法を検討します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 1-3 | ○津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】  |
| 2   | より多くの市民の早期避難行動につなげるため、事業所の従業員等が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかける津波率先避難等協力事業所の登録を促進します。<br>また、登録済みの津波率先避難等協力事業所に対し、定期的な研修会や説明会を実施し、より実効性のある制度にします。<br>『登録事業所数』141 事業所（R3）→160 事業所（R7） |

|     |  |
|-----|--|
| 1-3 | ○津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】  |
| 3   | 避難行動要支援者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難するための建物を津波避難ビルとして指定し、ホームページや津波ハザードマップ等を活用して市民への周知を進めます。   |
| 1-3 | ○水門の適正な運転管理【建設局】   |
| 4   | 低地浸水を防ぐために大阪港湾局が設置した古川水門・豊川水門について、操作協定を締結し、水門の運転を行っています。この水門は、高潮や南海トラフ地震によって発生が予想される津波を防ぐための役割も担っており、水門の月次点検及び操作訓練を通して高潮や津波発生時等の災害時に迅速に対応することを目的に適正な運転管理を実施します。  |
| 1-3 | ○全国瞬時警報システム（J－ALERT）の運用【危機管理室】   |
| 5   | 緊急地震速報や大津波警報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による同報系防災行政無線の自動連携装置等を適切に運用管理します。   |
| 1-3 | ○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室/健康福祉局】   |
| 6   | 災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。<br>災害時に医療機関の被災状況などを共有する厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」及び大阪府の「大阪府救急・災害医療情報システム」の操作研修に本市職員が参加し、災害時の情報伝達手段の充実を図ります。 |
| 1-3 | ○連続立体交差事業の推進【建設局】  |
| 再掲  | 鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと併せ、新たな避難経路の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。   |
| 1-4 | 豪雨や台風、高潮等で起こる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生   |
|     | 1-4 豪雨や台風、高潮等で起こる市街地等の浸水による多数の死傷者の発生   |
|     | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生  |
|     | 市街地等の浸水の発生   |

**(1) 突發的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生**

|     |  |
|-----|--|
| 1-4 | ○区別防災マップの作成及び周知啓発【危機管理室/区役所】   |
| 1   | 災害リスクや災害への備え等を掲載した区別防災マップを作成する。また、市民への周知については、市施設での配架のみではなく、ICTの活用及び民間事業者との協力のもと、より効果的・効率的な周知を図る。  |
| 1-4 | ○避難確保計画の策定推進及び個別避難計画の作成支援【危機管理室/健康福祉局】   |
| 2   | 水防法に基づき堺市地域防災計画に掲載する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成を進めるため、各事業者や施設管理者に対して支援を行います。<br>健康福祉局及び危機管理室が連携を図り、個別避難計画の作成に向けた体制の構築を行います。<br>『避難確保計画策定率』296 施設中 157 施設 (R3) → R7 : 100%<br>『個別避難計画作成に向けた体制の構築』  |
| 1-4 | ○雨水整備事業の推進【上下水道局】  |
| 3   | 浸水安全度を高めるため、雨水管の布設やポンプ場の建設等、浸水危険解消重点地区的雨水整備を実施し、その他の地区についても、浸水地区の実態等に応じた「きめ細かい」対策を実施します。<br>また、水再生センター・ポンプ場の浸水安全度を高めるため、耐水化の計画を策定します。<br>『重点地区の浸水対策実施率』43.3% (H28 実績) → 85.8% (R4 実績)<br>0% (R5 開始) → 30.8% (R7 目標)<br>『既存水再生センター・ポンプ場の耐水化』計画策定 (R4.3 末目標) |
| 1-4 | ○市管理河川(1級河川狭間川、2級河川内川・内川放水路・土居川、準用河川4河川)における治水安全度の向上【建設局】  |
| 4   | 市管理河川のうち現在整備中の1級河川狭間川及び準用百舌鳥川において、時間雨量50ミリ程度の降雨を安全に流下させることを治水目標とし、河川改修整備を進めます。<br>『狭間川の整備率』100% (R7 目標)  |

**(2) 市街地等の浸水の発生**

|     |  |
|-----|--|
| 1-4 | ○農業用施設の活用【産業振興局】   |
| 5   | 大雨時などの災害時において、ため池は洪水調整機能や土砂流出防止、また用水路は速やかな下流への排水などの、農業用水としての役割以外の効果が期待される施設であります。市街地等への浸水を防ぐためにも、治水部局と協議・調整を行い、農業用施設の活用を推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 1-4 | ○下水道施設の改築更新・修繕の実施【上下水道局】   |
| 6   | <p>下水道施設の老朽化による排水機能の停止を防ぐため、布設後40年を経過した老朽管きょを調査し、改築更新や修繕を実施します。また水再生センターやポンプ場においても、設備の健全度を維持するため、設備を更新します。</p> <p>『老朽管きょ調査率』52.1% (H28 実績) → 100% (R5)<br/>0% (R5) → 29% (R7)</p> <p>『目標耐用年数に満たない設備の割合』70%程度維持</p> |

## 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

#### 土砂災害による住居への被害の発生

##### (1) 土砂災害による住居への被害発生

|     |   |
|-----|---|
| 1-5 | ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握・安全対策【建設局】  |
| 1   | <p>土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を把握し、国や大阪府と連携して安全対策を進めます。</p> <p>『土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内のパトロール』大阪府と連携し毎年実施</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 1-5 | ○特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】                              |
| 2   | 土砂災害特別警戒区域内に指定前から存在する建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部について補助を行います。 |

## 2. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる

### 2-1 交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全

#### 2-1 交通網等の防災インフラの長期間にわたる機能不全

地域交通ネットワークの分断により避難や緊急車両等が通行できない

市内主要道路網への橋梁落下や液状化による避難の遅れ

(1) 地域交通ネットワークの分断により避難や緊急車両等が通行できない

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】  |
| 1   | 広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知に努めます。 |

|     |   |
|-----|---|
| 2-1 | ○[重要施策]都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】   |
| 2   | 都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】   |
| 3   | 地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るために、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。<br>※耐震診断基準に適合しないと判断されたブロック塀解消（R7） |

|     |   |
|-----|---|
| 2-1 | ○【重要施策】道路の新設、改良、拡幅【建設局】   |
| 4   | 道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○【重要施策】連続立体交差事業の推進【建設局】  |
| 再掲  | 鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消を図ることと併せ、新たな避難経路の確保、市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化を図ります。 |

## (2) 市内主要道路網への橋梁落下や液状化による避難の遅れ

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○【重要施策】管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】  |
| 5   | 「堺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、管理橋りょうを定期的に点検することで、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行うことにより、橋りょうを健全な状態に保ちます。<br>また、舗装や路面下の空洞、道路照明灯、道路標識、トンネル等についても、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行い、道路施設を健全な状態に保ちます。<br>※80 橋補修率》0% (R3) →100% (R7) |

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】   |
| 6   | 道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。<br>※水管橋の点検実施数（橋/年）》180 橋程度/年<br>※老朽管きょ調査率》52. 1% (H28 実績) →100% (R5)<br>0% (R5) →29% (R7)<br>※国の点検要領に基づく道路定期点検の実施（2 巡目）》 0% (H31 当初)→100% (R5) |

|     |  |
|-----|--|
| 2-1 | ○【重要施策】緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】                                     |
| 7   | 緊急交通路等に関する橋りょう 210 橋について、耐震化を推進します。<br>※210 橋耐震化率》70% (R1) →97% (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 2-1 | ○ライフライン事業者との連携【危機管理室】   |
| 8   | ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連携を進めます。 |

## 2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

|                              |
|------------------------------|
| 配水池や管路の被災により市内広範囲が長期にわたり断水する |
| 断水地域への給水活動が滞り飲料水が供給できない      |
| 人員・資機材等の不足による上水道の復旧の遅れ       |

#### (1) 配水池や管路の被災により市内広範囲が長期にわたり断水する

|     |   |
|-----|---|
| 2-2 | ○配水池の耐震補強の推進【上下水道局】   |
| 1   | 災害時における応急給水の確保及び、水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強を実施します。また、耐震補強が困難な施設では更新を行います。<br>《配水池の耐震化率》75.0% (H27) →84.4% (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 2-2 | ○【重要施策】上水道の耐震管路網の整備【上下水道局】  |
| 2   | 災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、経年劣化した配水管（φ300 mm以下）を 22.5km/年更新、耐震化し、基幹管路（φ350 mm以上）は、管体腐食度進行度評価等に基づき計画的に更新、耐震化することで、令和7年度末の管路耐震化率は33.8%をめざします。<br>《全水道管路耐震化率》22.8% (H27) →33.8% (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 2-2 | ○【重要施策】避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】  |
| 3   | 令和7年度末の避難所等への給水ルートの耐震化完了をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、指定避難所の小学校や災害対策拠点となる全7区役所などに災害時給水栓を設置します。<br>《避難所等への給水ルートの耐震化率》59% (H27)→100% (R7)<br>《災害時給水栓設置数》0基 (H27)→100基 (R4) |





|     |  |
|-----|--|
| 2-3 | ○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】   |
| 5   | 災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備し、協定締結事業者との連絡協議会を実施する等、広域的な相互支援体制を確立します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 2-3 | ○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】  |
| 再掲  | <p>道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。</p> <p>『水管橋の点検実施数（橋/年）』 ≪180 橋程度/年</p> <p>『老朽管きょ調査率』 ≪52.1% (H28 実績) →100% (R5)<br/>0% (R5) →29% (R7)</p> <p>『国の点検要領に基づく道路定期点検の実施（2巡目）』 ≪0% (H31 当初)→100% (R5)</p> |

## (2) 人員・資機材等の不足による汚水処理施設等の復旧の遅れ

|     |   |
|-----|---|
| 2-3 | ○災害対策センターの利活用【上下水道局/危機管理室】  |
| 6   | <p>被災した下水道施設の早期復旧を目的に、全国の自治体からの支援職員を受け入れ、応急復旧時に使用する資機材を充実します。</p> <p>堺市総合防災センターを臨海部で補完する支援拠点として、被災時における救済物資の集積場所や、災害時の臨時ヘリポートの設置なども想定し、三宝水再生センターのオープンスペースを有効活用していきます。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 2-3 | ○震災対応に係るマニュアルの見直し【上下水道局】  |
| 再掲  | 上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧が可能となるよう、震災対応に係るマニュアルの作成・見直しを継続的に行う。また、マニュアルに基づく防災訓練を協定締結している業者と共同で実施します。 |

## 目標II 被害の拡大を抑止する

### 3. 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

#### 3-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

##### 3-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 警察、消防等の職員・施設等の被災により消火・救助・救急活動等が大幅に遅延
- 消防の資機材や消火用水利等が不足し、消火・救助・救急活動等が大幅に遅延

##### (1) 警察、消防等の職員・施設等の被災により消火・救助・救急活動等が大幅に遅延

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○【重要施策】堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】   |
| 1   | 令和3年度に完成予定の堺市総合防災センターを、平常時には市民や自主防災組織等が体験を通して防災を学習する施設及び消防職団員の訓練施設として活用します。また、災害時には緊急消防援助隊の活動拠点や物資配送拠点として活用できるよう準備を進めます。  |
| 3-1 | ○【重要施策】自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局】  |
| 2   | 災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。  |
| 3-1 | ○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】   |
| 4   | 指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策については、より一層進めていきます。<br>《災害用トイレ配備数》2144基(R3) ⇒ 2780基(R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○市民自身による救命活動の促進【消防局】  |
| 5   | 市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるように、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当講習を推進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○消防協力事業所制度の普及推進【消防局】  |
| 6   | 大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、本制度に登録していただいた事業所に対して、定期的な研修会を行うことで防災知識及び技術の向上を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】   |
| 7   | 組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。 |

(2) 消防の資機材や消火用水利等が不足し、消火・救助・救急活動等が大幅に遅延

|     |  |
|-----|--|
| 3-1 | ○消防署所の施設整備【消防局】  |
| 8   | 地域住民の防災機関の中核として、人口密度等地域の実情の変動に応じて、全消防力と管内全域のバランスを考慮の上、老朽化した施設の移転・建替え等、総合的・効果的な消防施設整備計画を策定し、それに基づき適正な署所の配置を行います。<br>『堺消防署移転整備事業の実施』実施設計・建設工事 42%(R3)→100%(R6) |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○消防車両等の充実【消防局】  |
| 9   | 消防車両等の増強・更新を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく整備を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○消防行政統合システム整備事業【消防局】  |
| 10  | 消防行政統合システム（消防通信指令管制システム、支援系〔消防OA〕システム、消防画像伝送システム、消防電話、その他業務システム等で構成されるシステムの総称）について、常時安定稼働を維持し、さらなる業務の円滑化を図るために、維持管理・定期点検を実施し、定期的に関連機器等のハードウェア及びソフトウェアの更新を実施します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○耐震性防火水槽等の整備【消防局】   |
| 11  | 消防水利については、その約9割近くを消火栓に頼っており、宅地開発による都市構造の変化で自然水利が減少しているのが現状です。また、水道の断水時には消火栓が使用不能になることが予想されることから、耐震性防火水槽等の整備を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | ○農業用水路を活用した防火用水確保【産業振興局】  |
| 12  | ため池の持つ多面的機能の一つ『利水』に着目し、火災時等には、ため池下流にある農業用水路の既存の水門を閉じることによる溜まる水を、災害時の防火用水などに利用できることを、水利組合などへ周知を行い、活用を図る。 |

### 3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

災害拠点病院等の被災により医療機能が麻痺

医療関係者や医療器材の不足により医療機能が麻痺

##### (1) 災害拠点病院等の被災により医療機能が麻痺

|     |  |
|-----|--|
| 3-2 | ○医療関係機関相互の連携強化【健康福祉局】  |
| 1   | <p>災害拠点病院としての堺市立総合医療センターを中心とした医療関係機関等の連携を強化します。</p> <p>堺地域災害医療救護対策協議会（堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、堺市立総合医療センター（災害拠点病院）、救急告示病院で構成）にオブザーバーとして参加し、災害時における地域医療機関との医療連携を強化します。</p> <p>《救急告示病院の災害マニュアル策定率》100%</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 3-2 | ○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】   |
| 2   | 救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、幼稚園等の避難困難者利用建築物等の多くの人が利用する建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-2 | ○【重要施策】避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】   |
| 再掲  | <p>令和7年度末の避難所等への給水ルートの耐震化完了をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、指定避難所の小学校や災害対策拠点となる全7区役所などに災害時給水栓を設置します。</p> <p>《避難所等への給水ルートの耐震化率》59% (H27)→100% (R7)</p> <p>《災害時給水栓設置数》0基 (H27)→100基 (R4)</p> |

(2) 医療関係者や医療器材の不足により医療機能が麻痺

|     |  |
|-----|--|
| 3-2 | ○救急隊員活動の高度化【消防局】   |
| 3   | <p>救急救命士の救命処置範囲拡大に伴う、気管挿管、薬剤投与等の資格者の養成や、救急救命士を含む救急隊員への再教育等のメディカルコントロール体制の拡充等により、救急隊員による応急処置の適正化・高度化を図ります。</p> <p>『救急救命士の養成者数』8人/年</p>  |
| 3-2 | ○災害時医療体制の整備【健康福祉局】   |
| 4   | <p>医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。</p> <p>行政、消防、医療関係機関と協力し、災害初動時における救護班・救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定めた災害時医療救護活動マニュアルを策定し、災害時の活動体制の整備を行います。</p> <p>『堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会との「災害時における医療救護活動に関する協定」の締結数』4協定</p>             |
| 3-2 | ○救急資器材の強化【消防局】   |
| 5   | <p>各種災害の多様化と複雑化、さらには大規模化の可能性が高まる一方で、これら特異な災害に際しては平常の消防力では対応が困難な場合が多く、多くの人力と共に多種多様な資器材も必要となることから、救急資器材の整備計画を定め、これに基づいた救急資器材の強化を行います。</p>  |
| 3-2 | ○広域搬送体制の確立【健康福祉局/消防局】  |
| 6   | <p>災害発生直後の被害（人命救助、傷病手当等）を軽減することができるよう、近隣又は他府県の救命救急センター等への迅速な搬送体制及び手順等を具体に定めます。</p> <p>災害時に医療機関の被災状況などを共有する厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」及び大阪府の「大阪府救急・災害医療情報システム」の操作研修に本市職員が参加し、災害時の情報伝達手段の充実を図ります。</p> <p>『救急告示病院の EMIS 入力訓練参加率』100%</p> |
| 3-2 | ○市民自身による救命活動の促進【消防局】   |
| 再掲  | <p>市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるように、心肺蘇生や AED の使い方、けがの手当など、応急手当講習を推進します。</p>   |
| 3-2 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】  |
| 再掲  | <p>組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 3-2 | ○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】  |
| 再掲  | 広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知に努めます。 |

### 3-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### 3-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

**市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期間にわたり滞留**

**市外滞在時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない**

##### (1) 市内主要駅や庁舎等に多くの帰宅困難者が長期間にわたり滞留

|     |  |
|-----|--|
| 3-3 | ○帰宅支援体制の構築【危機管理室】  |
| 1   | 交通機関の途絶により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報提供等による円滑な帰宅を支援するため、帰宅支援マップや広域避難地・避難所案内表示板の作成等の対策を検討します。また、市外滞在時に被災した市民が早期に帰宅できるための支援対策を大阪府や大阪市等と連携して進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-3 | ○一時収容場所の確保【危機管理室】  |
| 2   | 急行停車駅等主要な駅周辺において、交通機関の途絶により帰宅できない人を収容することができる施設等の確保を検討します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-3 | ○企業への帰宅困難従業員対策の啓発【危機管理室】  |
| 3   | 帰宅できない従業員に対しての自助対策として、発災直後から3日間程度の食糧・飲料水等の備蓄、通信手段の確保、徒歩帰宅経路の事前確認等を推進してもらうよう啓発に努めます。 |

##### (2) 市外滞在時に被災した市民が長期にわたり帰宅できない

|     |  |
|-----|--|
| 3-3 | ○授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保【子ども青少年局/教育委員会事務局】  |
| 4   | 授業中や登下校中に自然災害が発生した場合、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な状況に陥ることが想定されます。教職員等が幼児・児童・生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを迅速かつ的確に行うことができる体制を構築します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-3 | ○関西広域連合における支援体制の整備【危機管理室】   |
| 5   | 関西広域連合において、コンビニエンスストア、外食事業者等との「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の締結を推進します。この協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報等の情報」の提供を受けることができる店舗を『災害時帰宅支援ステーション』と位置付け、店舗入口付近にステッカーを掲出し、住民への啓発、認知度の向上を図ります。 |

### 3-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### 3-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による 多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所での良好な生活環境が確保できず災害  
関連死が発生

福祉避難所が開設・運営できず避難行動要支  
援者に多数の災害関連死が発生

##### (1) 避難所での良好な生活環境が確保できず災害関連死が発生

|     |   |
|-----|---|
| 3-4 | ○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】   |
| 再掲  | 指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者的心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策については、より一層進めていきます。<br>《災害用トイレ配備数》2144 基 (R3) ⇒ 2780 基 (R7) |

|     |  |
|-----|--|
| 3-4 | ○【重要施策】自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局】   |
| 再掲  | 災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-4 | ○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】  |
| 1   | 災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるよう、また、各避難所の避難者数を迅速・正確に把握し、避難所の混雑状況などを分かりやすく発信できるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-4 | ○災害用トイレの整備【上下水道局/危機管理室/教育委員会事務局/建設局】  |
| 再掲  | <p>発災後数日で50人に1基の災害用トイレが充足している状況とするために、マンホールトイレの整備や携帯型トイレの配備を進め、マンホールトイレ下流の下水管の耐震化を図ります。</p> <p>『災害用トイレ配備数』2144基（R3）⇒ 2780基（R7）</p> <p>『重要な管きょ耐震対策率』79.5%（H27）→96.9%（R7目標）</p> |

## (2) 福祉避難所が開設・運営できず避難行動要支援者に多数の災害関連死が発生

|     |   |
|-----|---|
| 3-4 | ○福祉避難所の指定及び適切な運営【危機管理室/健康福祉局】   |
| 2   | <p>障害福祉サービス事業者等と連携して、福祉避難所の指定を進め、要配慮者の特性に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施など、適切な福祉避難所の開設・運営支援を実施します。</p> <p>『福祉避難所指定数』88か所（R3）</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 3-4 | ○避難行動要支援者の避難支援体制の整備【健康福祉局/危機管理室/区役所】   |
| 3   | <p>本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、避難行動要支援者の個々の状況に応じた個別の避難計画の策定を促進するなど、地域支援者等を主体とした共助によるより効果的な避難支援体制の構築を進めます。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 3-4 | ○外国人への支援体制等の整備【文化観光局/危機管理室】  |
| 4   | <p>災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、市ホームページやSNS等での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 3-4 | ○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】  |
| 5   | <p>障害者や高齢者等の避難支援において、特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進め、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを推進します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 3-4 | ○福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局/危機管理室】 |
|-----|---|

|   |  |
|---|--|
| 6 | <p>福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、各事業所の避難確保計画の作成を支援します。</p> <p>『水防法に基づく避難計画策定要配慮者施設における避難確保計画作成率』0%<br/> (H27) → 53% (R3・157/296 事業所) → 100% (R7)</p> |
|---|--|

### 3-5 被災地における疫病・感染症等大規模発生

#### 3-5 被災地における疫病・感染症等大規模発生

下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により疫病・感染症が蔓延

##### (1) 下水道の長期間にわたる機能停止やし尿処理の停滞により疫病・感染症が蔓延

|     |  |
|-----|--|
| 3-5 | <p>○重要な下水道管きょの耐震化【上下水道局】</p>   |
| 再掲  | <p>大規模地震により管路施設の機能が損壊されると汚水、雨水が市街地内に滞留する。またはマンホールの浮き上がりや道路陥没等が発生するなど、都市機能や環境衛生に大きな打撃を与えることがあります。そのため、災害時においても公衆衛生の保全、浸水被害の防除、トイレの使用の確保、応急対策活動の確保という下水道が最低限有すべき機能が確保できるよう、防災拠点の下流などの重要な下水道管きょの耐震化を実施します。</p> <p>『重要な管きょ耐震対策率』79.5% (H27) → 96.9% (R7目標)</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 3-5 | <p>○下水道施設の最適化【上下水道局】</p>  |
| 再掲  | <p>被災時においても施設の機能を確保できるように、沿岸部にある水再生センターから汚水を送水するための管きょ等の整備や、ポンプ機能を統合した新たな下水ポンプ場の建設などにより、災害に強い下水道施設の最適化を推進します。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 3-5 | <p>○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】</p>   |
| 再掲  | <p>指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策については、より一層進めていきます。</p> <p>『災害用トイレ配備数』2144 基 (R3) ⇒ 2780 基 (R7)</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 3-5 | <p>○災害用トイレの整備【上下水道局/危機管理室/教育委員会事務局/建設局】</p> |
|-----|---|

|    |  |
|----|--|
| 再掲 | <p>発災後数日で 50 人に 1 基の災害用トイレが充足している状況とするために、マンホールトイレの整備や携帯型トイレの配備を進め、マンホールトイレ下流の下水道管の耐震化を図ります。</p> <p>『災害用トイレ配備数』2144 基 (R3) ⇒ 2780 基 (R7)</p> <p>『重要な管きよ耐震対策率』79.5% (H27) → 96.9% (R7 目標)</p> |
|----|--|

### 3-6 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 3-6 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に 関わる物資・エネルギー供給の停止

|  |   |
|--|---|
|  | 避難所へ飲料水・食糧・生活必需品を供給でき<br>ない                 |
|  | 市内主要道路網が液状化や浸水により交通不<br>能となり、避難所への物資供給ができない |
|  | 支援物資の供給の遅れ                                  |
|  | 農地や水路等の農業用施設の復旧の遅れ                          |

##### (1) 避難所へ飲料水・食糧・生活必需品を供給できない

|     |   |
|-----|---|
| 3-6 | ○食糧・飲料水・生活必需品の備蓄【危機管理室/区役所/上下水道局】                                     |
| 再掲  | 計画的に備蓄物資の拡充を進めます。品目については、要配慮者や女性等に配慮する。また、感染症対策に係る物資の備蓄についても継続的に進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | ○食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室/上下水道局】  |
| 再掲  | 食糧や飲料水等の家庭等での 1 週間分備蓄の重要性を様々な媒体や機会を通じて市民に広報し、家庭・事業所等における備蓄を促進します。<br>『市民アンケート等の回答（飲料水の備蓄）』 69.8% (R2) → 80.0% (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 3-6 | ○食糧・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室/財政局/区役所】  |
| 1   | 食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、府内連携等の供給体制の見直し、改善や堺市総合防災センターや物資調達・輸送調整等支援システムを活用するための体制構築を進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | ○【重要施策】堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】  |
| 再掲  | 令和 3 年度に完成予定の堺市総合防災センターを、平常時には市民や自主防災組織等が体験を通して防災を学習する施設及び消防職団員の訓練施設として活用します。また、災害時には緊急消防援助隊の活動拠点や物資配送拠点として活用できるよう準備を進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | ○送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等【上下水道局】   |
| 再掲  | <p>災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、維持管理を継続的に行います。</p> <p>《あんしん給水栓点検》16 か所/年</p>   |
| 3-6 | ○飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理【上下水道局/危機管理室】   |
| 再掲  | <p>災害時の消火用水及び飲料水の確保を目的とする飲料水兼用耐震性貯水槽について、維持管理を継続的に行います。</p> <p>《局所管の貯水槽の点検回数》1 回/年</p>   |
| 3-6 | ○配水池の耐震補強の推進【上下水道局】  |
| 再掲  | <p>災害時における応急給水の確保及び、水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強を実施します。また、耐震補強が困難な施設では更新を行います。</p> <p>《配水池の耐震化率》75.0% (H27) → 84.4% (R7)</p>  |
| 3-6 | ○【重要施策】上水道の耐震管路網の整備【上下水道局】   |
| 再掲  | <p>災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、経年劣化した配水支管（Φ300 mm以下）を 22.5km/年更新、耐震化し、基幹管路（Φ350 mm以上）は、管体腐食度進行度評価等に基づき計画的に更新、耐震化することで、令和7年度末の管路耐震化率は 33.8%をめざします。</p> <p>《全水道管路耐震化率》22.8% (H27) → 33.8% (R7)</p>  |
| 3-6 | ○【重要施策】避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】   |
| 再掲  | <p>令和7年度末の避難所等への給水ルートの耐震化完了をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、指定避難所の小学校や災害対策拠点となる全7区役所などに災害時給水栓を設置します。</p> <p>《避難所等への給水ルートの耐震化率》59% (H27) → 100% (R7)</p> <p>《災害時給水栓設置数》0 基 (H27) → 100 基 (R4)</p> |
| 3-6 | ○管路の多重化等のバックアップ機能の強化【上下水道局】  |
| 再掲  | <p>管路更新の時には、ループ化や他の系統からの応援給水を考慮し整備を行うことや災害等の緊急時に隣接市から応援給水が可能な緊急連絡管の整備を進めることで、バックアップ機能を強化します。</p> <p>《緊急連絡管整備箇所数》9 か所 (H27) → 13 か所 (R7)</p>  |

(2) 市内主要道路網が液状化や浸水により交通不能となり、避難所への物資供給ができない

|     |   |
|-----|---|
| 3-6 | ○【重要施策】緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】                                      |
| 再掲  | 緊急交通路等に関する橋りょう 210 橋について、耐震化を推進します。<br>『210 橋耐震化率』70% (R1) → 97% (R7) |
| 3-6 | ○【重要施策】都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】   |

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | ○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】   |
| 再掲  | 地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るために、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。<br>『耐震診断基準に適合しないと判断されたブロック塀』解消 (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 3-6 | ○【重要施策】道路の新設、改良、拡幅【建設局】   |
| 再掲  | 道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。 |

(3) 支援物資の供給の遅れ

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | ○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】   |
| 2   | 災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務において災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。 |

(4) 農地や水路等の農業用施設の復旧の遅れ

|     |  |
|-----|--|
| 3-6 | <p>○防災協力農地の整備【産業振興局】</p>   |
| 3   | 市の災害対応における防災協力農地の位置づけ及び活用方法を再検討し、整備を進める。また防災協力農地の役割及び具体的な位置情報の市民に対する積極的な周知を実施する。 |

3-7 市民の防災意識の欠如による被害拡大

**3-7 市民の防災意識の欠如による被害拡大**

**市民の防災意識の欠如により、日ごろからの備えに不備が生じたり、発災時の初動に誤りが生じ、人的・物的被害が拡大**

(1) 市民の防災意識の欠如により、日ごろからの備えに不備が生じたり、発災時の初動に誤りが生じ、人的・物的被害が拡大

|     |  |
|-----|--|
| 3-7 | <p>○防災知識の普及啓発【危機管理室/区役所/健康福祉局】</p>   |
| 1   | 防災訓練や出前講座、区域毎の行事など、あらゆる機会を通じて市民に対して災害の知識や日ごろの備え、自主防災活動の必要性、要配慮者への支援等の普及啓発を行います。また、要配慮者やその家族等に対しても、特性に応じた備え等の啓発を行います。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-7 | <p>○防災啓発冊子等の作成【危機管理室】</p>   |
| 2   | 災害から自らの命を守るために必要なことをまとめ、災害の予想範囲、避難経路及び避難場所等の情報を記載した区別防災マップを作成、周知し、市民の防災意識の高揚に努めます。<br>また、周知については、民間事業所等と連携し、効果的・効率的な周知方法を検討します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 3-7 | <p>○津波ハザードマップによる周知【危機管理室/区役所】</p>   |
| 再掲  | 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。<br>周知の際は民間事業者等と協力するなど、効率的・効果的な周知方法を検討します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 3-7 | <p>○<b>【重要施策】</b>自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局】</p> |
|-----|--|

|           |   |
|-----------|---|
| <b>再掲</b> | <p>災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。</p> |
|-----------|---|

|            |  |
|------------|--|
| <b>3-7</b> | <p>○学校における防災教育の実施【教育委員会事務局】</p>  |
| <b>3</b>   | <p>次世代を担う子どもたちに将来にわたる高い防災意識の基礎を身に付けてもらうため、避難訓練の実施と併せ、防災教育の充実を図り、自然災害についての基本的知識や、自助・共助について理解し実践できる態度の育成を図ります。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <b>3-7</b> | <p>○【重要施策】耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施【建築都市局】</p>  |
| <b>再掲</b>  | <p>多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加などキャンペーン活動を継続して実施し、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <b>3-7</b> | <p>○食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室/上下水道局】</p>  |
| <b>再掲</b>  | <p>食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を様々な媒体や機会を通じて市民に広報し、家庭・事業所等における備蓄を促進します。</p> <p>《市民アンケート等の回答（飲料水の備蓄）》 69.8% (R2) → 80.0% (R7)</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <b>3-7</b> | <p>○住民、事業所への防火意識の普及啓発【消防局】</p>  |
| <b>4</b>   | <p>春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等での立入り検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、SNSやホームページを活用して、防火意識の普及啓発を行います。</p> <p>《火災件数の減少》令和5年中の火災件数 210件以下</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <b>3-7</b> | <p>○防火・防災管理者の養成・指導育成【消防局】</p>  |
| <b>5</b>   | <p>消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。</p> <p>（当該講習については外部団体が実施しているため、ホームページや消防機関紙などで市民に案内する。）</p> |

|            |   |
|------------|---|
| <b>3-7</b> | <p>○【重要施策】堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】</p>  |
| <b>再掲</b>  | <p>令和3年度に完成予定の堺市総合防災センターを、平常時には市民や自主防災組織等が体験を通して防災を学習する施設及び消防職団員の訓練施設として活用します。また、災害時には緊急消防援助隊の活動拠点や物資配送拠点として活用できるよう準備を進めます。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 3-7 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】   |
| 再掲  | 組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。 |

## 4. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

4-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大

### 4-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害拡大

ため池の損壊や農地・農業用施設の損壊等により農業に壊滅的な被害が発生

ため池の損壊や農地・農業用施設の再建ができない

(1) ため池の損壊や農地・農業用施設の損壊等により農業に壊滅的な被害が発生

|     |   |
|-----|---|
| 4-1 | ○地震防災上必要なため池の計画的整備【産業振興局】   |
| 1   | ため池の堤体崩壊により、下流域の人家・農業施設・公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがあり、損傷・変形を受けても貯水機能を保持し、下流域の二次災害を防止するため、管理者や関係機関との協議・調整を行い、順次計画的な耐震化整備を推進します。 |

(2) ため池の損壊や農地・農業用施設の再建ができない

|     |  |
|-----|--|
| 4-1 | ○市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用【産業振興局】  |
| 2   | 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担うことから、防災協力農地登録制度を適切に活用することで、オープンスペースの確保を図ります。 |

4-2 有害物質の大規模拡散・流出

### 4-2 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の大規模拡散・流出により市民の健康被害が発生

(1) 有害物質の大規模拡散・流出により市民に健康被害が発生

|     |  |
|-----|--|
| 4-2 | ○事業所からの管理化学物質の流出防止に対する推進【環境局】  |
| 1   | 大規模災害発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、一定規模以上の事業者に対して、化学物質の管理計画書の提出を義務化し、大規模災害発生時の環境リスクの低減を促進します。<br>«「化学物質管理計画書」対象事業者提出率» 100% (R3末) |

|     |   |
|-----|---|
| 4-2 | ○危険物災害予防対策の推進【消防局】  |
| 2   | 危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進し、消防関係法令の技術基準や規制の遵守について指導します。また、風水害対策実施計画の作成を指導するなど、風水害対策の徹底を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 4-2 | ○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局/消防局】   |
| 3   | コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所に対し、定期的な立ち入りを実施し、自主保安や防災体制の充実を促進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 4-2 | ○事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局/消防局】  |
| 4   | 事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（B C P）の策定を促進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 4-2 | ○一定規模以上の危険物を取り扱う建築物の耐震化の促進【建築都市局】                         |
| 5   | 危険物を取り扱う建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。 |

#### 4-3 海上・臨海部の広域複合災害の発生

##### 4-3 海上・臨海部の広域複合災害の発生

##### 海上・臨海部の広域複合災害の発生

###### (1) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

|     |   |
|-----|---|
| 4-3 | ○一定規模以上の危険物を取り扱う建築物の耐震化の促進【建築都市局】                         |
| 再掲  | 危険物を取り扱う建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的工作かけ等により耐震化を促進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 4-3 | ○石油コンビナート防災対策【消防局】                                   |
| 1   | 事業所への立入りの機会を捉え、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく地震・津波対策の推進を指導します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 4-3 | ○海岸保全施設(豊川・古川水門)【建設局】   |
| 2   | 低地浸水を防ぐために大阪港湾局が設置した古川水門・豊川水門について、操作協定を締結し、水門の運転を行っています。この水門は、高潮や南海トラフ地震によって発生が予想される津波を防ぐための役割も担っており、水門の月次点検及び操作訓練を通して高潮や津波発生時等の災害時に迅速に対応することを目的に適正な運転管理を実施します。 |

#### 4-4 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

##### 4-4 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

###### 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

###### (1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

|     |  |
|-----|--|
| 4-4 | ○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】   |
| 再掲  | 地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るため、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。<br>『耐震診断基準に適合しないと判断されたブロック塀』解消（R7） |

|     |   |
|-----|---|
| 4-4 | ○[重要施策]道路の新設、改良、拡幅【建設局】   |
| 再掲  | 道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 4-4 | ○下水道施設の改築更新・修繕、及び耐震化の実施【上下水道局】   |
| 1   | <p>下水道施設の老朽化や地震による管渠の損傷に伴う道路陥没、及び排水機能の停止等を防止するため、布設後40年を経過した老朽管きょを調査し、改築更新や修繕の実施、並びに管渠の耐震化を実施します。また水再生センターやポンプ場においても、設備の健全度を維持するため、設備の更新や耐震化を実施します。</p> <p>『老朽管きょ調査率』52.1% (H28 実績) →100% (R5)<br/>0% (R5) →29% (R7)</p> <p>『目標耐用年数に満たない設備の割合』70%程度維持</p> <p>『重要な管きょ耐震対策率』79.5% (H27) →96.9% (R7 目標)</p> |

### 目標III　迅速に判断・行動する

## 5. 必要不可欠な行政機能を確保する

### 5-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### 5-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

本庁舎、区役所、学校園等の被災により防災拠点施設が使用できない

職員の参集の遅れ等により初動対応の遅延

##### (1) 本庁舎、区役所、学校園等の被災により防災拠点施設が使用できない

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○市役所本庁舎、区役所、学校等の機能、設備の充実【総務局/危機管理室/区役所/消防局/教育委員会事務局】  |
| 1   | 災害時に防災拠点施設となる本庁、各区役所、学校等の機能を強化するため、災害時の業務執行に要する機器類・備品等の整備や、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策等に努めます。また、防災拠点施設の新增改築・改修時には、災害時のエネルギー確保の観点からコーポレート・ガバナンス、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型のエネルギー供給システムの構築を検討、また、老朽化対策として長寿命化改修や空調整備、トイレの洋式化を推進する。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○非常用電源設備の機能強化【総務局/区役所/上下水道局/消防局】   |
| 2   | 災害対応の中核となる市役所本庁舎、区役所、上下水道局庁舎、消防本部等は、非常用電源設備の増強や代替手法の検討など、機能の維持・強化を推進する。<br>《現行の非常用電源持続時間の確保率》100%<br>《堺消防署移転整備事業に伴う非常電源設備の機能強化（72時間対応）》0%<br>(R3) →100% (R6) |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○非常用電源設備等の燃料調達計画の作成・推進【危機管理室】  |
| 3   | 電源設備の増強、備蓄量の増大を全庁的に推進するには、導入及び維持管理に多大なコストを要するため、業界団体等との燃料調達に関する協定を締結するなど、燃料調達方法に関する具体方策を検討します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○堺市地域防災計画に定める避難所や本庁舎及び区役所の応急対策体制の整備【建築都市局】 |
|-----|--|

|   |  |
|---|--|
| 4 | 特別警報の発表や震度6弱以上等の災害発生後直ちに、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき（一社）堺建設業協会の協力を得て、避難所及び防災拠点施設への点検及び応急対応を実施できる体制を整備しています。 |
|---|--|

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○【重要施策】堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】  |
| 再掲  | 令和3年度に完成予定の堺市総合防災センターを、平常時には市民や自主防災組織等が体験を通して防災を学習する施設及び消防職団員の訓練施設として活用します。また、災害時には緊急消防援助隊の活動拠点や物資配送拠点として活用できるよう準備を進めます。 |

## (2) 職員の参集の遅れ等による初動対応の遅延

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○初動体制の確保【危機管理室】  |
| 5   | 勤務時間外における初動体制の確保に向けた危機管理当直制度や危機管理対策職員宿舎制度、職員招集システムの充実及び適切な運用を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○災害対応体制の充実【危機管理室/各局】  |
| 6   | 災害対策本部や区災害対策本部、各局対策部が初動から連携し、円滑に運営できるように、運営マニュアルの実効性検証や目標管理型災害対応訓練や部局間が連携した訓練等を実施することにより、その機能強化を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○非常時優先業務の業務継続【危機管理室/各局】   |
| 7   | 災害時の行政機能が低下した状況下においても、業務継続計画に基づいて市が実施すべき重要業務を優先的に継続して行うことにより、市民生活等への影響を最小限に止めます。業務継続計画は、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改定、見直しを行います。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○防災情報システムの充実【危機管理室】   |
| 8   | 各種防災情報の収集、伝達、管理を効果的、効率的に行うため、訓練等による検証を踏まえた改修を行うなど、防災情報システムの充実を図ります。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】  |
| 再掲  | 災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○職員用備蓄食糧等の確保【総務局/上下水道局】  |
| 9   | 大規模災害時の職員用の備蓄食糧等を確保し、災害対策本部等の機能確保と適切な災害応急活動の実施に備えます。<br>『3日分の職員用備蓄食糧の維持』 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】  |
| 10  | 大規模災害時に他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受け入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」に基づき、国や他都市等からの人的支援を円滑に受け入れることで、職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能の維持・継続を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-1 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】   |
| 再掲  | 組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-1 | ○職員の防災教育の実施【危機管理室】   |
| 11  | 全職員参加型の図上訓練や実働訓練（避難所運営等）を定期的に実施し、すべての職場において防災知識や意識向上に係る研修を必須で実施します。<br>《アンケートシステムにおける研修等の正答率》90%以上/年 |

## 5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺

### 5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず 災害対策が麻痺

|  |
|--|
| 防災関係機関や民間企業と連携がとれず物資供給や復旧支援活動等の災害対策が麻痺 |
| 人材不足や資機材不足により道路啓開の大幅な遅延                |
| 受入体制の混乱により災害ボランティアの応援を受け入れが大幅に遅延       |
| 南大阪地域の中核的都市である堺市が周辺市町村との相互応援体制が麻痺      |

#### (1) 防災関係機関や民間企業と連携がとれず物資供給や復旧支援活動等の災害対策が麻痺

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○他政令市、関西広域連合における支援関係の構築【危機管理室】  |
| 1   | 政令市など災害時相互応援協定を締結している自治体や関西広域連合における合同訓練の実施、各種防災対策に関する情報共有等、平常時の連携を深め、災害時に円滑な支援・受援を実施できる体制を構築する。 |

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 5-2 | ○自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】 |
|-----|------------------------|

|    |   |
|----|---|
| 再掲 | 大規模災害時に他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受け入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」に基づき、国や他都市等からの人的支援を円滑に受け入れることで、職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能の維持・継続を図ります。 |
|----|---|

|     |  |
|-----|--|
| 5-2 | ○災害対策センターの利活用【上下水道局/危機管理室】   |
| 再掲  | 被災した下水道施設の早期復旧を目的に、全国の自治体からの支援職員を受け入れ、応急復旧時に使用する資機材を充実します。<br>堺市総合防災センターを臨海部で補完する支援拠点として、被災時における救済物資の集積場所や、災害時の臨時ヘリポートの設置なども想定し、三宝水再生センターのオープンスペースを有効活用していきます。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】  |
| 再掲  | 災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○消防協力事業所制度の普及推進【消防局】  |
| 再掲  | 大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、本制度に登録していただいた事業所に対して、定期的な研修会を行うことで防災知識及び技術の向上を図ります。 |

|     |  |
|-----|--|
| 5-2 | ○災害がれきの広域的な相互支援体制確立【環境局】                                   |
| 2   | 災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】   |
| 再掲  | 組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携【危機管理室/建築都市局】  |
| 3   | 大規模地震時等の被害が甚大かつ広域に発生した時に、府県を越えて機能する物資中継基地や広域支援部隊等の拠点となる近畿地方整備局の堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と所在市である本市との連携を促進します。 |

## (2) 人材不足や資機材不足により道路啓開の大幅な遅延

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】  |
| 再掲  | <p>障害者や高齢者等の避難支援において、特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進め、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを推進します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。</p> |

## (3) 受入体制の混乱により災害ボランティアの応援受入れが大幅に遅延

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】  |
| 4   | <p>災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○災害時医療体制の整備【健康福祉局】  |
| 再掲  | <p>医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。行政、消防、医療関係機関と協力し、災害初動時における救護班・救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定めた災害時医療救護活動マニュアルを策定し、災害時の活動体制の整備を行います。</p> <p>《堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会との「災害時における医療救護活動に関する協定」の締結数》 4協定</p> |

## (4) 周辺市町村との相互応援体制が麻痺

|     |  |
|-----|--|
| 5-2 | ○南大阪地域の市町村との相互応援体制の強化【危機管理室】   |
| 5   | <p>南大阪地域の中核的都市として、平常時から泉州地域や南河内地域の市町村との情報交換や相互応援訓練等の実施により相互応援体制の強化を図ります。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 5-2 | ○【重要施策】堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】   |
| 再掲  | <p>令和3年度に完成予定の堺市総合防災センターを、平常時には市民や自主防災組織等が体験を通して防災を学習する施設及び消防職団員の訓練施設として活用します。また、災害時には緊急消防援助隊の活動拠点や物資配送拠点として活用できるよう準備を進めます。</p> |

## 5-3 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 5-3 | 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化 |
|-----|--------------------------|

警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、  
社会の混乱

(1) 警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

|     |  |
|-----|--|
| 5-3 | ○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】  |
| 再掲  | 組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。                                      |
| 5-3 | ○【重要施策】住民による自主的な防犯活動を支援【市民人権局】   |
| 1   | 大規模災害等発生時は、警察や行政機関の機能が大幅に低下し、犯罪等による治安悪化が懸念されます。このような時、住民同士の助け合いや自治会等による自主的な見回り活動等が行われる可能性を考慮し、平常時のみならず緊急時においても、地域住民による防犯活動等が実施できるよう、支援を継続的に行います。 |

## 6. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

### 6-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### 6-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

避難指示等の伝達遅延による避難の遅れで死傷者が発生／デマ等による社会混乱が発生

#### (1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

|     |  |
|-----|--|
| 6-1 | ○全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の運用【危機管理室】   |
| 再掲  | 緊急地震速報や大津波警報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による同報系防災行政無線の自動連携装置等を適切に運用管理します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 6-1 | ○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室/健康福祉局】  |
| 再掲  | 災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリヤメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。<br>・災害時に医療機関の被災状況などを共有する厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」及び大阪府の「大阪府救急・災害医療情報システム」の操作研修に本市職員が参加し、災害時の情報伝達手段の充実を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 6-1 | ○外国人への支援体制等の整備【文化観光局/危機管理室】   |
| 再掲  | 災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、市ホームページやSNS等での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。 |

|     |   |
|-----|---|
| 6-1 | ○避難地案内表示板等の設置【危機管理室】                          |
| 1   | 緊急時に広域避難地や避難所等へスムーズな避難ができるよう、案内表示板等の設置を推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 6-1 | ○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】  |
| 再掲  | 災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。   |
| 6-1 | ○ホームページや SNS 等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】   |
| 2   | 要配慮者に配慮しながら、災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整えます。<br>《堺市公式 LINE アカウント友だち登録数と Twitter フォロワー数の合計値（人口比）》>30% |

## 目標Ⅳ 早期の復旧・復興と生活再建

### 7. 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 7-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

##### 7-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

臨海部のコンビナートや重要な産業施設において  
大規模な損壊、火災、爆発等の発生

###### (1) 臨海部のコンビナートや重要な産業施設において大規模な損壊、火災、爆発等の発生

|     |   |
|-----|---|
| 7-1 | ○危険物災害予防対策の推進【消防局】  |
| 再掲  | 危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進し、消防関係法令の技術基準や規制の遵守について指導します。また、風水害対策実施計画の作成を指導するなど、風水害対策の徹底を図ります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 7-1 | ○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局/消防局】   |
| 再掲  | コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所に対し、定期的な立ち入りを実施し、自主保安や防災体制の充実を促進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 7-1 | ○事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局/消防局】  |
| 再掲  | 事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（B C P）の策定を促進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 7-1 | ○一定規模以上の危険物を取り扱う建築物の耐震化の促進【建築都市局】                         |
| 再掲  | 危険物を取り扱う建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 7-1 | ○住民、事業所への防火意識の普及啓発【消防局】  |
| 再掲  | 春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等での立入り検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、SNS やホームページを活用して、防火意識の普及啓発を行います。<br>《火災件数の減少》令和5年中の火災件数 210 件以下 |

|     |  |
|-----|--|
| 7-1 | ○防火・防災管理者の養成・指導育成【消防局】   |
| 再掲  | <p>消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。</p> <p>(当該講習については外部団体が実施しているため、ホームページや消防機関紙などで市民に案内する。)</p> |

## 7-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

### 7-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

**市内企業等がBCP等の対策不足により復旧の大幅な遅延**

**交通障害による物流の停止**

#### (1) 市内企業等のBCP等の対策不足による復旧の大幅な遅延

|     |  |
|-----|--|
| 7-2 | ○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局/消防局】  |
| 再掲  | <p>コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所に対し、定期的な立ち入りを実施し、自主保安や防災体制の充実を促進します。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局/消防局】   |
| 再掲  | <p>事業所に対して広報紙や研修会、消防署による予防査察を通じて、自主防災体制の整備について指導、助言、啓発を行います。また、事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局/危機管理室】   |
| 再掲  | <p>福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、各事業所の避難確保計画の作成を支援します。</p> <p>『水防法に基づく避難計画策定要配慮者施設における避難確保計画作成率』0%<br/>(H27) →53% (R3・157/296 事業所) →100% (R7)</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 7-2 | ○堺商工会議所や農林漁業関係団体等との協力体制の確立【産業振興局】  |
| 1   | 堺商工会議所や農林漁業関係団体との平常時からの協力体制の確立に努め、災害時には、災害により被害を受けた中小企業や農林漁業者の再建を促進するため、災害融資制度の周知や融資相談窓口の開設及び、事業費の融資が迅速かつ円滑に実施できる体制を整備します。 |

## (2) 交通障害による物流の停止

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○【重要施策】緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】                                      |
| 再掲  | 緊急交通路等に関する橋りょう 210 橋について、耐震化を推進します。<br>『210 橋耐震化率』70% (R1) → 97% (R7) |

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○【重要施策】都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】   |
| 再掲  | 都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○【重要施策】道路の新設、改良、拡幅【建設局】   |
| 再掲  | 道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 7-2 | ○【重要施策】管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】   |
| 再掲  | 「堺市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、管理橋りょうを定期的に点検することで、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行うことにより、橋りょうを健全な状態に保ちます。<br>また、舗装や路面下の空洞、道路照明灯、道路標識、トンネル等についても、損傷度合いを確認・把握し、最適なタイミングで補修工事を行い、道路施設を健全な状態に保ちます。<br>『80 橋補修率』0% (R3) → 100% (R7) |

|     |  |
|-----|--|
| 7-2 | ○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】   |
| 再掲  | <p>道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設の把握に努めます。</p> <p>『水管橋の点検実施数（橋/年）』 ≫ 180 橋程度/年</p> <p>『老朽管きょ調査率』 52.1% (H28 実績) → 100% (R5)<br/>0% (R5) → 29% (R7)</p> <p>『国の点検要領に基づく道路定期点検の実施（2巡目）』 ≫ 0% (H31 当初) → 100% (R5)</p> |
| 7-2 | ○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】  |
| 再掲  | 広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知に努めます。   |
| 7-2 | ○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】   |
| 再掲  | <p>地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るため、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。</p> <p>『耐震診断基準に適合しないと判断されたブロック塀』解消 (R7)</p>   |

## 7-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

### 7-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・ サプライチェーンの維持への甚大な影響

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・  
サプライチェーンの維持への甚大な影響

災害時の燃料の供給不足

#### (1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン維持への甚大な影響

|     |   |
|-----|---|
| 7-3 | ○食糧・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室/財政局/区役所】  |
| 再掲  | 食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、府内連携等の供給体制の見直し、改善や堺市総合防災センターや物資調達・輸送調整等支援システムを活用するための体制構築を進めます。 |

#### (2) 災害時の燃料の供給不足

|     |  |
|-----|--|
| 7-3 | ○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】   |
| 再掲  | 災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務において災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。 |

## 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 8-1 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

##### 応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化

###### (1) 応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化

|     |   |
|-----|---|
| 8-1 | ○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】  |
| 1   | 大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員に判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行います。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-1 | ○り災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】  |
| 2   | 災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握し、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行うり災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を行います。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-1 | ○応急仮設住宅の建設候補地の選定【建築都市局】   |
| 3   | 災害時の応急仮設住宅建設計画の迅速な策定を実施するため、堺市が管理する一定規模以上の公園や運動場等で大きな造成を行うことなく仮設住宅の建設が可能な土地を選定し、当該土地に建設可能な戸数をあらかじめ推計を実施します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-1 | ○住宅の確保と供給【建築都市局】  |
| 4   | 倒壊や焼失等により、住宅を失った市民に対して、公営住宅、民間の住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家を活用した住宅の供給が実施できるよう、あらかじめ民間業者や、住宅供給公社・都市再生機構等との協力体制を確立し、 |

|           |  |
|-----------|--|
| 8-1<br>再掲 | ○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備【建築都市局】   |
|           | 老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、良好な住宅ストックの形成を図り、オープンスペース等との一体的整備に努めます。<br>《建替戸数》491戸（H27）→1,141戸（R7） |

## 8-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

### 8-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

**市民生活の安定、社会経済活動の復旧・復興の遅延**

**建築物の応急危険度判定やり災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延**

#### (1) 市民生活の安定、社会経済活動の復旧・復興の遅延

|     |  |
|-----|--|
| 8-2 | ○復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】  |
| 1   | 被災者の生活再建支援や安全性に配慮した地域振興等のための復興・再建を速やかに行うため、復興本部の設置や復興の基本方針、復興計画の策定に係る体制や手順の確立を進めます。  |
| 8-2 | ○迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）<br>【建築都市局】  |
| 2   | 大規模地震による被害が発生した場合には、二次的な被害の発生を抑え、応急復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、都市復興に向けた事前準備の取組を進めます。  |
| 8-2 | ○被災者支援体制の構築【危機管理室】   |
| 3   | 被災した市民が各種支援制度を活用し、1日も早い生活再建が行えるように、対象被災者の把握や被災者台帳の整備、被災者が受けられる支援制度に関する情報を分かりやすくまとめておくなど、速やかな支援につながる被災者支援体制の構築を進めます。  |
| 8-2 | ○相談窓口等の体制整備【危機管理室/市長公室/区役所/市民人権局】  |
| 4   | 迅速に市民の生活再建が図られるよう、生活相談や各種問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、体制を整備します。また、弁護士等の専門家による相談窓口の整備に努めます。   |
| 8-2 | ○こころの健康に関する相談を実施する体制の整備【健康福祉局/子ども青少年局/教育委員会事務局】  |
| 5   | 環境の激変による精神疾患患者の発生や通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医師等による避難所等巡回体制の整備に努めます。また、災害による外傷後ストレス障害（P T S D）等、生活の激変によるメンタルヘルス不調に対応するため、こころの健康に関する相談体制の整備に努めます。その際、女性や子ども等の相談に対応できる相談員を配置するよう配慮します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 8-2 | ○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】   |
| 再掲  | 災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。 |

(2) 建築物の応急危険度判定やり災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延

|     |   |
|-----|---|
| 8-2 | ○り災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】  |
| 再掲  | 災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握し、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行うり災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を行います。 |

8-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態

**8-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態**

- |                               |
|-------------------------------|
| 学校等の再開の大幅な遅延による児童、生徒等の就学機会の喪失 |
| 学校等の再開の大幅な遅延による保護者の生活再建の遅延    |

(1) 学校等の再開の大幅な遅延による児童、生徒等の就学機会の喪失

|     |  |
|-----|--|
| 8-3 | ○多くの人が利用する建築物の耐震化の促進【建築都市局】  |
| 1   | 救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、幼稚園等の避難困難者利用建築物等の多くの人が利用する建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-3 | ○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】   |
| 再掲  | 指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策については、より一層進めていきます。<br>『災害用トイレ配備数』2144 基 (R3) ⇒ 2780 基 (R7) |

(2) 学校等の再開の大幅な遅延により保護者の生活再建が遅延

|     |   |
|-----|---|
| 8-3 | ○学校園施設等の老朽化対策の推進【教育委員会事務局】  |
| 2   | 耐震化が完了している学校園施設・指定避難所の改修時に長期間使用するに耐えうる改修として、劣化した躯体の改修、外壁・屋上・設備配管などの劣化改修、空調設備やトイレの機能的改修などを推進します。 |

8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、仮置場の不足より大量の一般廃棄物、災害廃棄物（災害がれき及び生活ごみ等）が放置

(1) 清掃工場の被災による稼働停止や人員不足等によるごみ収集作業の遅れ、仮置場の不足より大量の一般廃棄物、災害廃棄物（災害がれき及び生活ごみ等）が放置

|     |  |
|-----|--|
| 8-4 | ○災害廃棄物処理体制の構築【環境局】   |
| 1   | 発災時に迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理担当者研修を実施する等、堺市災害廃棄物処理計画の実効性を確保する取組を推進します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-4 | ○災害廃棄物の仮置場の確保【環境局/危機管理室】                        |
| 2   | 災害廃棄物の仮置場について、公有地のオープンスペースを中心に候補地の選定及び確保を推進します。 |

|     |  |
|-----|--|
| 8-4 | ○災害がれきの広域的な相互支援体制確立【環境局】                                   |
| 再掲  | 災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。 |

|     |   |
|-----|---|
| 8-4 | ○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】                        |
| 再掲  | 災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備し、広域的な相互支援体制を確立します。 |

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

風評被害により市内産業、農業、漁業、観光等に  
多大な損害が発生

(1) 風評被害により市内産業、農業、漁業、観光等に多大な損害が発生

|     |   |
|-----|---|
| 8-5 | ○ホームページや SNS 等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】  |
| 再掲  | <p>要配慮者に配慮しながら、災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整えます。</p> <p>『堺市公式 LINE アカウント友だち登録数と Twitter フォロワー数の合計値（人口比）』 ≫ 30%</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 8-5 | ○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室/健康福祉局】  |
| 再掲  | <p>災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、防災情報メール、災害情報 FAX など、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。</p> <p>災害時に医療機関の被災状況などを共有する厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」及び大阪府の「大阪府救急・災害医療情報システム」の操作研修に本市職員が参加し、災害時の情報伝達手段の充実を図ります。</p> |

8-6 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-6 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

人材等の不足による二次被害の発生

(1) 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

|     |   |
|-----|---|
| 8-6 | ○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】  |
| 再掲  | 災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 8-6 | ○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】   |
| 再掲  | 災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。 |

## (2) 人材等の不足による二次被害の発生

|     |   |
|-----|---|
| 8-6 | ○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】  |
| 再掲  | 大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員に判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行います。 |

# 8-7 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

## 8-7 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる 浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる  
浸水被害の発生  
ポンプ場の機能確保やポンプ車等の体制不足  
による排水等の長期湛水

## (1) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生

|     |  |
|-----|--|
| 8-7 | ○下水道施設の改築更新・修繕、及び耐震化の実施【上下水道局】   |
| 再掲  | 下水道施設の老朽化や地震による管渠の損傷に伴う排水機能の停止等を防止するため、布設後40年を経過した老朽管きょを調査し、改築更新や修繕の実施、並びに管渠の耐震化を実施します。また水再生センターやポンプ場においても、設備の健全度を維持するため、設備の更新や耐震化を実施します。<br>『老朽管きょ調査率』52.1%（H28実績）→100%（R5）<br>0%（R5）→29%（R7）<br>『目標耐用年数に満たない設備の割合』70%程度維持<br>『重要な管きょ耐震対策率』79.5%（H27）→96.9%（R7目標） |

## (2) ポンプ場の機能確保やポンプ車等の体制不足による排水等の長期湛水

|     |   |
|-----|---|
| 8-7 | ○雨水整備事業の推進【上下水道局】   |
| 再掲  | 浸水安全度を高めるため、雨水管の布設やポンプ場の建設等、浸水危険解消重点地区の雨水整備を実施し、その他の地区についても、浸水地区の実態等に応じた「きめ細かい」対策を実施します。<br>また、水再生センターやポンプ場の浸水安全度を高めるため、耐水化の計画を策定します。 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>『重点地区の浸水対策実施率』43.3% (H28 実績) → 85.8% (R4 実績)<br/>     0% (R5 開始) → 30.8% (R7 目標)</p> <p>『既存水再生センター・ポンプ場の耐水化』 計画策定 (R4.3 末 目標)</p> |
|--|--|

## 8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 8-8 「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」

|  |                       |
|--|-----------------------|
|  | 激しい揺れ等により文化財に多大な被害が発生 |
|--|-----------------------|

|  |                 |
|--|-----------------|
|  | 地域コミュニティ維持・人口流出 |
|--|-----------------|

#### (1) 激しい揺れ等により文化財に多大な被害が発生

|     |  |
|-----|--|
| 8-8 | ○建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進【文化観光局】                          |
| 1   | 文化財を災害から保護するため、所有者や国、大阪府と連携して、防災意識の高揚や防災設備等の整備を図ります。 |

|     |  |
|-----|--|
| 8-8 | ○文化財の防災に関する方針に基づく予防体制の確立【文化観光局】                            |
| 2   | 文化財を災害から保護するため、市民、文化財の所有者や管理者等の防災意識の普及と啓発を進め、予防体制の確立を進めます。 |

#### (2) 地域コミュニティの維持・人口流出

|     |   |
|-----|---|
| 8-8 | ○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】  |
| 再掲  | 災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供など、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から災害時協定の締結や連携・支援内容の協議等を進めます。 |

|     |  |
|-----|--|
| 8-8 | ○【重要施策】自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局】   |
| 再掲  | 災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。 |

## 第5章 計画の推進と見直し

### 1. 計画の推進体制

国土強靭化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまたがります。

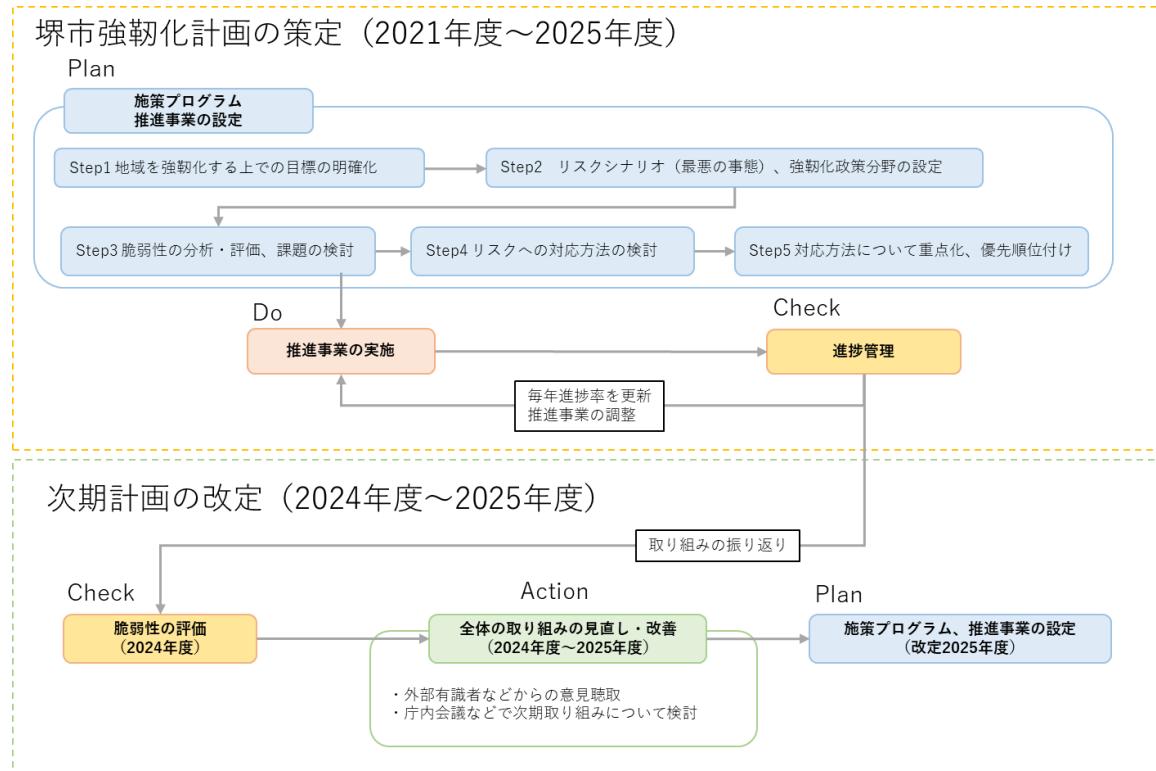
したがって、本計画の推進に当たっては、「堺市防災対策推進本部会議」を中心とした部局横断的な体制において調整を図りながら取組を推進していきます。

また、市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めています。

### 2. 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組の進捗状況等を毎年度、定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して、取組を推進します。堺市の強靭化を着実に推進していくため、推進事業の進捗状況を客観的に把握する事業指標を設定し、事業指標等を参考にしながら事業の状況を整理、見える化し、各年の進捗管理を行います。

計画期間終了年には、これまでの取組を振り返り、社会情勢の変化等により表面化した課題なども踏まえ、次回の計画改定に向けて脆弱性評価に着手します。脆弱性の評価を踏まえ、外部有識者等からの意見聴取や庁内会議の開催等を通し、施策検討を進めます。



### **3. 計画の見直し**

---

本計画については、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間としていますが、社会情勢の変化や基本法の変更、本市に多大な影響を及ぼす災害想定の追加・変更、具体的な取組の進捗状況等を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

### **4. 計画の策定・見直し履歴**

---

- 計画策定 平成29年2月
- 第1回見直し 令和4年3月
- 第2回見直し 令和5年11月

### **5. 市の他計画等の見直し**

---

本計画は、国土強靭化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。本市における地域防災計画や国土利用計画等、国土強靭化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として必要に応じて修正等を行う。

## 用語の説明

| 用語         | 説明   |
|------------|--|
| あ 上町断層帯    | 大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る全体長さが約42kmの活断層帯のこと。今後30年の間に地震が発生する可能性は、日本の主な活断層の中では高いグループに属する。  |
| 液状化        | 地震動により砂地盤が液体状のような状態になり、地下水及び砂が地表に噴出したり、地中の埋設物の浮上、建物の沈下などの被害が生じる。   |
| 応急危険度判定    | 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止することを目的としている。判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで建築物の見やすい場所に表示される。り災証明のための被害調査とは異なる。 |
| か 街区公園     | 主として街区（誘致距離250m）に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準として配置。   |
| 帰宅困難者      | 大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者。   |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる恐れのあるもの等を都道府県が指定する区域のこと。工作物の設置や改造等の一定の行為を行う場合は、都道府県の許可が必要。  |
| 緊急交通路      | 災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止や制限を行うことができる道路のこと。広域の防災拠点を連絡する広域緊急交通路と堺市域の防災拠点と広域緊急交通路を連絡する地域緊急交通路がある。   |
| 緊急消防援助隊    | 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災地の消防機関だけでは対応が困難な場合に、被災地からの要請を受けて全国の消防機関相互による応援部隊が派遣される援助体制。  |
| 区別防災マップ    | 区ごとに洪水や津波など災害ごとに想定される影響範囲や避難場所、災害発生時のとるべき行動、事前の備えなどの情報を掲載したマップ。  |

|       |  |
|-------|--|
| 広域避難地 | 大規模な火災が発生した場合に生命や身体の安全を確保するため、一時的に避難する場所のこと。堺市では、大仙公園や浜寺公園、大泉緑地等の公園とその周辺など16か所を指定。 |
|-------|--|

| 用語                  | 説明  |
|---------------------|---|
| 国土強靭化基本計画           | 国土強靭化基本法第10条に基づく計画で、国土強靭化に係る国の他の計画等の指針。脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める。平成26年6月閣議決定。   |
| 災害拠点病院              | 災害時の重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ病院のこと。堺市域では、市立総合医療センターが指定されている。  |
| 災害時多言語支援センター        | 災害時に外国人住民に対して情報提供等の支援を行うために設置される。   |
| 災害廃棄物               | 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ・し尿）  |
| 堺市基本計画2025          | 人口減少への対応や都市の活性化など、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と基本的な考え方や方向性を共通するものであり、同戦略を統合した計画。   |
| 堺市業務継続計画            | 大規模地震発生時に行政機能が低下した状況下でも、継続的に実施する必要がある災害対策業務や重要性の高い通常業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分や手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じ、適切な業務執行を行うための計画。                                |
| 堺市地震防災アクションプラン      | 大規模地震による想定被害を半減させるために、平成22年9月に今後10年間に実施すべき施策等を体系的に取りまとめたプラン。  |
| 堺市総合計画・堺21世紀・未来デザイン | 堺市のまちづくりの最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や目標を示す基本構想と基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示す2001（平成13）年度から2010（平成22）年度の前期基本計画と2011（平成23）年度から2020（平成32）年度の後期基本計画で構成された総合計画。 |
| 堺市地域防災計画            | 災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画のこと。堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に發揮して市民や   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。 |
| 堺市マスタープラン | 堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」の基本構想のもと、今後のまちづくりの基本的な方向性と取組を示すもので、従来の基本計画と実施計画の要素を併せもった計画。  |
| サプライチェーン  | 製品やサービスが原料の段階から物流、販売等を経て消費者の手に届くまでの全てのつながり。                                      |

| 用語                      | 説明   |
|-------------------------|--|
| 市街地再開発事業                | 駅前などの地区で、防災などの都市機能を高めたり、地区にふさわしい高度な土地利用をはかるため、不燃化した共同建物に建替える事業。あわせて、道路や駅前広場などの公共施設を整備することもある。                            |
| 住宅市街地総合整備事業〔密集住宅市街地整備型〕 | 老朽化した木造住宅が密集し、公共施設が著しく不足する住宅市街地において、住環境の改善と防災性の向上を図るために、老朽住宅の建替えの促進、道路や公園等の公共施設整備などを総合的に行う事業。堺市では、新湊地区（旧湊地区、旧湊西地区）で事業実施。 |
| 指定避難所                   | 家屋の倒壊や浸水被害などにより居住不可能な場合に一定期間避難生活を行う施設のこと。堺市では、市立小中学校など162か所を指定。  |
| 消防協力事業所制度               | 大規模災害が発生した場合に、事業所各自の判断により地域貢献活動として自動的に消火及び人命救助などの消防活動を行っていただける事業所と覚書を締結  |
| スロッシング                  | 地震動により石油タンクのなかの油が揺動する現象。石油タンクの浮き屋根がタンクにぶつかって火花が発生し、火災が発生したり、浮き屋根が壊れるなどの被害が発生することがある。                                     |
| 全国瞬時警報システム（J－ALERT）     | 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報が国から人工衛星を用いて市町村に送信され、防災行政無線（同報系）等と連携して住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。                  |
| た 大規模盛土造成地              | 斜面沿いや谷・沢を大規模に埋めた盛土造成地のこと。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などでは、大規模に谷を埋められた造成宅地で滑動崩落等による甚大な被害が発生した。                                 |
| 地域緊急交通路                 | 広域緊急交通路と本庁や区役所、災害拠点病院等の堺市域の防災拠点を連絡する道路。  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 地すべり危険箇所（地すべり防止区域） | 地すべりしている区域又は地すべりする恐れのきわめて大きい区域等を国が指定する。工作物の設置や改造等の一定の行為を行う場合は、都道府県の許可が必要。                                   |
| 津波率先避難等協力事業所登録制度   | 津波避難対象地域等に所在する事業所が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかけることにより、より多くの市民の早期避難行動につなげる制度。 |
| 津波避難ビル             | 津波発生時に標高の高い所へ逃げることが困難な場合などに、生命や身体の安全を確保するため、一時的に避難する建物のこと。  |

| 用語                                     | 説明   |
|--|--|
| 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 | 事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりの推進に関して、基本理念等を定め、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。平成25年12月公布、施行 |
| 道路啓開                                   | 緊急車両等の通行のために、道路上のがれきや放置車両等を撤去する作業。   |
| 都市計画道路                                 | 都市計画法に基づき計画されている道路のこと。堺市域内で90路線、約271キロメートルが都市計画決定されている。  |
| 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域                    | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると都道府県が指定する区域のことで、土砂災害警戒区域と土砂災害特別計画区域があり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。  |
| 土地区画整理事業                               | 土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進をはかることを目的とした事業で、土地所有者が道路、公園などの公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供し（減歩）、宅地の形を整えて換地するもの。  |
| トリアージ                                  | 災害医療の現場において、限られた医療スタッフや資器材、医薬品等を最大限活用するため、負傷者の重傷度に応じて治療の優先順位を決定すること。   |
| な　南海トラフ巨大地震                            | 南海トラフ沿いで発生する科学的に想定し得る最大規模の地震のこと。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | 低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に極めて広い範囲に甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されている。  |
| は 配水池         | 水の需要量に応じて適切に配水するため、大阪広域水道企業団から受水した水を一時貯える池   |
| P L 値（液状化指標）  | 地点における液状化の発生と程度を評価する指標。P L 値が1.5以上の場所では液状化が発生する可能性が高いと想定され、P L 値が大きいほど液状化発生の可能性が高く、程度も大きくなる。 |
| B C P（事業継続計画） | 災害等が発生した場合において、企業等が重要業務の継続や早期復旧を可能とするため方法、手段などを取り決めておく計画                                     |
| 避難行動要支援者      | 要配慮者のうち、災害が発生した場合又は発生する恐がある場合に、自ら避難することが困難で、円滑・迅速に避難するために特に支援を必要とする者。                        |

| 用語         | 説明   |
|------------|--|
| 福祉避難所      | 高齢者、障害者など、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要すると判断された対象者が一定期間避難生活を行う施設のこと。                        |
| 輻輳（ふくそう）   | 大規模災害時に安否の確認などにより被災地域に電話が殺到し、電話が掛かりにくくなること。  |
| 防災協力農地登録制度 | 大規模災害が発生したときに、農家の方に登録いただいた農地を避難空間や災害復旧用資材置場などに活用する制度。  |
| ま マンホールトイレ | 災害時に断水等でトイレが使用できなくなった場合に、マンホールのふたを外し、テントや便座等を組み立てて使用する非常用トイレのこと。堺市では、指定避難所となる市立小学校や公園等に設置している。                   |
| や 要配慮者     | 災害時に限定せず一般に「特に配慮を有する人」のこと で、高齢者や障害（児）者、妊娠婦、乳幼児、アレルギーなどの慢性疾患を有する人、外国人など。  |
| ら り災証明     | 災害見舞金、義援金の支給や被災者生活再建支援金の支給等を受ける際に必要となる証明書のこと。家屋に被害が発生した被災者からの申請に基づき、市が家屋の被害調査を実施し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等のり災証明書を交付する。 |

## 堺市国土強靭化地域計画

令和4年3月発行

編集・発行 堺市危機管理室

〒590-0087

堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072-228-7605

堺市行政資料番号

1 - I 6 - 2 1 - 0 2 9 2